

大学入学者選抜関連基礎資料集

目次

1. 大学入試のあり方に関する検討会議

- ・大学入試のあり方に関する検討会議の開催について・・・5
- ・大学入試のあり方に関する検討会議（第1回）（令和2年1月15日）萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶・・・7
- ・大学入試のあり方に関する検討会議（第2回）（令和2年2月7日）萩生田文部科学大臣の挨拶・・・10
- ・令和6（2024）年度実施の大学入試に向けたスケジュール・・・11

2. 高大接続改革の経緯

- ・大学入試制度の変遷・・・13
- ・高大接続改革の議論・検討の流れ・・・15
- ・「高大接続改革」の必要性・・・17
- ・大学入試改革に関する議論の推移（各提言・答申等の主なポイント）・・・18

3. 英語民間試験活用の経緯

- ・「大学入試英語成績提供システム」の概要・・・20
- ・主な検討・準備スケジュール（令和元年9月現在）・・・21
- ・大学入試英語成績提供システム参加要件を満たしていることが確認された資格・検定試験・・・22
- ・大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験とCEFRとの対照表・・・23
- ・「大学入学共通テスト」実施方針及び策定に当たっての考え方（平成29年7月）（抜粋）・・・24
- ・「大学入試英語成績提供システム」について指摘された課題・・・27
- ・萩生田文部科学大臣 発言骨子（令和元年11月1日）・・・29
- ・令和元年11月1日 大臣メッセージ・・・30

- ・「大学入試英語成績提供システム」に関する当面の対応・・・31
- ・令和3（2021）年大学入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用状況・・・32

4. 記述式問題の経緯

- ・大学入学共通テストにおける記述式問題・・・35
- ・国立大学の二次試験における国語、小論文、総合問題に関する募集人員の概算・・・36
- ・「大学入学共通テスト」国語記述式問題の利用割合・・・37
- ・記述式問題の例・・・38
- ・問題採点関連業務の委託事業者の選定・・・41
- ・採点プロセスのイメージ・・・42
- ・「大学入学共通テスト」実施方針及び策定に当たっての考え方（平成29年7月）（抜粋）・・・43
- ・平成29・30年度試行調査の結果・・・46
- ・大学入学共通テストにおける記述式問題について指摘された課題・・・47
- ・萩生田文部科学大臣の閣議後記者会見における冒頭発言（令和元年12月17日）・・・48
- ・「大学入学共通テスト」への記述式問題及び「大学入試英語成績提供システム」の導入に向けた関連経費・・・52

5. 我が国の入試制度の概要

- ・大学入試の基本的な考え方・・・54
- ・令和2年度大学入学者選抜日程・・・55
- ・大学入試センター試験の概要・・・56
- ・独立行政法人大学入試センターの概要・・・57
- ・独立行政法人大学入試センターの組織体制・・・58

- ・大学入試センター試験及び大学入学共通テストにおける委員会組織図 59
- ・大学入試センターの予算（令和元年度） 60
- ・各国の大学入学者選抜に係る共通試験 61
- ・総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分 62

6. 入学者選抜の実施状況等

- ・平成31年度入学者選抜における受験者数等 64
- ・平成30年度入学者選抜実施状況の概要 65
- ・大学入試センター試験の利用状況（平成31年度入試） . 67
- ・令和2年度大学入試センター試験 68
- ・大学入試センター試験参加大学数及び志願者・受験者数の推移 69
- ・令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数（本試験） 70
- ・大学入試センター試験受験者に対する受験科目数の割合 71
- ・志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布 72
- ・平成31年度大学入学者選抜（一般入試）の実施状況の例 75
- ・AO入試における学力把握措置（平成28年度） 76
- ・推薦入試における学力把握措置（平成28年度） 77
- ・一般入試において面接、小論文等を課す国公立大学（平成31年度入試） 78
- ・個別入学者選抜改革の進展 79

7. 大学入学者数等の推移

- ・18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移 84
- ・高等学校卒業者数・大学（学部）志願者数・大学（学部）入学定員の推移 85

- ・入学定員（募集人員）の推移 86
- ・入学志願者の推移（延べ数） 87
- ・志願倍率の推移 88
- ・入学者数の推移 89
- ・都道府県別大学進学率（男女別） 90
- ・都道府県別短期大学進学率（男女別） 91
- ・高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率（都道府県別） 92
- ・18歳人口と大学進学率等の推移（男女別） 93

8. 障害等のある入学志願者への配慮の状況

- ・障害者施策の流れ 95
- ・「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方 96
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 97
- ・大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数 100
- ・障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜） 102

9. 子供の貧困対策と大学入試

- ・子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定） 104
- ・子供の貧困対策に関する大綱（概要） 105
- ・子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定） 106
- ・生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 107

1. 大学入試のあり方に関する検討会議

（令和元年12月27日文部科学大臣決定）

1. 趣旨

「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式に係る今般の一連の経過を踏まえ、大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 英語4技能評価のあり方
- (2) 記述式出題のあり方
- (3) 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮
- (4) その他大学入試の望ましいあり方

3. 実施方法

- (1) 別に委嘱する委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ(1)以外の者にも協力を求めるほか、幅広く関係者の意見を聴くものとする。
- (3) 会議は原則として公開する。但し、会議を公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は会議の全部又は一部を非公開とする。

4. 実施期間

令和元年12月27日から令和2年末までとし、必要に応じて延長する。

5. その他

- (1) 会議の庶務は、関係局課の協力を得て高等教育局大学振興課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。

◇委員（◎：座長、○：座長代理）

【有識者委員】

- 荒瀬 克己 大谷大学文学部教授
○川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長（特任教授（常勤））
斎木 尚子 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会理事、前外務省研修所長（元同国際法局長・経済局長）
宍戸 和成 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 康行 筑波大学人文社会系教授
清水 美憲 筑波大学大学院教育研究科長・教授
末富 芳 日本大学文理学部教授
○益戸 正樹 UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役
◎三島 良直 東京工業大学名誉教授・前学長
両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授
渡部 良典 上智大学言語科学研究科教授

【団体代表委員】

- 岡 正朗 山口大学学長、一般社団法人国立大学協会入試委員会委員長
小林 弘祐 学校法人北里研究所理事長、日本私立大学協会常務理事
芝井 敬司 関西大学学長、一般社団法人日本私立大学連盟常務理事
柴田洋三郎 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事
萩原 聡 東京都立西高等学校長、全国高等学校長協会会長
吉田 晋 学校法人富士見ヶ丘学園理事長・富士見丘中学高等学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長
牧田 和樹 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長

【オブザーバー】

- 山本 廣基 独立行政法人大学入試センター理事長

◇当面のスケジュール

- 第1回 令和2年1月15日（水）10:00～12:00
第2回 令和2年2月7日（金）15:00～17:00
第3回 令和2年2月13日（木）15:00～17:00（予定）

大学入試のあり方に関する検討会議（第1回）（令和2年1月15日） 萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶①

- 大学入試のあり方に関する検討会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。三島座長はじめ委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、本検討会議の委員をお引き受けいただき、ありがとうございました。心より感謝を申し上げたいと思います。
- 高大接続改革の一環として、高校関係者、大学関係者等の御意見、御協力を頂きながら大学入試改革に取り組んできたところですが、既に御承知のとおり、英語の民間試験の活用及び大学入学共通テストにおける記述式問題の導入について、来年度の実施を見直さざるを得ないとの判断を昨年、行いました。これを受け、本検討会議は、これまでの経緯や課題も踏まえ、今後の大学入試のあり方について、改めてその方向性を御議論いただくために設置したものであります。

（英語4技能について）

- 英語民間試験活用のための大学入試英語成績提供システムについては、当初の予定どおりのスケジュールで実施するために取り組んできましたが、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して受けられるようにするためにはさらなる時間が必要だと判断をし、来年度からの導入を見送り、延期することといたしました。
しかしながら、グローバル化が進展する中、次代を担う若者が英語によるコミュニケーション能力を身に付けること、そして、大学入試で英語4技能について適切に評価することの重要性に変わりはないと考えております。このため、新学習指導要領で初めて実施する入試となる令和6年度、2024年度実施の大学入試に向けて、英語4技能をどのように評価していくのか、できるだけ公平でアクセスしやすい仕組みとはどのようなものなのかといった点について御検討をお願いしたいと思っております。

大学入試のあり方に関する検討会議（第1回）（令和2年1月15日） 萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶②

（記述式問題について）

- 記述式問題につきましては、民間事業者による採点の質の確保、自己採点と採点結果の不一致の解消など、指摘された課題の解決に向け、大学入試センターとともに検討を重ね、努力をまいりましたが、現時点で受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは限界があると判断し、導入の見送りを決めたところであります。

文部科学省としては、初等中等教育を通じて育んだ論理的な思考力、表現力を評価する記述式問題が大学入試において果たす役割は重要と考えております。このため、各大学の個別選抜において記述式問題の活用に積極的に取り組んでいただくことをお願いしていきたいと考えておりますが、本検討会議でも、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題のあり方など、大学入試における記述式の充実策について御議論を頂きたいと思っております。

大学入試のあり方に関する検討会議（第1回）（令和2年1月15日） 萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶③

（本検討会議の進め方など）

- 検討に当たっては、これまで指摘された課題や、延期や見送りをせざるを得なくなった経緯の検証も行っていたが、それを踏まえて今後のあり方の御議論につなげていただきたいと思います。と考えております。
- 申し上げるまでもなく、高大接続改革は、新しい時代にふさわしい高校教育と大学教育をそれぞれの目標の下に改革し、子供たちが各段階で必要な力を確実に身に付け、次の段階に進むことができるようにするための総合的な改革です。本検討会議は大学入試のあり方を中心に御議論いただく場ですが、委員の皆様におかれては、このような高大接続改革の観点も念頭に置いていただき、御議論を頂ければ幸いに存じます。

その際、なるべく多くの関係者からの声を反映していくことも重要であると考えています。様々な方々からヒアリングを行いながら御議論いただければありがたいと考えております。また、大学入試は国民の関心の高い事柄であります。議論の状況を広く情報提供しながら進めるため、原則として本検討会議は公開で開催することとしており、御理解を頂きますようお願いをいたします。

お忙しい皆様大変恐縮でございますが、今後1年程度で議論の取りまとめをお願いしたいと考えております。改めて委員の皆様の御協力に御礼を申し上げますとともに、どうぞ精力的な議論をお願いして、私からの冒頭の御挨拶にしたいと思います。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

大学入試のあり方に関する検討会議（第2回）（令和2年2月7日）

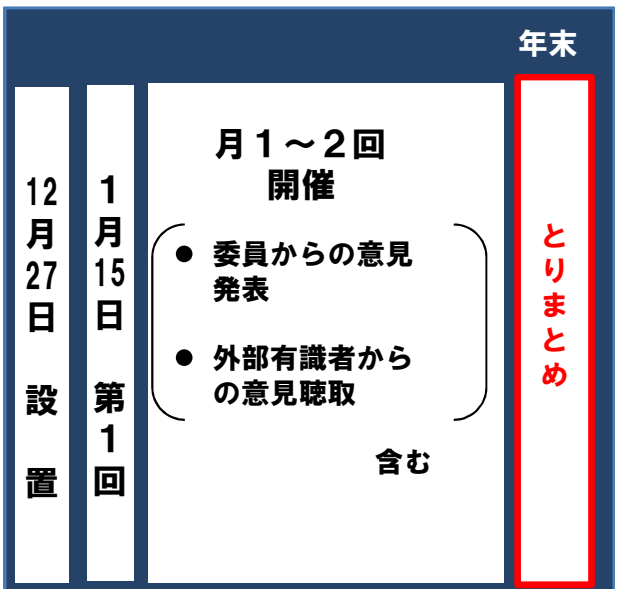
萩生田文部科学大臣の挨拶

- 第2回の大学入試のあり方に関する検討会議に御出席をいただきましてありがとうございます。本日も、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 前回、白紙から検討ということに関わって、委員の皆様から様々な御意見があったとお伺ひをしました。この点、私の記者会見でも質問がありました。
- 本検討会議は英語成績提供システム及び大学入学共通テストにおける記述式問題の導入について、来年度からの実施を見送ったことを受け、受験生が安心して受験できるよりよい制度を構築するために、これまで指摘された課題や、延期や見送りをせざるを得なかった経緯も検証しつつ、改めて方向性を御議論いただくために設置したものであります。
- したがって、高大接続改革そのものですか、英語によるコミュニケーション能力や思考力・判断力・表現力を育成・評価することの必要性は変わるものではなく、これらの重要性を踏まえた上で、入試と高校教育や大学教育との役割分担をどう考えていくか、どこまでを入試で問うべきか、また共通テストと各大学の個別入試との役割分担をどう考えるかなどについて、外部の有識者からのヒアリングも交えつつ、率直な御議論をいただきたいと考えているものであります。
- 本日は、これまでの検討において、制度設計のどこに問題があったかを御議論いただく材料の1つとして、過去の検討経緯の整理も配付しております。よりよい制度を構築していくために、建設的で忌憚のない御意見をお願い申し上げて、まずは私からの御挨拶にしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和6（2024）年度実施の大学入試に向けたスケジュール



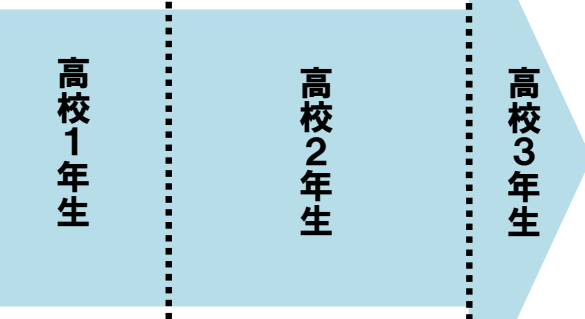
大学入試のあり方に関する検討会議



夏頃

「大学入学共通テスト実施大綱に係る予定」の通知※1
「大学入学者選抜実施要項に係る予定」の通知※2

新学習指導要領施行後
最初の高校生が入学



9月～3月

新学習指導要領に対応した
最初の大学入試※3

大学入学

約1年

約2年

2年前予告を可能にするためには、国は、遅くとも更に1年前には、制度改革について、各大学に予告する必要

2年前予告ルール
大学は、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目を変更する場合は、2年程度前には予告する必要（大学入学者選抜実施要項）

※1 実際の大学入学者選抜実施要項は、入試実施年度の6月頃に文部科学省より通知
 ※2 実際の大学入学共通テスト実施大綱は、入試実施の前年度の6月頃に文部科学省より通知
 ※3 総合型選抜(AO入試):9月以降出願 大学入学共通テスト:1月 一般入試:2・3月

2. 高大接続改革の経緯

大学入試制度の変遷①

※高等学校学習指導要領（外国語）では、当初（1960（昭和35）年告示）から四技能を総合的に育成することの必要性を明示。

昭和46(1971)年6月:「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」(中教審答申)

(背景(共通第1次学力試験導入以前))

○各大学が実施する1回限りの学力試験によって合否が決められることが多く、難問・奇問の出題が多く見られた

昭和52(1977)年6月:昭和54年度以降における大学入学者選抜実施要項(文部省)

昭和52(1977)年7月:昭和54年度大学入学者選抜に係る共通第1次学力試験実施大綱(大学入試センター)

昭和52(1977)年12月:試行テスト実施

昭和54(1979)年1月:共通第1次学力試験(第1回)

・国公立大学のみ利用

・5教科7科目(昭和62(1987)年から5教科5科目)

⇒高等学校教育における基礎・基本を問う良問を提供、国公立大学の共通の1次試験として実施

⇒各大学が個別試験において専門的な知識等を問う学力検査や小論文、面接等を実施することにより、受験生の能力・適性等を多面的に判定

昭和60(1985)年6月:「教育改革に関する第1次答申」(臨教審)

(背景(共通第1次学力試験導入後))

○一律に5教科7科目(62年から5教科5科目)とされていたので、偏差値等により大学の序列化が顕在化

○利用大学が基本的に国公立大学のみだったことから、国公立大学のみ入試改善に留まる

昭和63(1988)年10月:平成2(1990)年度大学入試センター試験実施大綱(大学入試センター)

昭和63(1988)年12月:試行テスト実施

平成2(1990)年1月:大学入試センター試験(第1回)

・国公立大学で利用

・「アラカルト方式」(教科数等、利用の仕方は各大学の自由)

・多様な入試の資料の一つ(大学入試センター試験、個別試験、面接、小論文、調査書等の適切な組合せ)

⇒受験生の能力・適性等の多面的な判定や、国公立大学のみならず私立大学も含めた各大学の入学者選抜の改善に積極的に寄与

← 昭和45(1970)年
学習指導要領改訂

教育内容の一層の向上
(「教育内容の現代化」)

← 昭和53(1978)年
学習指導要領改訂

ゆとりある充実した学校生活
の実現=学習負担の適正化

← 平成元(1989)年
学習指導要領改訂

社会の変化に自ら対応できる
心豊かな人間の育成

大学入試制度の変遷②

平成12(2000)年11月:「大学入試の改善について」(大学審議会答申)

○現在、高等学校の外国語教育において実践的なコミュニケーション能力の育成等が重視され、また、大学教育においても国際舞台で活躍できる能力の育成が求められている。…大学入試センターにおいても早急にリスニングテストの導入を図ることが必要である

平成15(2003)年11月 個別音源方式で実施することを決定
平成16(2004)年9月 試行リスニングテスト実施(全国509大学 約3万6千人の高校2年生が受験)

平成18(2006)年1月:第1回英語リスニングテスト実施

令和3(2021)年1月:大学入学共通テスト(第1回)(令和2(2020)年度)

令和7(2025)年1月:大学入学共通テスト(第5回)(令和6(2024)年度)

○平成30年(2018)年改訂の学習指導要領適用者を対象とした大学入学共通テストの実施

平成11年(1999)
学習指導要領改訂

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成

平成21年(2009)
学習指導要領改訂

「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス

(高校英語…4技能を総合的に育成する「コミュニケーション英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を設定)

平成30年(2018)
学習指導要領改訂

「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に関わった教育課程の実現

※「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間力等」

(高校英語…4技能を総合的に育成する科目群、ディベートやディスカッションを行う科目群を設定。)

高大接続改革の議論・検討の流れ①

中央教育審議会へ諮問「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」(平成24(2012)年8月28日)

- 文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25(2013)年10月31日)

- 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

英語民間試験活用:

国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のために新たな試験(達成度テスト(発展レベル)(仮称))を導入し、外国語の外部検定試験の活用を検討する。

記述式問題導入:

達成度テスト(発展レベル)(仮称)の具体的な実施方法(教科・科目や出題内容等)や実施体制、実施時期、名称、制度面・財政面の整備等について、高等学校における教育活動に配慮しつつ、関係者の意見も踏まえ、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討されることを期待する。

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26(2014)年12月22日)

- 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめて現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

英語民間試験活用:

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語については、4技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用により、「読む」「聞く」だけでなく「書く」「話す」も含めた英語の能力をバランスよく評価する。

記述式問題導入:

大学入試センター試験は「知識・技能」を問う問題が中心となっており、(略)「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価するものにしていくことが必要である。

このため、現行の大学入試センター試験を廃止し、下記のような新テスト「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を新たに実施する。

◆ 解答方式については、多肢選択方式だけでなく、記述式を導入する。

高大接続改革の議論・検討の流れ②

「高大接続改革実行プラン」(平成27(2015)年1月16日)文部科学大臣決定

- 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。平成27(2015)年1月に文部科学大臣決定として公表。

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」については平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を行う。

「高大接続システム改革会議」(平成27(2015)年3月～平成28(2016)年3月)

- 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。平成28(2016)年3月に最終報告。

英語民間試験活用:

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語については、「書くこと」や「話すこと」を含む四技能を重視して評価する。また、民間との連携の在り方を検討する。

記述式問題導入:

共通テストとして多くの大学入学希望者の学習に大きな影響を与えることとなる「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」において、複数の情報を統合し構造化して新しい考えをまとめるための思考力・判断力やその過程や結果を表現する力などを評価することができるよう、マーク式問題の一層の改善を図るとともに、自ら文章を書いたり図やグラフ等を描いたり式を立てたりすることを求める記述式問題を導入するための具体的な方策等について今後更に検討する。

記述式問題導入に当たっては、作問・視点・実施方法等について乗り越えるべき課題も存在していることから、今後、記述式導入の具体化に向けて、以下のような論点ごとに実証的・専門的な検討を丁寧に進める。

対象教科については、当面、高等学校で共通必修科目が設定されている「国語」「数学」とし、特に記述式導入の意義が大きいと考えられる「国語」を優先させる。

文部科学省内に検討・準備グループ等を設置(平成28(2016)年4月～)

- 高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、検討・準備グループ等を設置し、具体的制度設計を検討。

高大接続改革の進捗状況を公表(平成28(2016)年8月、平成29(2017)年5月)

- 各々の検討・準備グループ等の検討状況を平成28(2016)年8月及び平成29(2017)年5月に公表。

高大接続改革の実施方針等の策定(平成29(2017)年7月13日)

- 高等学校・大学等の関係団体等からの意見を踏まえ、検討・準備グループ等で検討を行い実施方針等について策定
 - ・「高校生のための学びの基礎診断」:文部科学省において一定の要件を示し、民間の試験等を認定するスキームを創設
 - ・「大学入学共通テスト」(令和2(2020)年度～):記述式問題導入、英語の4技能評価のための民間等資格・検定試験の活用 等
 - ・選抜に関する新たなルールの設定:AO入試及び推薦入試の評価方法、出願及び合格発表時期 等

- 国際化、情報化の急速な進展



社会構造も急速に、かつ大きく変革。

- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした)
思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

学力の3要素を
多面的・総合的に評価する

大学入学者選抜

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革

高大接続改革

学力の3要素を育成する

高等学校教育

高校までに培った力を
更に向上・発展させ、
社会に送り出すための

大学教育

大学入試改革に関する議論の推移（各提言・答申等の主なポイント）

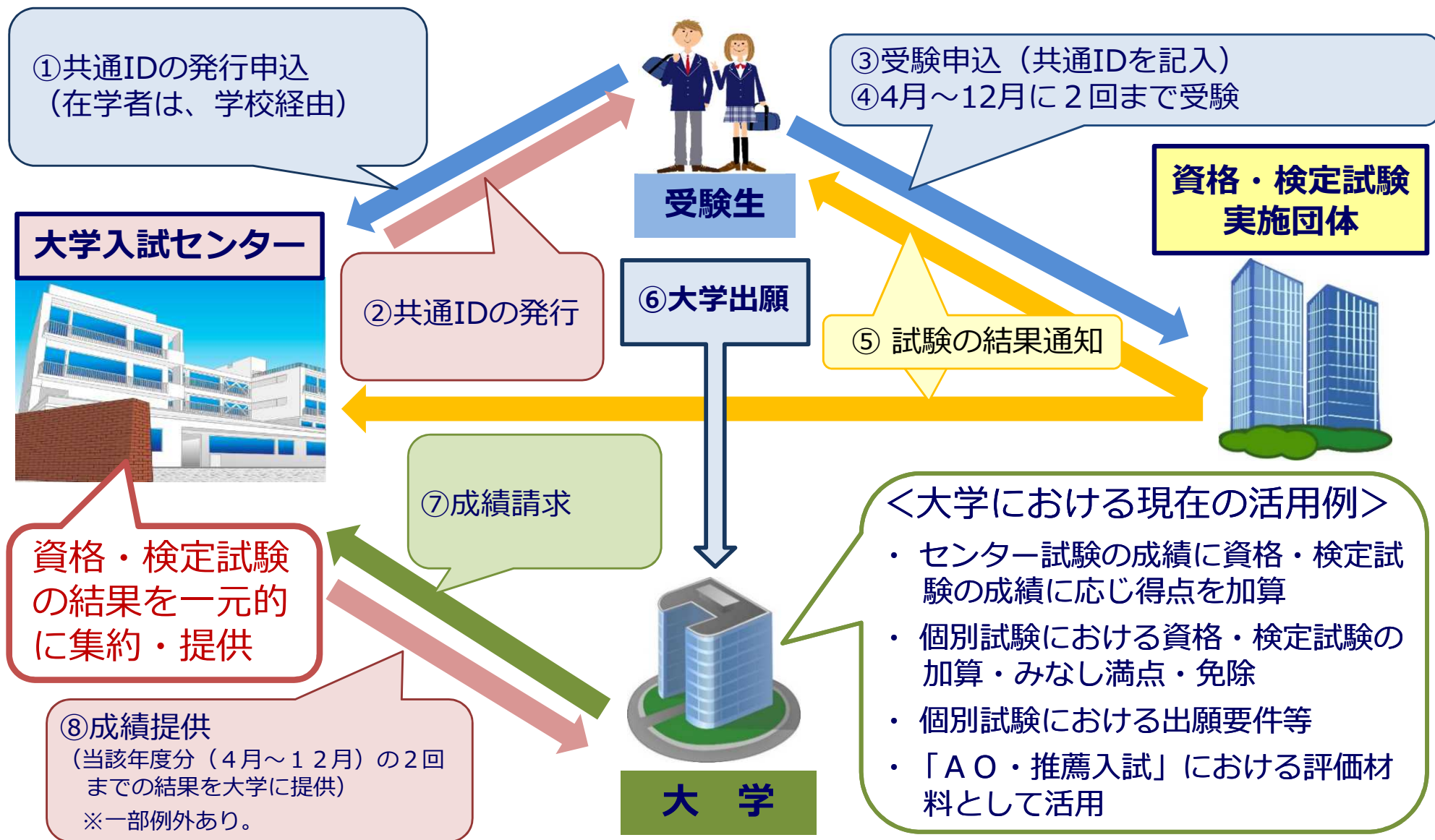
	教育再生実行会議第4次提言 (平成25年10月)	中央教育審議会 答申 (平成26年12月)	高大接続システム改革会議最終報告 (平成28年3月)	高大接続改革の実施方針 (平成29年7月)
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 知識偏重の1点刻みの大学入学選抜からの脱却、学力不問の選抜になっている一部の推薦・AO入試の改革が必要 高校・大学、大学入試の在り方について、一体的な改革を行う 	<ul style="list-style-type: none"> これからの時代に求められる力を育成するための初等中等教育から高等教育まで一貫した改革 「基礎的な知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」という三要素から構成される「確かな学力」を育む 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会答申の理念を踏まえた改革内容を実施に移していくための具体的方策を示す 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の「大学入試センター試験」に代えて平成32年度から「大学入学共通テスト」を実施 「高校生のための学びの基礎診断」の運用を開始 各大学の個別選抜について、学力の3要素を多面的・総合的に評価するものへと改善
大学入学希望者向け共通テスト	<ul style="list-style-type: none"> ○「達成度テスト（発展レベル）」 大学教育を受けるために必要な能力の判定のための試験 複数回挑戦、外国語、職業分野等の外部検定試験の活用を検討する 結果の段階別表示、各大学の入学選抜の基礎資格としての利用など工夫する 将来的にC B T方式、言語運用能力、数理論理力・分析力、問題解決能力等を測る問題の開発も検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大学入学希望者学力評価テスト」 知識・技能を単独で評価するのではなく、知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を中心に評価する 資格試験的利用を促進し、年複数回実施する 段階別表示による成績提供 C B T方式を前提に開発する 英語4技能を評価できる出題や民間資格・検定試験を活用する 「記述式」の導入 「合教科・科目型」「総合型」の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大学入学希望者学力評価テスト」 知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する 複数回実施は、日程上の問題など引き続き検討する 評価結果は段階別表示する C B Tは専門家等の意見も聴きつつ十分に検討する 英語4技能評価を推進する。「話すこと」についてはH32年度当初からの実施可能性について十分検討する 民間資格・検定試験の活用も有効 当面、国語・数学で記述式を導入（H32～35は短文、H36～はより文字数の多い記述）、実施時期も検討 マーク式もより思考力・判断力・表現力を重視した作問へ改善する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大学入学共通テスト」 知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する 設問、領域、分野ごとの成績、全体の中での当該受験者の成績の段階別表示 C B Tについては、引き続きセンターで調査・検証 英語4技能を評価するため、民間の資格・検定試験を活用 共通テストの英語は、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、H35年度までは実施 H36年度以降は教科・科目の簡素化を含めた見直し 国語・数学で記述式を導入（H36年度以降、地歴公民分野や理科分野等でも記述式を導入する方向で検討） マーク式も思考力・判断力・表現力を一層重視した作問へ見直す
基礎レベルのテスト	<ul style="list-style-type: none"> ○「達成度テスト（基礎レベル）」 基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、学校の指導改善や生徒の学習改善に活用 各大学の判断で推薦入試やAO入試にも活用可能とする 高校在学中に複数回受験できる仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○「高等学校基礎学力テスト」 高校生が基礎的な学習の達成度の把握、自らの学力を客観的に提示できるようにする 進学時の活用は、調査書に結果を記入するなど参考資料の一部として使用 在学中に複数回受験可能、成績を段階で表示 C B T方式を前提に開発 英語等は民間資格・検定試験も積極的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○「高等学校基礎学力テスト」 高校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを把握・提示できる仕組み H31～34年度の試行実施期には大学入試や就職には用いず、学習改善等に用いながら検証を行う。H35年度以降の大学入試等への活用は更に検討する I R T、C B T導入の検討、段階別の結果提供 民間事業者の活用を具体化する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「高校生のための学びの基礎診断」 高等学校教育における多面的な評価の推進の一環として、高校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用できるよう、文科省において一定の要件を示し、民間の試験等を認定する仕組み 結果の副次的な利用については更に検討する
各大学の個別選抜	<ul style="list-style-type: none"> 各大学のアドミッションポリシーに基づき、多面的・総合的に評価・判定する 達成度テスト（発展レベル）を積極的に活用する 面接、論文、高校の推薦書、生徒が能動的・主体的に取り組んだ多様な活動、大学入学後の学修計画案を評価するなど多様な方法による入学選抜による入学割合を増加させる 	<ul style="list-style-type: none"> 学力の3要素を踏まえた多面的な選抜方法をとる 具体的な選抜方法等に関する事項を各大学のアドミッションポリシーにおいて明確化する 大学入学希望者学力評価テストの活用 多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止し、大学入学選抜全体の共通的な新たなルールを構築する 	<ul style="list-style-type: none"> 学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学選抜への改善 入学選抜で学力の評価が十分に行われていない大学における入学選抜の改善（多様な評価の方法、出題科目の見直し、作問の改善、大学入学希望者学力評価テストの活用、調査書の有効な活用等） AO、推薦入試等の実施時期のルールを策定する 	<ul style="list-style-type: none"> 入試区分について、各々の特性をより明確にする観点から、「一般選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」へ変更 総合型選抜や学校推薦型選抜でも、知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価 合格発表時期についてルール化 調査書の記載内容の改善
新テストの実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制等について、関係者の意見も踏まえ、中央教育審議会等で専門的・実務的に検討されることを期待する 	<ul style="list-style-type: none"> 大学入試センターを改組し、新たなセンターとする 新センターは、新テストの実施と方法開発、個別選抜やアドミッション・オフィス強化等の方法開発などの支援、面接や集団討論等を含むテスト方法開発などの支援、調査書の評価等を含む評価に関する方法開発などの支援等を目的とし、名称についても、その機能を体現するものに変更する 	<ul style="list-style-type: none"> 大学入試センター試験の作問や実施・運営等の実績に進み、大学入試センターを抜本的に改組した新たなセンターにおいて実施することが適当である 今後、文科省において、実施主体としての適切な在り方を検討し、可能な限り速やかに結論を得て、実施体制を具体化 	<ul style="list-style-type: none"> 共通テストは利用大学が共同して実施する性格のものであることを前提に、大学入試センターが問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務を行う 多数の受験者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する
高校教育改革	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等について、高校において共通に身に付けるべき目標を明確化する 生徒の能動的・主体的な活動への取り組みを指導、支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 高大接続改革と歩調を合わせて学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、アクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る 評価について、生徒の多様な学習成果や活動を評価する方法に転換 	<ul style="list-style-type: none"> 育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直しなどの教育課程の見直し アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上 学習評価の在り方を見直しや指導要領の改善などの多面的な評価の推進、多様な学習成果を測定する各種検定試験の普及促進 	
大学教育改革	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の点検・改善、教育内容や教育方法の改善に取り組むとともに、厳格な成績評価・卒業認定等により学生の学修時間を増加させる 学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育の質的転換を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する（ナンバリング等）とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する 	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム構成の見直し、学生の能動的な学修を重視した指導方法の導入、学生の学修時間増加に向けた指導、学習成果に係る評価の充実 3つの方針に基づく大学教育の充実 各大学における3つの方針と入学選抜方法との関係を重視した教学マネジメントの確立 	

3. 英語民間試験活用の経緯

「大学入試英語成績提供システム」の概要

導入延期決定
時点までの資料

- 資格・検定試験の成績を大学入試センターで一元的に集約・管理し、大学へ成績提供
- 登録できる成績は、大学を受験する年度の4～12月の最大2回まで
- 総合型選抜、学校推薦型選抜など、大学入学共通テストを利用しない選抜でも利用可能



2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

大学入試英語成績提供システム

【文】「実施方針」の策定・公表
(7月)

【セ】参加要件の公表
(11月)

【セ】申込みのあった試験のうち
参加要件を満たす試験の公表
(4月)

【文】「実施方針（追加分）」の
策定・公表（8月）

【セ】「大学入試英語成績提供システム」の概要
について」を発売
(12月)

【文】「実施方針（追加分）」運用ガイドライン
の公表（3月）

【文】「運営大綱」の策定・公表
(6月)

【セ】「要項」の策定・公表
(9月目途)

【セ】共通ID発行申込受付
(11月)

【セ】資格・検定試験の実施
(4/5/12月)

9月以降順次
成績提供

大学入試英語成績提供システム参加要件を満たしていることが確認された資格・検定試験

(アルファベット・50音順)

導入延期決定
時点までの資料

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	ケンブリッジ英語検定
1		C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7		A2 Key for Schools
8	A2 Key	
9	Educational Testing Service	TOEFL iBTテスト
10	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System(IELTS)(アカデミック・モジュール)
	株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC
11		Advanced
12		Basic
13		Core
14	CBT	
15	公益財団法人日本英語検定協会	Test of English for Academic Purposes(TEAP)
16		Test of English for Academic Purposes Computer Based Test(TEAP CBT)
		実用英語技能検定 (英検)
17		1 級 (「英検2020 2days S-Interview」)
18		準 1 級 (「英検2020 2days S-Interview」, 「英検2020 1day S-CBT」 及び 「英検CBT」)
19		2 級 (「英検2020 2days S-Interview」, 「英検2020 1day S-CBT」 及び 「英検CBT」)
20		準 2 級 (「英検2020 2days S-Interview」, 「英検2020 1day S-CBT」 及び 「英検CBT」)
21	3 級 (「英検2020 2days S-Interview」, 「英検2020 1day S-CBT」 及び 「英検CBT」)	
22	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System(IELTS) (アカデミック・モジュール)

※ 実用英語技能検定における「英検2020 2days S-Interview」については、合理的配慮が必要な障害等のある受験者のみを対象としている。「英検CBT」については、準1級も参加試験として追加(2019年8月23日)。

※TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会)は2019年7月2日に参加申込み取り下げを公表。

大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験とCEFRとの対照表

導入延期決定
時点までの資料

文部科学省作成「各資格・検定試験とCEFRとの対照表（平成30年3月）」より令和元年8月作成

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 英検 CBT：準1級-3級 英検2020 1day S-CBT：準1級-3級 英検2020 2days S-Interview：1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS	TEAP	TEAP CBT	TOEFL iBT
C2	230 200			9.0 8.5			
C1	199 180	3299 2600	1400 1350	8.0 7.0	400 375	800	120 95
B2	179 160	2599 2300	1349 1190	6.5 5.5	374 309	795 600	94 72
B1	159 140	2299 1950	1189 960	5.0 4.0	308 225	595 420	71 42
A2	139 120	1949 1700	959 690		224 135	415 235	
A1	119 100	1699 1400	689 270				

☞ は各級合格スコア

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対象関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

- 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄に対応する能力を有していると認定できないことを意味する。
- ※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。
- ※ 障害等のある受験生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対照関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。
- ※ 実用英語技能検定における「英検2020 2days S-Interview」については、合理的配慮が必要な障害等のある受験者のみを対象としている。「英検CBT」については、準1級も参加試験として追加（2019年8月23日）。
- ※ TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）は2019年7月2日に参加申込みを取り下げたため、記載していない。

「大学入学共通テスト」実施方針（7. 英語の4技能評価）

○ 具体的には、以下の方法により実施する。

- ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。）、その試験結果及びCEFRの段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。

また、認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を対象として活用するよう各大学に求める。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方（7. 英語の4技能評価）

＜検討経緯＞

- 関係団体、有識者等に実施方針案（文部科学省「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」（平成29年5月））を示し、意見を求めた。同時に意見募集の手続を行った。

特に、資格・検定試験を活用する場合の共通テストの英語試験の取扱いに関する以下の2案について、いずれの案とすべきかについて意見を求め、検討を行った。

《A案》

平成32年度以降、共通テストの英語試験を実施しない。英語の入学者選抜に認定試験を活用する。

《B案》

共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

- 上記2案に対して提出された意見としては、英語の4技能を評価することについては総論として賛同するものが多い一方で、B案としつつ共通テストとして英語試験の継続実施を強く要望する意見（全国高等学校長協会）や、共通テスト英語試験の廃止は認定試験の実施・活用状況を検証した上で判断すべきとする意見（国立大学協会）、導入時期も含め慎重な検討を促す意見（都道府県教育長協議会）など、A案に否定的で、かつ、共通テストで英語を継続して実施すべきとする意見が多かった。
- このような意見を踏まえ、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。この際、英語4技能評価が、早期に多くの大学で実施されることが望ましいことから、各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努めるものとする。また、共通テストの出題内容について、英語4技能評価の必要性を踏まえ、必要な改善を行うとともに、その配点等のバランスについても、プレテスト等の実施を通じた検討を行うこととする。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方（7. 英語の4技能評価）

＜試験結果の集約・提供＞

○ 実施場所・体制の確保

- ・ 各認定試験について、できる限り、センター試験と同等以上の実施場所を確保できるよう、試験団体と調整を図る。また、実施期日・回数については、毎年度4月～12月の間に、全都道府県で複数回実施することを求める。
- ・ 採点者、試験監督者等必要となる人員の質・量を確保することを求める。（例えば、会場ごとに、認定試験団体が一定の資格を有する試験監督者等を派遣。高校教員にも協力を求める場合は、研修の実施や誓約書の提出等を求めるなど。）
- ・ 各認定試験実施団体に、障害のある受検者への配慮として、認定試験の実施に当たり、合理的配慮として適切な手段を提供することを求める。
- ・ 資格・検定試験については、主に各試験団体において資格・検定試験に対する自己評価がなされており、また、現在、第三者機関による評価の在り方についても検討されていることから、これらの効果的な活用の在り方も検討する。

○ 検定料

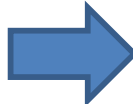
- ・ 受検者の負担が極力増えないよう、大学受検者全体に対する抑制に加え、低所得者世帯の受検者等の検定料減免等の配慮を求める。

「大学入試英語成績提供システム」について指摘された課題①

課題

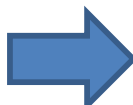
①受験に係る地域的事情への対応が不十分

・全都道府県で全ての参加試験が実施されるわけではなく、都市部に比べて、地方部では受験可能な試験が限定されていた。

- 
- 国立大学をはじめとする大学や地方公共団体に対し、試験実施団体に会場を無償又は安価に貸与するなど、会場設置への協力を要請する文書を発出【8月27日(火)】
 - 試験実施団体が設定する英語資格・検定試験の日程や会場の情報をもとに、高校に対し具体的なニーズ調査を実施し、その結果をもとに試験実施団体に対し、会場の追加設置を要請【秋頃】

②経済的に困難な者への対応が不十分

- ・経済的に困難な受験者に対しては、試験団体が検定料を軽減することとしているが、減額幅は試験団体任せであり不十分との指摘あった。
- ・居住地から遠い受験生は、交通費・宿泊費が発生し、対応が困難であった。
- ・成績提供の対象は、「高校3年生の4月から12月の間に受験した2回まで」と限定しているが、受験年度までに練習受験が可能となっていた。

- 
- 一部の試験実施団体による経済的に困難な受験生への検定料減額の予告を踏まえ、他の団体に対しても、経済的に困難な受験生への検定料の配慮を改めて要請
 - ※ 例：TOEFL iBTは、通常の検定料（235米ドル）から15%減額（平成30年3月公表）
 - 低所得者（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生）向け給付型奨学金において、英語資格・検定試験の検定料を対象費目としていることを明確化して広報【8月以降】
 - 離島の生徒の英語資格・検定試験の受験に係る経費（旅費、宿泊費）を対象費目にした補助制度を概算要求

③障害のある受験者への配慮が不十分ではないか

- ・障害者に対する配慮の内容については、試験団体任せであり試験ごとにばらつきが生じていた。

「大学入試英語成績提供システム」について指摘された課題②

④参加試験のスコアとCEFRとの対照表を活用することが適切ではないのではないか

- ・CEFR対照表で、目的や内容の異なる試験の成績を比較することの根拠に乏しいとの指摘があった。

⑤受験の早期化につながるのではないかと

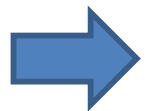
- ・成績提供の対象は、高校3年生の4月から12月の間に受験した2回までとしているが、高校3年生の4月から実質的な受験が始まり不相当との指摘があった。

⑥国の民間事業者への関与の在り方

- ・国や大学入試センターは、試験団体に対して要請を行うのみで、指示・命令ができなかった。

⑦英語資格・検定試験の活用に関する情報提供

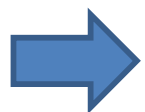
- ・新たな大学入試の制度や試験の実施日時・場所等の情報がわからず高校生や教員が困惑しているとの指摘があった。



- 文部科学省ホームページに、「大学入試英語成績提供システム」の概要・利用方法、参加民間試験の概要、日程、会場、検定料、障害者への配慮の内容、大学の活用予定等の関連情報を一元的に集約・整理して、受験生や教職員に提供する「大学入試英語ポータルサイト」を設置【8月27日(火)、随時更新】

⑧大学の英語資格・検定試験の活用予定の公表促進

- ・大学による試験活用の有無や活用方法が明らかになっていないとの指摘があった。



- 各大学における英語資格・検定試験の活用の有無、「大学入試英語成績提供システム」の活用の有無、活用する場合の活用方法について、学部・学科別、入試区分別に調査し、その結果を「大学入試英語ポータルサイト」に掲載【8月27日(火)、随時更新】
- 活用予定を公表していない大学に対して、原則として9月中に学部・学科別、入試区分別に公表するよう促す通知を发出【8月27日(火)】

1. 英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」については、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられるような配慮などの準備状況が十分ではないため、来年度からの導入を見送り、延期する。
2. 英語4技能評価は、グローバル人材の育成のため重要であり、令和6(2024)年度実施の大学入試(新学習指導要領で初めて実施する入試)に向けて、文科大臣の下に新たに検討会議を設置し、今後1年を目途に結論を出す。
3. なお、令和2(2020)年度から開始する「大学入学共通テスト」の記述式問題の導入など大学入試改革については円滑な実施に向けて万全を期する。

受験生をはじめとした高校生、保護者の皆様へ

文部科学大臣の萩生田光一です。皆様に、令和2年度の大学入試における英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の導入を見送ることをお伝えします。

大学入試における英語民間試験に向けて、今日まで熱心に勉強に取り組んでいる高校生も多いと思います。今回の決定でそうした皆様との約束を果たせなくなってしまったことを、大変申し訳なく思います。

英語民間試験を予定通り実施するかどうかに関しては、高校生をはじめ多くの皆様から、賛成・反対、様々な意見をいただけてきました。

私としては、目標の大学に向けて英語試験の勉強を重ねている高校生の姿を思い浮かべながら、当初の予定通りのスケジュールで試験を実施するために、連日取り組んできました。

しかし、大変残念ですが、英語教育充実のために導入を予定してきた英語民間試験を、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して受けられるようにするためには、更なる時間が必要だと判断するに至りました。

大学入試における新たな英語試験については、新学習指導要領が適用される令和6年度に実施する試験から導入することとし、今後一年を目途に検討し、結論を出すこととします。

皆様が安心して、受験に臨むことができる仕組みを構築していくことをお約束します。

今回、文部科学省としてシステムの導入見送りを決めましたが、高校生にとって、読む・聞く・話す・書くといった英語4技能をバランスよく身に付け、伸ばすことが大切なことには変わりありません。

グローバル化が進展する中で、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることは大変重要なことです。皆様には、これからも日々の授業を大切にするとともに、それぞれの目標に向かって努力を積み重ねて頂きたいと思えます。

令和元年11月1日

文部科学大臣 萩生田光一

「大学入試英語成績提供システム」に関する当面の対応

(英語の資格・検定試験の活用についての各大学への要請)

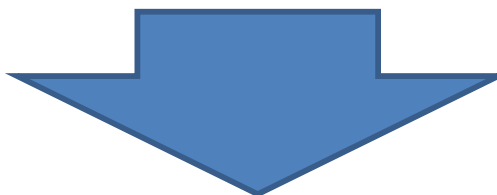
- 全国の国公立大学や高等学校の設置者等に対して11月15日(金)に発出した通知において、大学がシステムを介さずに英語の民間試験を独自に活用することも考えられることから、令和3年度大学入学者選抜における英語の民間試験の活用の有無、活用方法等について、12月13日を目途に方針を決定し、公表いただくよう各大学に要請。
- 令和元年12月20日時点の情報を取りまとめ、文部科学省ホームページに掲載。
- 令和元年12月27日、令和3年度からの大学入試についての情報を提供するスマホ対応のサイトを開設。
- 文部科学省としては、受験生の方が安心できるよう、随時更新しつつ、情報提供を実施。

令和3（2021）年大学入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用状況①

国公私立大学における「大学入試英語成績提供システム」導入予定時の状況（R1.10.25公表時点）

区分	総数	大学			短期大学			
		国立大学	公立大学	私立大学	公立短期大学	私立短期大学		
調査対象大学								
大学数 (a)	1,068	760	82	91	587	308	14	294
選抜区分数（推計） (b)	—	25,405	3,857	1,467	20,081	—	—	—
利用予定大学								
大学数 (c) (割合 c/a)	629 58.9%	538 70.8%	78 95.1%	78 85.7%	382 65.1%	91 29.5%	5 35.7%	86 29.3%
選抜区分数 (d) (割合 d/b)	— —	8,038 31.6%	2,010 52.1%	635 43.3%	5,393 26.9%	— —	— —	— —

- 注) ・ 大学院大学は含まず、大学に専門職大学を、短期大学に専門職短期大学を含む。
 ・ 選抜区分とは、学部・学科や入試方法等ごとに設定される入試を実施する上での単位。
 ・ 選抜区分総数（推計）（b）について、全大学のうち、国立大学95.1%、公立大学85.7%、私立大学65.1%がシステムの利用を公表していたことを踏まえ、利用大学の選抜区分数（()内の数字）から下記のとおり全大学の選抜区分の総数を推計。
 利用国立大学の選抜区分の総数（3,668） \div 95.1/100 = 3,857
 利用公立大学の選抜区分の総数（1,257） \div 85.7/100 = 1,467
 利用私立大学の選抜区分の総数（13,073） \div 65.1/100 = 20,081



令和3（2021）年大学入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用状況②

国公立大学における「大学入試英語成績提供システム」導入延期後の状況（R2.1.8時点）

区分	総数	大学			短期大学			
		国立大学	公立大学	私立大学	公立短期大学	私立短期大学		
調査回答大学								
大学数 (e) (回答割合)	1,015 94.4%	732 95.1%	82 100.0%	88 95.7%	562 94.3%	283 92.8%	13 92.9%	270 92.8%
選抜区分数 (f)	29,876	26,396	4,047	1,612	20,737	3,480	138	3,342
活用大学								
大学数 (g) (割合 g/e)	513 50.5%	412 56.3%	47 57.3%	29 33.0%	336 59.8%	101 35.7%	6 46.2%	95 35.2%
活用する選抜区分数 (h) (割合 h/f)	7,012 23.5%	6,409 24.3%	539 13.3%	130 8.1%	5,740 27.7%	603 17.3%	14 10.1%	589 17.6%

- 注) ・ 大学院大学は含まず、大学に専門職大学を、短期大学に専門職短期大学を含む。
 ・ 選抜区分とは、学部・学科や入試方法等ごとに設定される入試を実施する上での単位。
 ・ 活用する選抜区分数（h）は、英語の資格・検定試験を活用する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜の数。

○ 活用大学における選抜区分別状況

区分	総数	大学			短期大学			
		国立大学	公立大学	私立大学	公立短期大学	私立短期大学		
一般選抜	310	251	16	5	230	59	1	58
総合型選抜	315	257	28	15	214	58	4	54
学校推薦型選抜	341	271	35	24	212	70	5	65

- 注) ・ 1つの大学において、複数の選抜区分で活用することから、合計数と活用大学の大学数は一致しない。

4. 記述式問題の経緯

大学入学者選抜において、記述式問題を導入することにより、

- ①解答を選択肢の中から選ぶのではなく、自らの力で考え出すことにより、より主体的な思考力・判断力の発揮が期待できること、
 - ②文や文章を書いたりすることを通じて思考のプロセスがより自覚的なものとなることにより、より論理的な思考力・表現力の発揮が期待できること、
 - ③記述により自らまとめた新しい考えを表現させることにより、思考力や表現力の発揮が期待でき、特に文や文章の作成に当たって、目的に応じて適切な表現様式を用いるなど、表現力の発揮が期待できること、
- といった受験者の思考力・判断力・表現力をよりの確に評価することが可能

【国語】

①出題科目・範囲

「国語」：「国語総合」の内容（近代以降の文章のみ）

②問題作成の方針

- ・小問3問で構成される大問1問を作成する。
- ・実用的な文章を主たる題材とするもの、論理的な文章を主たる題材とするもの又は両方を組み合わせたものとする。
- ・文章等の内容や構造を把握し、解釈して、考えたことを端的に記述することを求める。
- ・小問3問の解答する字数については、最も長い問題で80～120字程度を上限として設定することとし、他の小問はそれよりも短い字数を上限として設定する。

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針（令和元年6月7日大学入試センター）を基に作成

【数学】

①出題科目・範囲

「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」：「数学Ⅰ」の内容に関わる問題のみ

②問題作成の方針

- ・マーク式問題と混在させた形で小問3問を作成する。
- ・数式等を記述する問題を作成する。

【採点】

- 記述式問題の採点は、民間事業者に採点作業を委託しながら、大学入試センターで実施

国立大学の二次試験における国語、小論文、総合問題に関する募集人員の概算

導入見送り決定
時点までの資料

国立大学の二次試験において、国語、小論文、総合問題のいずれも課さない学部の募集人員は、**全体の61.6% (49,487人/80,336人)**

(学部単位の募集人員数の合計)

	募集人員	国語			小論文		総合問題		国語、小論文、 総合問題の いずれも 課さない
		必須	選択	課さない	課す	課さない	課す	課さない	
前期	64,787	15,803	4,757	44,227	3,949	60,838	1,149	63,638	39,470
		24.4%	7.3%	68.3%	6.1%	93.9%	1.8%	98.2%	60.9%
後期	15,549	50	258	15,241	4,203	11,346	1,041	14,508	10,017
		0.3%	1.7%	98.0%	27.0%	73.0%	6.7%	93.3%	64.4%
全体	80,336	15,853	5,015	59,468	8,152	72,184	2,190	78,146	49,487
		19.7%	6.2%	74.0%	10.1%	89.9%	2.7%	97.3%	61.6%

※下段は割合

注1)「小論文」と「総合問題」について、選択科目となっている場合は、「小論文を課す」「総合問題を課す」として計上している。

注2)総合問題とは、複数教科を総合して学力を判断する総合的な問題を指す。

「大学入学共通テスト」国語記述式問題の利用割合

導入見送り決定
時点までの資料

令和3年度大学入学者選抜における一般選抜の利用予定（導入見送り前）

		一般選抜を 予定している 選抜区分数	Aのうち、 共通テストの活用を 予定している 選抜区分数	Bのうち、 国語記述式問題の 利用を予定している 選抜区分数	割合
	(大学数)	A	B	C	C/A
国立大学	(82大学)	1,572	1,571	1,550	98.6%
公立大学	(91大学)	589	589	564	95.8%
私立大学	(585大学)	8,103	3,994	2,948	36.4%
計	(758大学)	10,264	6,154	5,062	49.3%

(令和元年11月21日時点)

注1) 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストにおいて、国語の記述式問題の利用を予定している
選抜区分(一般選抜)の数を文部科学省が調査したもの(令和元年10月11日時点)

注2) 選抜区分：学部・学科や入試方法等ごとに設定される入試を実施する上での単位

モデル問題例1

【資料 B】

城見市「街並み保存地区」景観保護ガイドラインのあらまし

ガイドラインの基本的な考え方

城見市「街並み保存地区」一帯は、市名の由来にもなっている秋葉山山頂に築かれた白鳥城下を通る、旧街道の伝統的な道路遺構と街並みからなります。その街並みと自然とが呼応し、そこに集まる人々によって文化と共に育まれてきたところにその特徴があります。

私達は、「街並み保存地区」に限らず、城見市が育んできた歴史、文化の特質を尊重し、優れた自然と景観に対して十分配慮するとともに、この自然と景観を維持、保全、育成しなければなりません。そのためには、住民、企業、行政など全ての人々が城見市の景観に対するさらなる意識の向上を図り、貴重な財産であることを深く認識し、この美しい景観を将来の世代に引き継ぐ責務を負っているのです。



景観保護の目標

- ア 市役所周辺から商店街区にかけてのにぎわいを連続させるとともに、都市の顔として風格のある空間づくりを進めます。
- イ 秋葉山の眺望や松並木などの景観資源を活用し、親しみがあり愛着と魅力を感じる街並みを形成していきます。
- ウ 広域からの外来者のある、観光や伝統行事などの拠点にふさわしい景観づくりを進めます。



景観保護の方針

- ・松並木及び「街並み保存地区」の植栽を保全し、街並みや秋葉山の景観との調和を図ります。
- ・建築物の壁面、広告物や看板の色彩については、原色などの目立つものを避け、伝統的建築物との調和を図ります。
- ・個人住宅を含めて、建物外面の色調を落ち着いたものとし、壁面の位置や軒高をそろえます。
- ・一般及び観光客用の駐車場や街路のごみ箱、ごみ収集時のごみ置き場は目立たないように工夫します。
- ・「街並み保存地区」は自動車の出入りを制限し、ゆとりある歩行空間を確保します。
- ・議会等との協議を通して、景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討していきます。

5

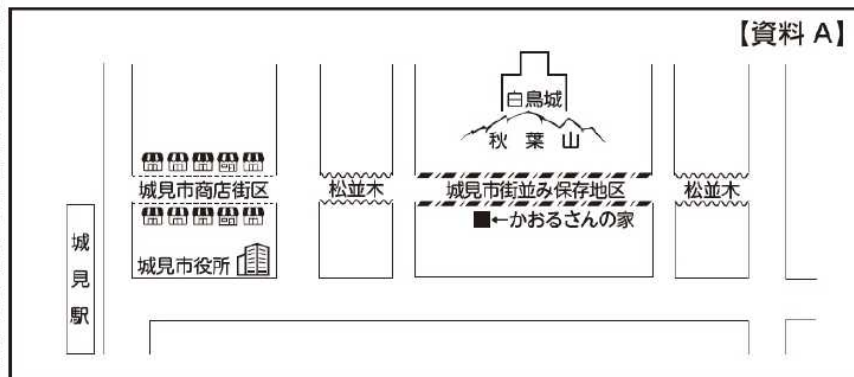
II 記述式問題のモデル問題例と評価することをねらいとする能力について(国語)

大問全体の出題のねらい

架空の行政機関が広報を目的として作成した資料等を題材として用い、題材について話し合う場面や異なる立場からの提案書などを検討する言語活動の場を設定することにより、テキストを場面の中での確に読み取る力、及び設問中の条件として示された目的等に応じて表現する力を問うた。

モデル問題例1

【資料 A】



かおるさんの家は、【資料 A】の「城見市街並み保存地区」に面している。伝統的な外観を保った建物である。城見市が作成した景観保護に関する【資料 B】「城見市『街並み保存地区』景観保護ガイドラインのあらまし」と、かおるさんの父と姉の会話を読み、後の問い(問1～4)に答えよ。

モデル問題例1

問1 会話文中の傍線部「一石二鳥」とは、この場合街並み保存地区が何によってどうなることを指すか、「一石」と「二鳥」の内容がわかるように四〇字以内で答えよ(ただし、句読点を含む)。

問2 ある会社が、「街並み保存地区」の活性化に向けた提案書を城見市に提出した。次の文章はその【提案書の要旨】である。これに対して、城見市は、ガイドラインに従って計画の一部を修正するよう、その会社に求めた。どの部分をどのように修正することを求めたと考えられるか、三十五字以内で述べよ(ただし、句読点を含む)。

【提案書の要旨】
 複数の空き家が連続して並んでいる場所を再利用した商業施設を作りたい。古くて味わいのある民家を最大限活用したカフェ、洋服屋、本屋、雑貨屋、美容院などを総合的にプロデュースすることで、「一度は行ってみたい」まちづくりに貢献したい。初めて訪れる観光客にも親切なように、目につきやすい色の看板を数多く配置し、行きたい店をすぐに探せる配慮をする。また、住民にも利便性の高い店の誘致を進める。

問3 会話文から読み取ることができ、父と姉の「景観保護ガイドライン」の導入についての議論の対立点を、「〳〵の是非。」という文末で終わるように二〇字以内で述べよ(ただし、読点を含む)。

問4 父と姉の会話を聞いて、改めてガイドラインを読んだかおるさんは、姉に賛成する立場で姉の意見を補うことにした。かおるさんはどのような意見を述べたと考えられるか、次の条件に従って述べよ(ただし、句読点を含む)。

- 条件1 全体を二文でまとめ、合計八〇字以上、一二〇字以内で述べること。なお、会話体になくてよい。
- 条件2 一文目に、「ガイドラインの基本的な考え方」と、姉の意見が一致している点を簡潔に示すこと。
- 条件3 二文目に、「経済的負担」を軽減する方法について述べること。
- 条件4 条件2・条件3について、それぞれの根拠となる記述を【資料B】「城見市『街並み保存地区』景観保護ガイドラインのあらまし」から引用し、その部分を「」で示すこと。なお、文中では「ガイドライン」と省略してよい。

<正答例>

問1 景観を守るガイドラインによって、治安が維持され観光資源として活用されること。(38字)

問2 看板は目につきやすい色ではなく、伝統的建築物と調和した色彩にすること。(35字)

問3 例① 個人の自由を制限し、自己負担を求めること(の是非。)(20字)

例② 自己負担や制限を受け入れて進めること(の是非。)(18字)

問4 姉の意見は、「全ての人々」が「意識の向上」を図り、「景観を将来の世代に引き継ぐ」というガイドラインの考え方と一致している。また、方針に「景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討」とあるので、補助が受けられる可能性がある。(119字)

モデル問題例1

姉「(住民対象の説明会から帰ってきた父に)お疲れさま…説明会、どうだった？」
 父「ああ、これ、資料だよ。【資料B】を姉に渡す。…最近、うちの周りもそうだけど、空き家が多くなってきたよね。この間も、少し向こうの空き家の裏口のカギが壊されたらさうだけど、このままだと治安の面が不安だ。それが取り壊されても、その跡地に『街並み保存地区』っていう名前にふさわしくない建物が建てられてしまうかもしれない。地元企業をまちづくりの提案をしていくという話も出ているね。そこで市としては、「ここでガイドラインを示して景観を守ることで、この一帯を観光資源にしていきたい」という計画らしいね。つまり、「一石二鳥を狙った訳さ。」
 姉「なるほどね。それで、うちの周りはどうなるの？」
 父「うちの前の道路、『ゆとりある歩行空間を確保』っていう話だったから、電柱を移動させるか、電線を埋設するかなるんだらうけど、狭いままだってことには変わりないな。」
 姉「我が家の外壁を塗り直そうかって時は、その費用は市が負担してくれるの？」
 父「多分、それはないんじゃないか。市の予算は、公共の環境整備に使うだろう。」
 姉「あれ、そうなの？…ところでお父さんは、このガイドラインの導入について、どう思ってるの？」
 父「私は反対だよ。住民の負担が大きすぎるね。外壁の塗装も建物の改築も、すべて周辺の景観に配慮した上で、適切な対応を自己負担で考えなければいけない。これじゃあ、引越した方が気が楽だ。かえって空き家を増やすだけだと思っよ。」

姉「でも、今のままだと、「こはほとんどん衰退していくだけだね？」 住民がいなくなると、この街の文化や歴史の一部が途絶えてしまうよね。この辺って、道路も狭いし、家も古いけど、この街並み、私は結構好きだな。だから、マイナスだと思ってることも、逆にこの街の魅力にしたら、観光客にPRすることもできるんじゃないかな。街並みを整備して、地域の魅力づくりに成功したら、ここから出て行く人が少なくなると、空き家も減るよ。そうしたら、この街は守られるよね。」
 父「それは希望的な推測だし、感情論に過ぎないね。実際問題として、ガイドラインの通り、古い街並みを残すとしたら、家を改築する時に、デザイン料にせよ材料費にせよ、通常以上の自己負担が必要になる。これじゃ、地域住民の同意は得られないよ。」
 姉「私は、ある程度の住民の自己負担は必要だと思う。「こういう地域づくりって、行政に任せっぱなしにしたままで、私たち地域住民は受け身でいいの」かな。それに、ガイドラインには広告や看板の色彩のことも書いてあるけど、これからは、自然環境も含めて、そうした住環境も大事にしないとダメじゃないかと思うの。確かに色々制約があるし、お金もかかるけど、「地域を守り、地域の魅力を作っていくのは、他でもない私たち自身なんだ」という意識を持って、私たち生まれ育ったこの街を守っていくためには、ある程度の自己負担も必要だよ。」
 父「私も、すべて行政に任せちゃえばいいとは思ってないよ。だけど、個人の家庭に手を入れることは、本質的にその人の自由意志だし、住民の利便性を考えた道路整備は間違いなく行政の仕事だ。ところがガイドラインに従うと、古い家を使うように直すこともできないし、狭い道もそのまま使っている不自由を、住民に強いることになる。現実的に発生する問題から目をそらして、感情論で地域づくりを語っても、そんなものは絵に描いた餅に過ぎないよ。」
 姉「じゃあ、このまま何もなくていいの？ 街がさびれていく様子を、ただ黙って見てるってこと？」

数学 I・A <記述式問題>

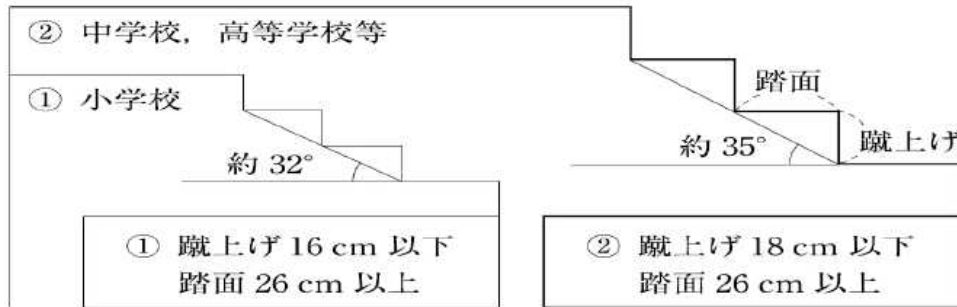
〔3〕 久しぶりに小学校に行くと、階段の一段一段の高さが低く感じられることがある。これは、小学校と高等学校とでは階段の基準が異なるからである。学校の階段の基準は、下のように建築基準法によって定められている。



高等学校の階段では、^{はあ}蹴上げが 18 cm 以下、^{ふみづら}踏面が 26 cm 以上となっており、この基準では、傾斜は最大で約 35° である。

【建築基準法による階段の基準】

*下の図は、階段の傾斜が基準内で最大のときを表している。



階段の傾斜をちょうど 33° とするとき、蹴上げを 18 cm 以下にするためには、踏面をどのような範囲に設定すればよいか。踏面を x cm とし、 x のとり得る値の範囲を求めるための不等式を、33° の三角比と x を用いて表せ。解答は、解答欄 (い) に記述せよ。ただし、踏面と蹴上げの長さはそれぞれ一定であるとし、また、踏面は水平であり、蹴上げは踏面に対して垂直であるとする。

<正答例及び留意点>

第1問 [3] (い)

《正答例》
$$26 \leq x \leq \frac{18}{\tan 33^\circ}$$

《留意点》

- 「 \leq 」を「 $<$ 」と記述しているものは誤答とする。
- 33° の三角比を用いずに記述しているものは誤答とする。
- 正答例とは異なる記述であっても題意を満たしているものは正答とする。

1. 調達概要

公告期間: 令和元年6月7日(官報掲載日)～8月8日(入札書提出期限)

開札日: 令和元年8月30日14時

落札方式: 一般競争入札(総合評価落札方式)

業務概要: ①「大学入学共通テスト」における記述式問題の採点業務

②「大学入学共通テスト」の記述式問題の採点に関する準備事業の実施

契約期間: 契約締結日～令和6年3月31日

2. 落札業者

(株)学力評価研究機構

3. 落札価格

6,160,943,470円(令和元年度～令和5年度までの額)

4. 応札者数

2社

5. 契約日

令和元年9月30日、大学入試センターと(株)学力評価研究機構において契約締結

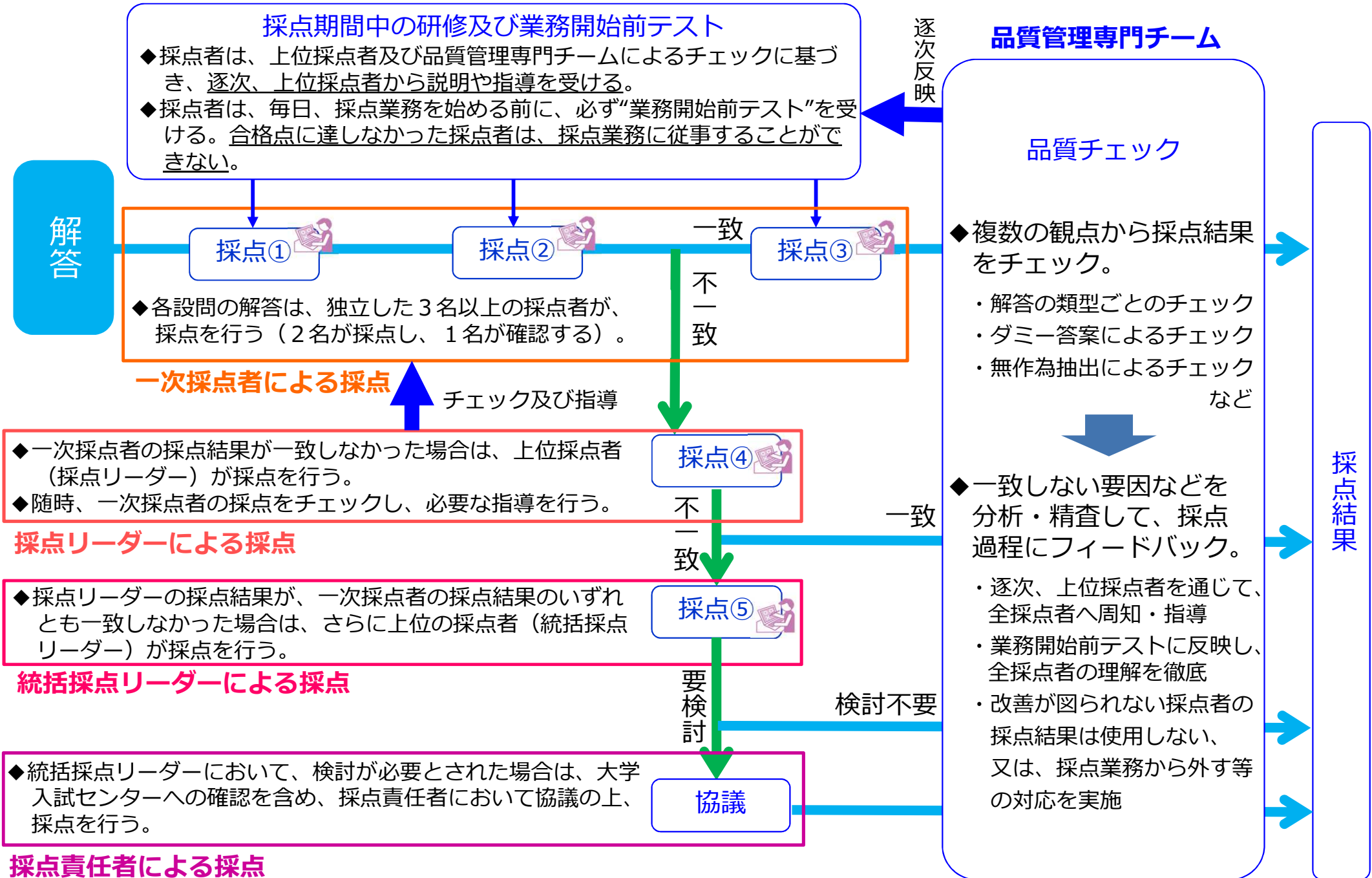
<参考> 試行調査における国語及び数学の記述式問題採点事業者

○平成29年度(5万人規模)

契約の相手方: (株)ベネッセコーポレーション、調達方法: 一般競争入札(総合評価)、契約額: 111,573,396円

○平成30年度(10万人規模)

契約の相手方: (株)ベネッセコーポレーション、調達方法: 一般競争入札(総合評価)、契約額: 259,110,900円



「大学入学共通テスト」実施方針

5. 出題教科・科目等

- 「国語」、「数学I」、「数学I・数学A」については、8.で見直しを行うマークシート式問題に加え、記述式問題を出題する。
 - ※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

6. 記述式問題の実施方法等

(1) 国語 【(2)数学も同様】

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
- 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。
- センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。
- ※ センターが共通テストにおいて作問、出題、採点する記述式問題とは別に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるようセンターが大学の求めに応じ記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討する。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方

導入見送り決定
時点までの資料

6. 記述式問題の実施方法等

＜検討経緯＞

- 記述式問題の実施期日を含む全体の制度設計については、昨年8月、記述式問題の導入意義、評価すべき能力や作問の構造、採点の方法・体制等を全体として考慮した上で、1月に実施しセンターが採点する案、12月に実施しセンターが採点する案、1月に実施しセンターがデータを処理し、それを踏まえて各大学が採点する案の三つの案を提示した。
- このうち、各大学が採点を行う案については、限られた期間の中で実施でき、作問内容の柔軟な設定が可能となるなどの点で優れた選択肢である一方、大学の負担・体制や私立大学の入試日程、個別選抜との関係等も考慮し、多くの大学が共通テストの記述式問題を活用できるようにするため、①センターが解答の形式面を確認し、各大学が採点する(パターン1)、②センターが段階別評価まで採点を行い、各大学で確認する(パターン2)の2つに整理し、平成28年11月に関係団体に提示した。
- これを受け、国立大学協会の「大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」(平成28年12月)では、すべての国立大学受検者に、個別試験で論理的思考力・判断力・表現力等を評価する高度な記述式試験を課すことを目指すこと、パターン2を、具体的な問題例と採点基準等を今後十分に吟味した上で5教科7科目の中の国語において、国立大学の一般入試の全受検者に課す方向で検討すること、パターン1を、各大学の個別試験問題として活用することができるよう、各大学の求めに応じて大学入試センターが提供する方向で検討すること、などの考えが示された。

また、日本私立大学団体連合会の「「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の検討状況に関する意見」(平成28年10月)では、記述式問題を大学が採点する案について、日程や体制の問題から実質的に不可能であり、採点の統一性の観点からセンターが責任をもって行うことが必要とされた。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方

- パターン2については、2回にわたるセンターのモニター調査(フィージビリティ検証)を通して、大規模共通かつ一斉の選抜試験を想定した記述式問題のモデル問題の作成及び公表に向け、条件設定や採点基準、試験時間等の検証を行った。

モデル問題案は、以下の要件を満たすものとした。

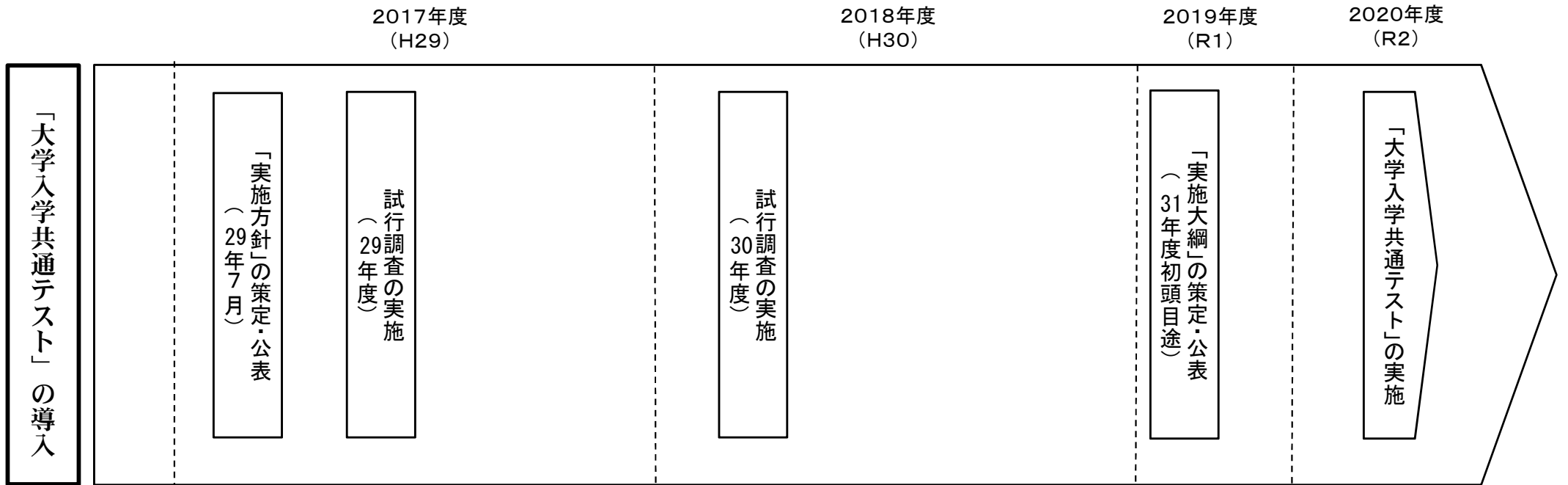
- ア. 後述の<評価すべき能力・問題類型等>で示す評価すべき能力測定が可能な問題であること
- イ. 短期間での採点が可能な問題であること
- ウ. 選抜試験であることから、客観性・公平性を確保した採点が可能な問題であること
- エ. 一定の時間内で解答が可能な問題であること

モニター調査を通じ、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を、条件として適切に設定することにより解答パターンがある程度限定され、短期間での客観性・公平性を確保した採点(*)が見込めること、国語全体の試験時間は100分程度で収まることなど、上記ア～エの要件等について確認することができた。今後、平成29年度に5万人規模の大規模なプレテストを実施する予定であり、上記の検証項目や採点期間等について更に検証していく。

* 国語で評価すべき能力を踏まえ出題した記述式問題の答案について、今回の調査では数百人規模の実施であったが、①80～120字で表現することなど文字数も含め、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を条件として適切に設定すること、②採点者が方針を共有しやすいよう採点基準を明確にすること、③採点者が上位判定者に協議し採点の信頼性を確保する多層的な採点体制をとることなどが、採点の精度を担保するための重要なポイントとなることが確認された。今後、モニター調査の更なる分析を進めるとともに、平成29年11月予定の大規模プレテスト(5万人)を通じて、こうした条件設定や採点基準、採点体制に加えて、採点の検収や自己採点の在り方等についても更に検証していく。

平成29・30年度試行調査の結果

導入見送り決定
時点までの資料



受検者数	国語			数学			国語			数学														
	約6.5万人						約5.4万人																	
対象者	約6.5万人						約5.4万人						約6.8万人						約6.6万人					
問	1	2	3	あ	い	う	1	2	3	あ	い	う	1	2	3	あ	い	う	1	2	3	あ	い	う
不一致率	27.3%	21.2%	30.5%	10.6%	4.0%	7.2%	30.2%	33.4%	28.2%	6.6%	14.7%	10.2%	27.3%	21.2%	30.5%	10.6%	4.0%	7.2%	30.2%	33.4%	28.2%	6.6%	14.7%	10.2%
補正率	0.05%	0.07%	0.63%	0.41%	0.00%	0.29%	0.23%	0.34%	0.31%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%	0.07%	0.63%	0.41%	0.00%	0.29%	0.23%	0.34%	0.31%	0.00%	0.01%	0.03%

試行調査

①質の高い採点者の確保

- ▶ 採点事業者においては、これまでの実績等から、適正な試験によって質の高い採点者を十分に確保できる見込み。
- ▶ 実際の採点者は令和2年の秋から冬にかけて学力試験、面接等により選抜の上、必要な研修を行い確保する予定であった。

②正確な採点

- ▶ 採点者への事前研修の実施、複数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築、準備事業における一連のプロセスの検証・改善、品質管理専門チームの設置、ダミー答案を活用したチェックや無作為抽出によるチェックなどにより、採点の質の向上が可能。
- ▶ 一方で、記述式問題の性質上、55万人の答案を短期間で採点する中で、採点ミスゼロにすることは極めて困難。

③採点結果と自己採点の不一致の解消

- ▶ 正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料の周知（令和元年度内）のほか、模擬答案を用いた自己採点動画の提供等について検討してきた。これらによって、採点結果と自己採点の一致率が一定程度上がることが見込まれるものの、大幅に上昇することは困難。

④守秘義務の徹底

- ▶ 採点事業者に守秘義務を課し、違反した場合の損害賠償等も規定した契約の締結や、採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないことなどを定めた機密保持契約の締結などにより、採点業務に関する機密性を保つ体制は確保可能。

⑤民間事業者が行う他の教育事業との関係

- ▶ 正答の条件に基づく採点の採点事業者に対し、採点業務に伴い知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止を契約に規定。また、採点業務を受託したことを利用した宣伝行為をベネッセグループ全体で自粛いただき、社会的疑念が生じることがない体制が確保されるよう努めてきた。

⑥障害等がある受験者に対する配慮

- ▶ 通常の解答用紙への記述が困難な受験者に対して、解答用紙の解答欄やレイアウトの変更などを行うほか、それでも困難な受験生に対しては、パソコンやタブレットを用いた入力を可能にするためのソフトウェアの開発を行ってきた。
- ▶ 令和2年度の早い時期に公開することで、普通の授業等で活用しながら、円滑な準備が可能になるように進めてきた。

- 大学入学共通テストにおける記述式問題について申し上げます。

この問題について、この間、国会での御指摘等も踏まえ、累次にわたり協議を続けてまいりました。最終的に先週及び昨日、大学入試センターの山本理事長から二度にわたり検討状況に関する現状の報告を受けました。

また、昨日は、大学入試センターを訪問し、極めて厳密な体制で試験問題の作成などの試験実施業務が行われていることも伺ってまいりました。

- 文部科学省としては、大学入学共通テストにおける記述式問題の導入に関して指摘されている課題に対し、どのような改善が可能かできる限りの方策を大学入試センターとともに検討し、採点事業者に必要な対応を求めるなど様々な努力を重ねてまいりました。

- その結果として、

- ・ 一つには、採点事業者に守秘義務を課し、違反した場合の損害賠償等も規定した契約の締結や、採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないことなどを定めた機密保持契約の締結などにより、採点業務に関する機密を保つ体制を確保いたしました。
- ・ また、採点事業者に対し、採点業務に伴い知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止を契約に規定しているほか、採点業務を受託したことを利用した宣伝行為を、同社のグループ全体で自粛していただき、社会的疑念を招くことのない体制の確保に努めてきました。
- ・ さらに、障害のある受験生に対しては、記述式問題を導入することに伴い、解答欄の大きさやレイアウトを変更した解答用紙を用意すること、それでも解答が難しい受験者に対しては、パソコンやタブレットを用いた入力を可能にするためのソフトウェアの開発などを行うなど新たな受験上の配慮を行い、それらをこれまでより早期に公表することとするなど、種々の検討・対応を進めてまいりました。

○ 同様に、採点の質、自己採点と採点結果との不一致の課題についても、真摯に取り組んでまいりました。

大学入試センターによりますと、

・ まず、採点体制については、採点事業者としては、示された採点期日までに採点を完了するために必要な質の高い採点者を確保できる目途は立っているということでもあります。

一方で、実際の採点者は、採点事業者において、適正な試験等により選抜し、更に必要な研修を行うという慎重なプロセスを経て適任者を得ることとしております。このため、実際の採点者が決まるのは来年の秋から冬になるということでもあります。

・ 採点の精度を上げることについては、2度の試行調査の検証結果も踏まえ、採点事業者において、当初の予定より更に多人数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築や、元教員等の専門的知見を有する者による品質管理専門チームを設け、ダミー答案を活用したチェックや無作為抽出によるチェックなどを行うなど、大学入試センターとしても更なる採点精度の向上を図ることが可能であるということではありますが、採点ミスが完全になくすところまで至るには限界があるということでありました。

・ このため、各大学での個別選抜の前に、記述式問題の採点結果を本人に開示することも含め検討しましたが、採点スケジュールや各大学への成績提供の開始時期との関係から調整・解決すべき点が多く、少なくとも来年度からこれを行うことは現実的には困難との判断になりました。

その検討に当たっては、共通テストを12月や1月上旬に早めることも再度検討しましたが、12月については、受験までに高校の学習内容を終了することができないことや各種の体育大会や文化行事の日程との関係などから難しく、1月上旬に早めることについても、年末年始の時期に、試験問題の配送や厳重な保管などを確実に行う上で問題があり、困難との判断になりました。

・ 自己採点については、2度の試行調査において、国語で約3割が自己採点と採点結果が不一致となりました。これについては、正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料を年度内に周知することに加え、模擬答案を用いた自己採点動画の提供による自己採点シミュレーションの支援なども検討いたしました。これらによって、一定程度の改善が期待できるとのことでありましたが、自己採点の不一致を大幅に改善することは困難であるということでありました。

また、作問の工夫によって、自己採点しやすい設問にすることも検討いたしました。しかし、その場合、論理的な思考力や判断力を評価するという記述式問題導入の本来の趣旨を損なうことになりかねないとの判断に至ったとのことであります。

- これらを受け、文部科学省としては、
 - ・ 採点体制について、採点事業者として必要な数の質の高い採点者の確保ができる見通しは立っていることは認められるものの、実際の採点者については、来年秋以降に行われる試験等による選抜、研修の過程を経て確定するため、現時点では、実際の採点体制を明示することができません。
 - ・ 採点の精度については、様々な工夫を行うことにより、試行調査の段階から更なる改善を図ることはできると考えておりますが、採点ミスゼロにすることまでは期待できず、こうした状況のもとで、試験の円滑かつ適正な実施には限界があると考えております。
 - ・ 自己採点については、様々な取組を行うことにより、一定の改善を図ることができることは確認しましたが、採点結果との不一致を格段に改善することまでは難しく、現状では、受験生が出願する大学を選択するに当たって支障になるとの課題を解決するにはなお不十分だと考えております。
- この間、国会審議をはじめとして本件に関し様々なご意見が出され、受験生の立場に立って、早く結論を出すことが何をおいても重要だと考えてまいりました。
- これらのことから、再来年（令和3（2021）年）1月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入については、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点において困難であり、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断をいたしました。
- 再来年1月の共通テストに向け勉強している生徒や、保護者、教師をはじめとする関係者の皆様にはご迷惑をおかけする結果となり、誠に申し訳なく思いますが、ご理解を賜りたいと存じます。

- 今般の大学入試改革は、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して、高校教育改革、大学教育改革とともに「高大接続改革」の一環として取り組んでいるものであります。初等中等教育を通じて論理的な思考力や表現力を育て伸ばすことは、大変重要であり、それらを評価する観点から、大学入試において記述式問題が果たす役割が大きいことに変わりはありません。

今回、令和3年1月の大学入学共通テストでは記述式問題は実施せず、導入見送りを判断しましたが、各大学の個別選抜において記述式問題の活用に積極的に取り組んでいただきたいと考えており、文部科学省として、各大学に対してそうした取組をお願いしていきたいと思います。

また、私の下に設置する検討会議において、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題の在り方など大学入試における記述式の充実策についても検討してまいりたいと考えております。

「大学入学共通テスト」への記述式問題及び「大学入試英語成績提供システム」の導入に向けた関連経費

	○記述式問題(記述式導入に特化した経費のみを計上)	○大学入試英語成績提供システム
平成27年度	<p>0.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テストに係る作問イメージ(モデル問題)の作成 ・それらの信頼性、妥当性についての実証的な検討 	
平成28年度	<p>0.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テストに係る作問イメージ(モデル問題)の作成 ・それらの信頼性、妥当性について実証的な検討 	
平成29年度	<p>2.5億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記述式の作問・採点を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、試験問題の難易度、運営上の問題の検証、試行調査(プレテスト)における採点の実施等 	<p>0.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容や方針等を検討する委員会の開催や調査の実施
平成30年度	<p>8.8億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記述式の作問・採点を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、試験問題の難易度、運営上の問題の検証、試行調査(プレテスト)における採点の実施、システムの構築等 	<p>3.2億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通ID発行等のためのシステムの構築 ・内容や方針等を検討する委員会の開催や調査の実施
令和元年度	<p>4.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記述式問題の導入に対応したシステムの構築や受験上の配慮対応等 ・採点準備事業の実施 	<p>3.4億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通ID申請・受付のための業務委託 ・コールセンターの設置

※記述式問題については、各年度の予算積算上、大学入学共通テストへの記述式問題導入に特化した経費(委員会開催のための旅費・謝金等を含む)を計上している。
 ※OMR(光学式マーク読取装置)の整備については、定期更新によるものであるため計上していない。

5. 我が国の入試制度の概要

大学入試の基本的な考え方

大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような省令や基本方針に基づき、多様な入試方法や学力検査の在り方等について、毎年度、大学・高等学校関係者との協議を踏まえ、ガイドラインとして「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。

○大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）

（入学者選抜）

第2条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（基本方針）

大学入学者選抜は、各大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。（略）

平成31年度大学入学者選抜実施要項（平成30年6月4日付文部科学省高等教育局長通知）より

令和2年度大学入学者選抜日程

~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

A O 入 試

推 薦 入 試

国 公 立 大 学

私 立 大 学

<p>「大学入学者選抜実施要項」を各大学に通知(局長通知)</p>	<p>令和元年6月4日～7月31日 選抜要項の発表(各大学)</p>	<p>令和元年9月30日～10月10日 大学入試センター試験の出願受付</p>	<p>令和元年12月15日まで 募集要項の発表(各大学)</p>	<p>(追試 1月25・26日) 令和2年1月18・19日 大学入試センター試験</p>	<p>(公立)令和2年1月27日～2月5日 (国立)令和2年1月27日～2月5日 出願受付</p>	<p>令和2年2月25日～ 前期日程試験</p>	<p>(公立)令和2年3月1日～10日 (国立)令和2年3月6日～10日 前期日程の合格発表</p>	<p>令和2年3月8日～ 中期日程試験</p>	<p>令和2年3月12日～ 後期日程試験</p>	<p>(後期)令和2年3月20日～24日 (中期)令和2年3月20日～23日 中期・後期日程の合格発表</p>	<p>(各大学で独自に設定)</p>

A O 入 試

推 薦 入 試

大学入試センター試験とは

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、**大学が共同して実施する試験**。

【大学入試センター試験導入の背景】

昭和54年度から実施された**共通一次学力試験**は、大学の2次試験との組み合わせによる**多様な選抜の実現に寄与**するとともに**難問・奇問を排した良質な問題を確保**するなどの成果を挙げた。

一方で、私立大学が基本的に参加しなかったことで、**効果が限定的**であり、5教科7科目（昭和62年度から5教科5科目）の**画一的な利用が大学の序列化**をもたらすなどの課題が生じた。

このため、選抜に利用する教科・科目は**各大学が自由に選択可能（アラカルト方式）**とし、**設置主体を問わず各大学が多様な選抜資料の一つとして利用できる試験**として、共通一次学力試験の成果を引き継ぎつつ、大学入試の個性化・多様化に貢献する試験として導入。

【大学入試センターが果たす役割】

1 難問奇問を排除した良質な問題の確保

昭和53年度以前は、高等学校教育の程度や範囲を超えた難問奇問の出題が少なくありませんでしたが、共通一次学力試験や大学入試センター試験の導入により、難問奇問を排除した良質な問題が確保されるようになり、高等学校等の関係者からも高い評価を受けています。

2 各大学が実施する試験との適切な組合せによる大学入試の個性化・多様化

大学入試センター試験を利用することで、小論文、面接等を実施する大学や推薦入試、帰国子女・社会人を対象とした特別入試を実施する大学が増えています。このように大学入試センター試験は大学入試の個性化・多様化に貢献しています。

3 国公立大学及び公私立短期大学を通じた入試改革

公私立大学・短期大学の利用数は、令和2年度入試では、774大学・短期大学であり（平成31年3月31日現在）、利用した大学・短期大学からも好評を得ています。

4 アラカルト方式による各大学に適した利用

大学入試センター試験では、利用教科・科目を各大学が自由に指定できるアラカルト方式により、各大学がその大学・学部に必要な教科・科目を指定することができます。

独立行政法人大学入試センターの概要

独立行政法人大学入試センターとは

大学が共同して実施する試験に関し、一括処理することが適当な業務（試験問題の作成・印刷及び輸送、答案の採点・集計・各大学への成績提供 等）を実施。

○独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）（抄）

（センターの目的）

第3条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の振興に資することを目的とする。

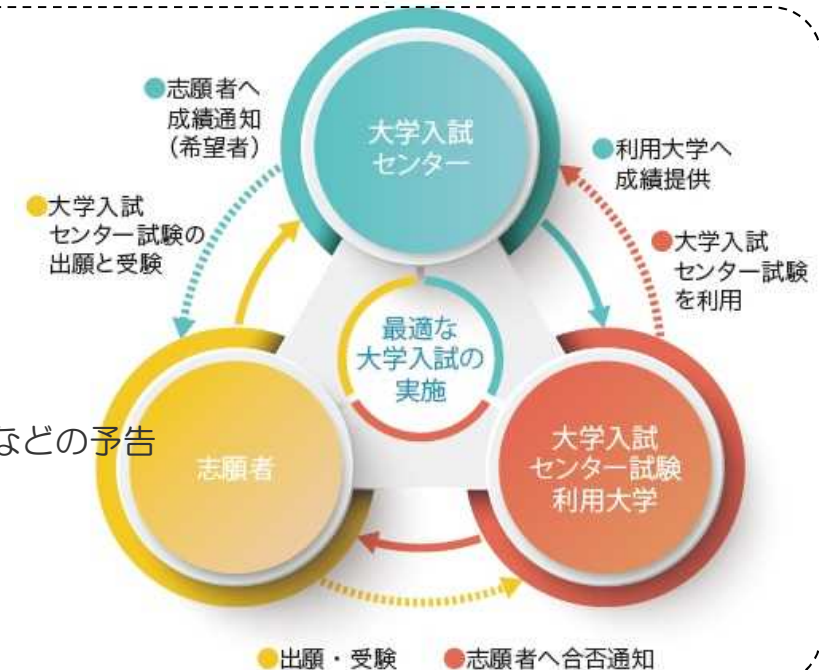
【大学入試センターと利用大学の役割】

●大学入試センターの役割

- ・試験問題の作成、印刷、輸送
- ・受験案内、実施マニュアルなどの作成
- ・出願の受付、試験場の指定、受験票の交付
- ・答案の採点、集計
- ・試験成績などの各大学への提供
- ・試験成績の本人通知

●利用大学の役割

- ・大学入試センター試験の利用教科・科目及び各大学ごとの学力検査などの予告
- ・試験場の設定、試験監督者などの選出
- ・志願者への受験案内の配付
- ・試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求
- ・試験問題作成に携わる者の派遣
- ・試験問題の保管・管理



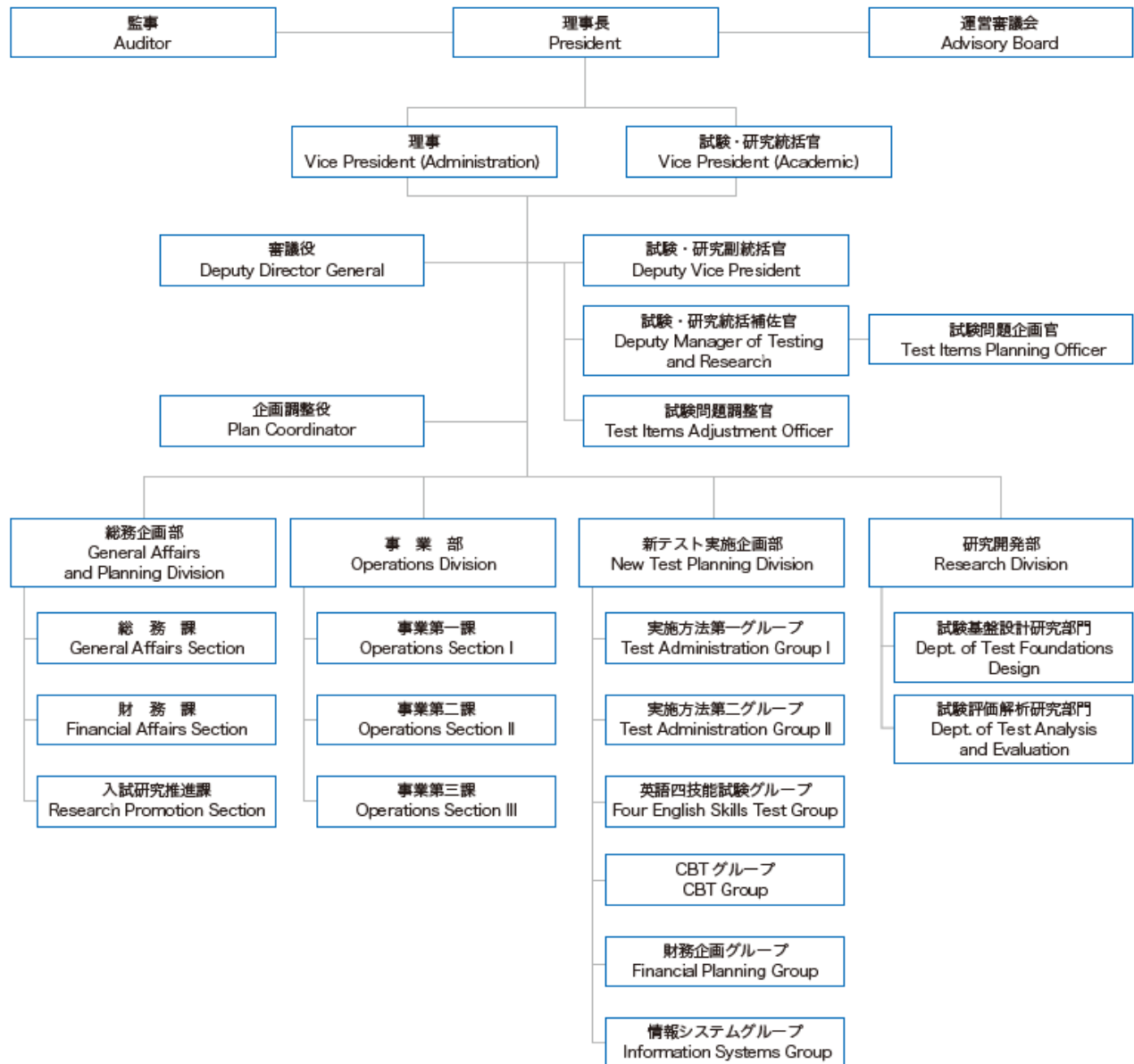
独立行政法人大学入試センターの組織体制

(※全て平成31年4月1日時点)

■役員等氏名

理事長	山本 廣基
理事	義本 博司
監事(常勤)	永代 達三
監事(非常勤)	大隈 暁子
試験・研究統括官	大津 起夫
試験・研究副統括官 (研究開発部長)	山地 弘起

■組織図



■役職員数

役員	理事長	1
	理事	1
	幹事	1(1)
試験・研究統括官		1
試験研究副統括官		1
総務企画部・事業部・新テスト実施企画部	事務職員・技術職員	110
研究開発部	教授・准教授・助教	15
合計		129(1)

(注1) () は非常勤で外数で示す

(注2) ※研究開発部長と兼務

大学入試センター試験及び大学入学共通テストにおける委員会組織図 (独立行政法人大学入試センターの各種委員会)

現行センター試験における委員会

試験企画委員会

- 大学入試センター試験の実施計画、出題教科・科目、出題範囲等の基本方針等を定める大学入試センター試験問題作成要領の策定等

実施方法委員会

- 大学入試センター試験の実施方法及び情報処理に関する事項の処理

配慮事項審査・検討委員会

- 受験上の配慮の基本的事項についての調査検討、配慮案内についての企画立案、配慮事項に関する具体的審査

教科科目第一委員会

- 大学入試センター試験の試験問題の作成に係る基本方針の策定及び問題作成

教科科目第二委員会

- 第一委員会が作成した試験問題について、その構成、内容、解答及び用字用語等の点検、照合

教科科目第三委員会

- 第一委員会が作成した試験問題について、形式、表現及び各科目間の整合性、重複等を総合的に点検、照合

点検協力者

- 大学入試センター試験の問題の難易度及び出題範囲に関する点検

試験問題評価委員会

- 大学入試センター試験の試験問題の評価

得点調整判定委員会

- 各年度ごとに大学入試センター試験の結果に関し、得点調整の要否を総合的に判定

大学入学共通テストにおける委員会

大学入学共通テスト企画委員会

- 共通テスト全体の総括及び連絡調整
- 共通テストの実施計画、出題教科・科目、出題範囲等の基本方針の策定
- 共通テストの実施方法及び情報処理に係る基本方針その他重要な事項
- 共通テストの受験上の配慮に係る基本方針及びその他重要な事項
- 共通テストの問題作成に係る基本方針及びその他重要な事項

実施方法部会

- 実施方法及び情報処理に係る基本方針案の策定
- 実施方法及び情報処理に係る企画・立案

配慮事項部会

- 受験上の配慮に係る基本方針案の策定
- 受験上の配慮案内についての企画立案

配慮事項審査分科会

- 受験上の配慮事項に係る具体的審査

問題作成部会

- 大学入学共通テストの問題作成に関する基本方針案の策定

各科目の問題作成方針分科会

- 大学入学共通テストの問題作成に関する各科目の基本方針案の策定
- 作問方針に照らした点検、難易度及び出題範囲に関する点検

各科目の問題作成分科会

- 大学入学共通テストの各科目の問題作成

問題点検第一部会

- 問題作成部会が作成した大学入学共通テストについて、その構成、内容、解答及び用字用語等の点検、照合

問題点検第二部会

- 問題作成部会が作成した大学入学共通テストについて、形式、表現及び各科目間の整合性、重複等を総合的に点検、照合

得点調整判定部会

- 各年度ごとに大学入学共通テストの結果に関し、試験の状況を考慮するとともに、問題の難易差等を専門的に分析し、得点調整の要否を総合的に判定

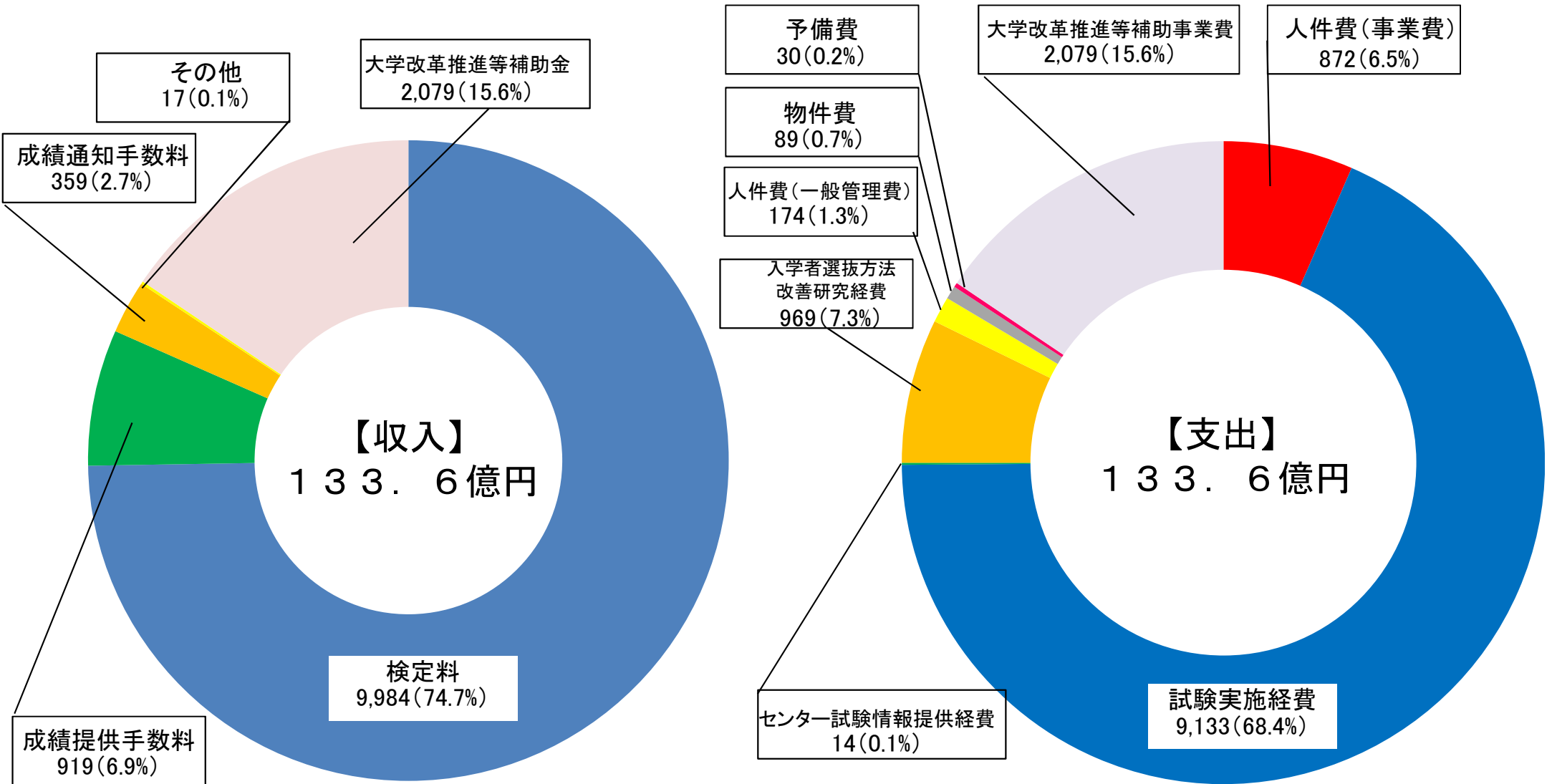
評価・分析委員会

- 大学入学共通テストの試験問題の評価・分析に関すること

大学入試英語成績提供システム運営委員会

- 大学入試英語成績提供システムについて、資格・検定試験が参加要件を満たしているかの確認等の運営にかかる検討

大学入試センターの予算(令和元年度)



(単位：百万円)

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

出典：独立行政法人大学入試センター要覧 令和元(2019)年度 から作成

各国の大学入学者選抜に係る共通試験

未定稿

国名	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ		中国	韓国	日本
共通試験	アビトゥーア試験	バカロレア試験	GCEALレベル	SAT	ACT	普通高等学校招生 全国統一考試(高考)	大学修学能力試 験	大学入試 センター試験
試験回数・時期	1回 2~4月(記述式) 3~6月(口述式)	1回 6月	1回 5~6月	7回 (10、11、12、1、 3、5、6月)	6回 (9、10、12、2、 4、6月)	1回 6月初旬	1回 11月	1回 1月(+追試験)
解答方式	記述式・口述式	記述式・口述式	記述式	マークシート式 記述式(エッセイ)	マークシート 記述(エッセイ、た だしオプション)	択一 記述(小論文含む)	マークシート	マークシート
試験方式	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)
設定科目数	州により異なる。 ※3領域(言語・文学・芸 術/社会科学/数学・ 自然科学・技術)から5 科目又は4科目を選択。 うち1科目は口述試験。	取得を目指すバカロ レアの種類により異 なるが、リセ(高校) で学習した科目を網 羅。 ※普通(3コース)及 び技術(8コース)は 予備試験と本試験で 必修10科目程度と自 由選択2科目。職業 (80以上の専門領 域)は必修7科目と 自由選択1科目。	実施団体ごとに異 なる。 Edexcelの2012年夏 実施科目の場合、4 科目 ※通常3科目程度を 選択。	3領域(言語能力 /ライティング/数 学能力) 5分野(英語/歴 史・社会学/数学 /自然科学/外 国語[リーディ ング、リスニング])2 0種類 ※難関大学におい て2科目程度必 要。	4領域(英語/数 学/読解/サイ エンス)	3領域(国語、数学、外国 語)+文化総合、理科総 合 基本的には3領域を課し、 省によって文化総合(政 治・歴史・地理)や理科総 合(物理・化学・生物)また は個別科目を組み合わせ て課す。	7領域(国語、数 学、英語、社会探 求、科学探求、職 業探求、第2外国 語/漢文)46科目	6教科29科目
①試験会場、 ②試験監督者、 ③採点者	①ギムナジウム(大学進 学者が修学する中等教育 機関)、 ②ギムナジウム教員、 ③ギムナジウム教員	①リセ(高校)、 ②リセ教員、 ③リセ教員	①中等学校、 ②中等学校教員、 ③Examining Boardが 雇用した者	①ハイスクール、 コミュニティ・カ レッジ、 ②不明、 ③ETS	①ハイスクール、 コミュニティ・カ レッジ、 ②不明、 ③ACT	①高級中学校(高校)、 ②県レベルの学生募集委員 会、 ③択一式は考試院、記述式 は各大学の教員	①高校(在学中の高 校ではない)又は中 学校、 ②高校教員、中 学校教員、 ③教育課程評価院	①試験参加大学、 ②大学教員、 ③大学入試セン ター
入学時期	10月	9月	主に9月	主に9月		9月	3月	4月

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分

○総合型選抜(AO入試) (概要)

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学修に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

- ① 入学志願者自らの意思で出願する公募制。
- ② 知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準としない。
- ③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のいずれかを用いることが必要。
 - ア 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）の成績
 - イ 大学入試センター試験の成績
 - ウ 資格・検定試験等の成績
 - エ 高等学校の教科の評定平均値
- ④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

(時期)

- ・ 出願期間は8月1日～。
- ・ 学力検査を行う場合の試験期日は2月1日～。

○学校推薦型選抜(推薦入試) (概要)

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記する。
 - ② 推薦書・調査書だけでは、入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、AO入試の③ア～ウの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。
- ※ 募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。

(時期)

- ・ 出願期間は11月1日～。
- ・ 学力検査を行う場合の試験期日は2月1日～。

○一般選抜(一般入試) (概要)

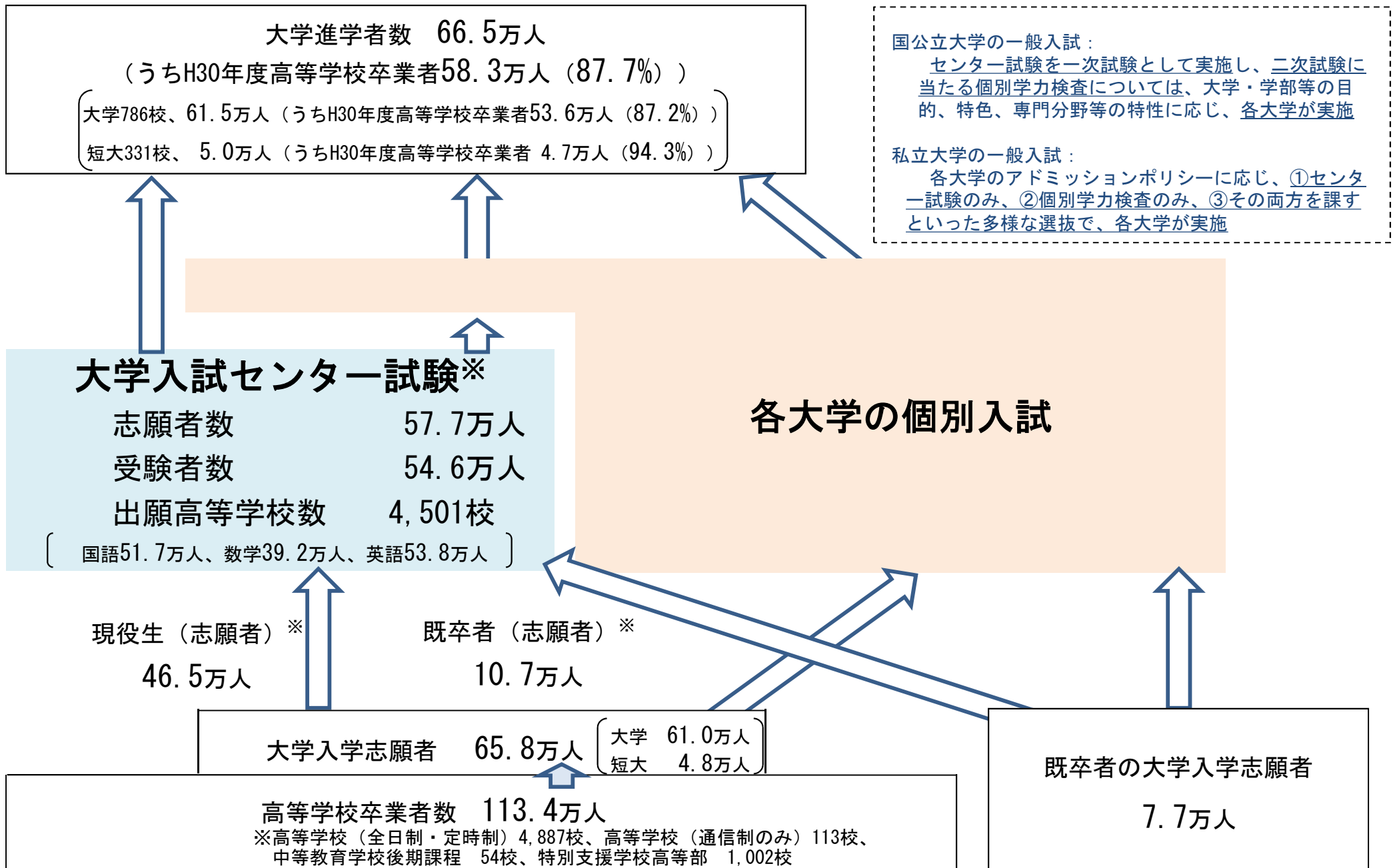
調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法。

(時期)

- ・ 試験期日は2月1日～4月15日

6. 入学者選抜の実施状況等

平成31年度入学者選抜における受験者数等



出典: 令和元年度学校基本統計(※についてはH31(2019)年2月大学入試センター公表資料より)

注1) 数値については千人未満は四捨五入している。

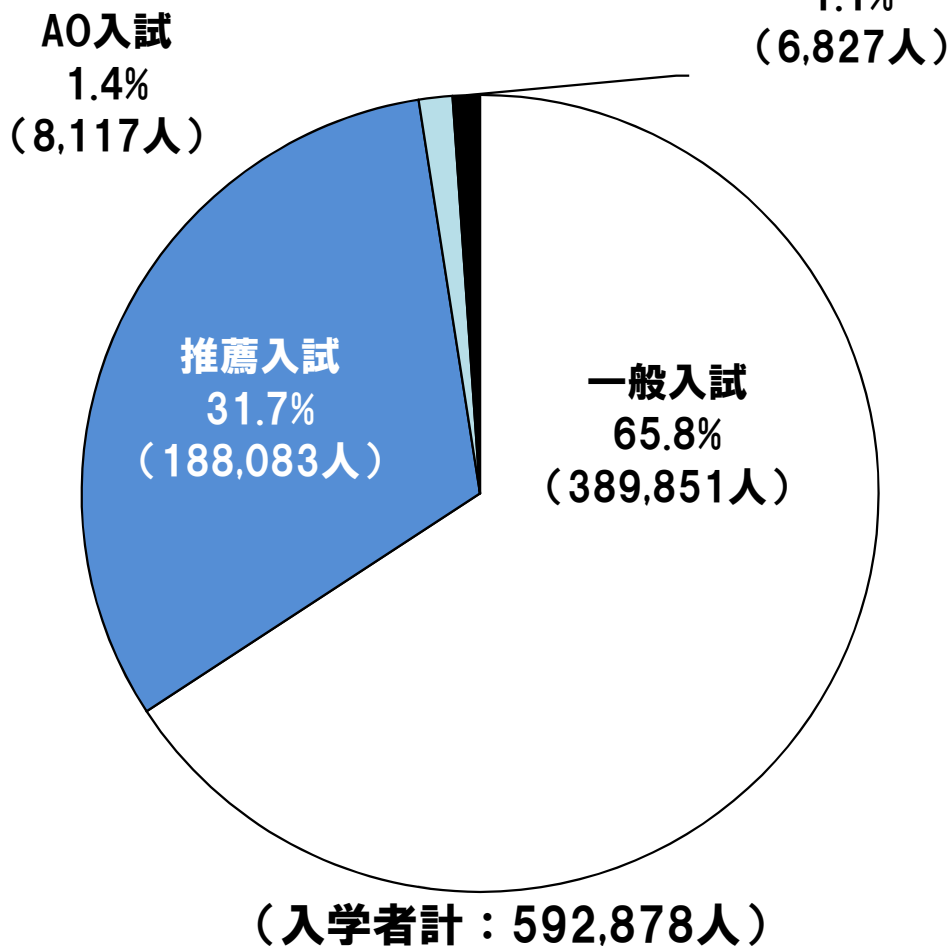
注2) 学校基本調査に基づく既卒者の大学入学志願者は、卒業した高校等が把握している数値であり、大学入試センター試験に出願する既卒者の数値とは一致しない。

注3) 高等学校には、高等学校全日制・定時制・通信制のほか、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

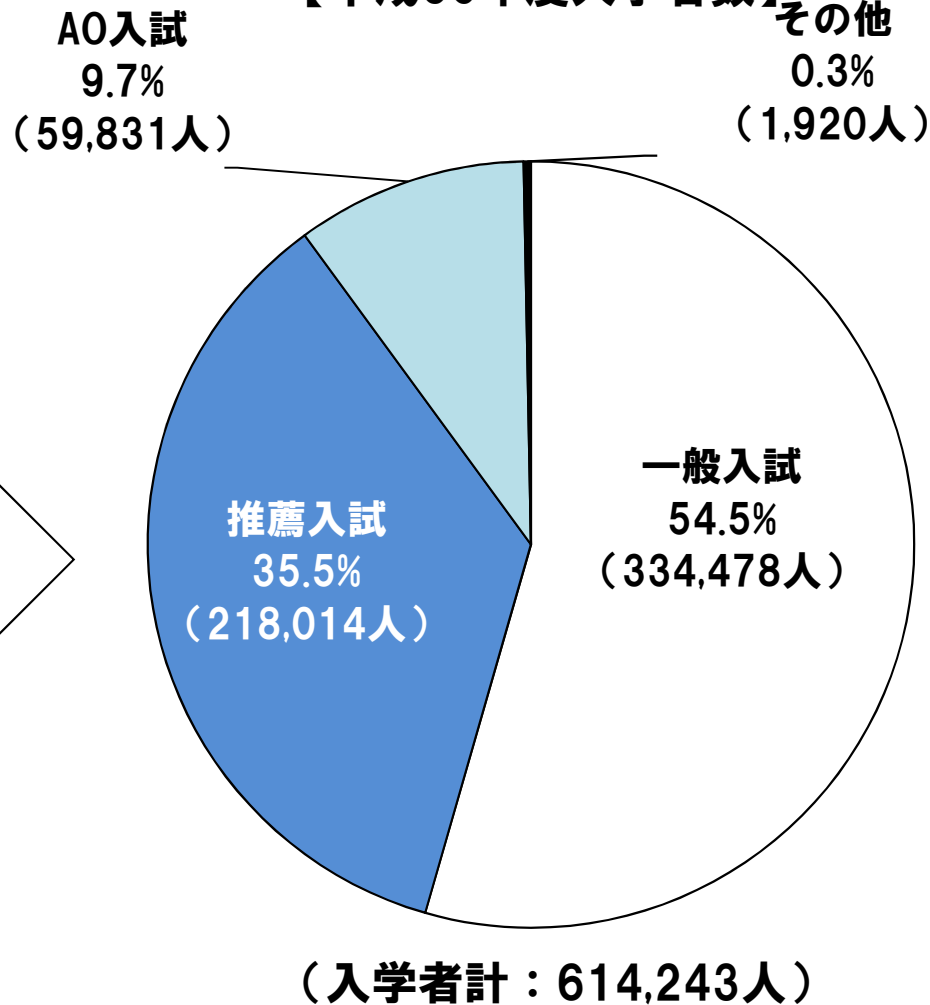
平成30年度入学者選抜実施状況の概要（平成12年との比較）

平成12年度に比べて、AO入試、推薦入試による入学者数とその割合が大きく増加しており、入試方法の多様化が進んでいる。

【平成12年度入学者数】



【平成30年度入学者数】



(注)「その他」: 専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

平成30年度入学者選抜実施状況の概要（国公立別平成12年との比較）

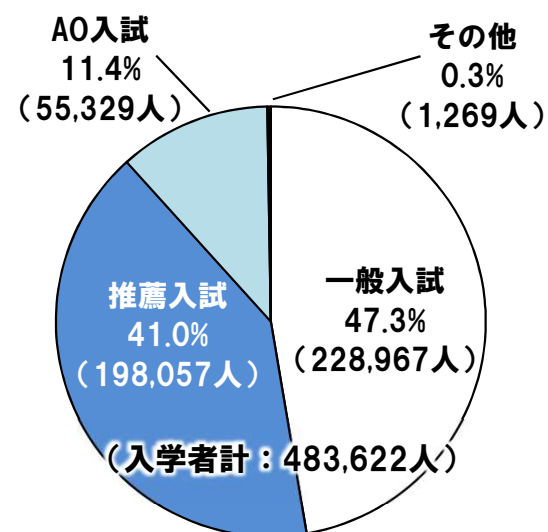
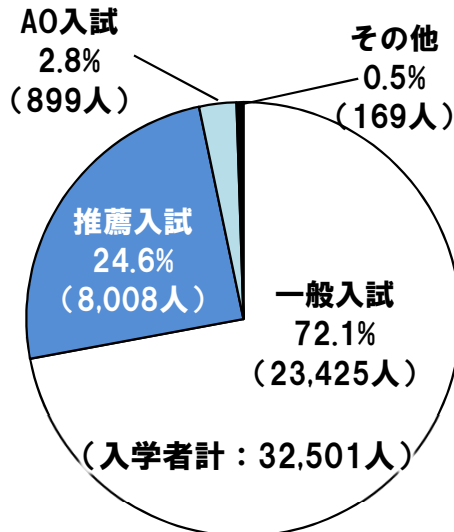
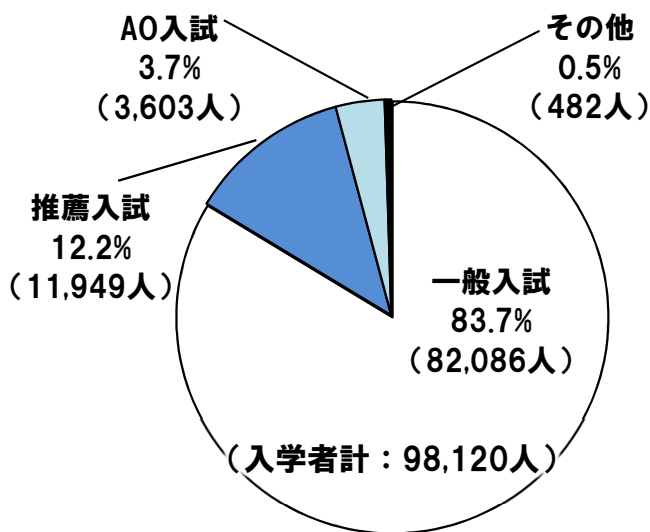
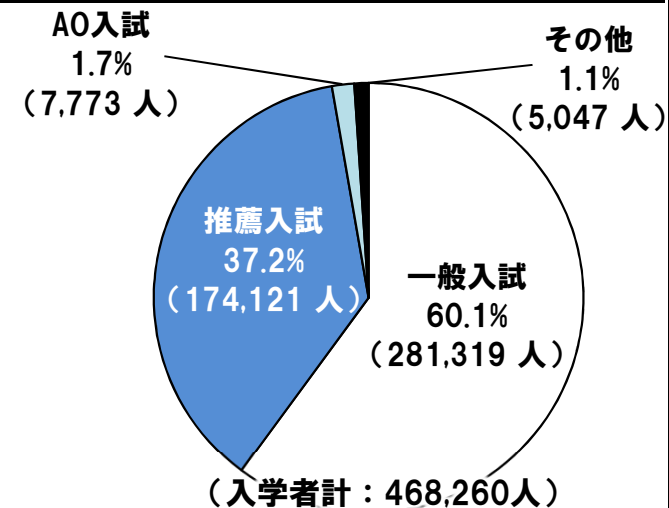
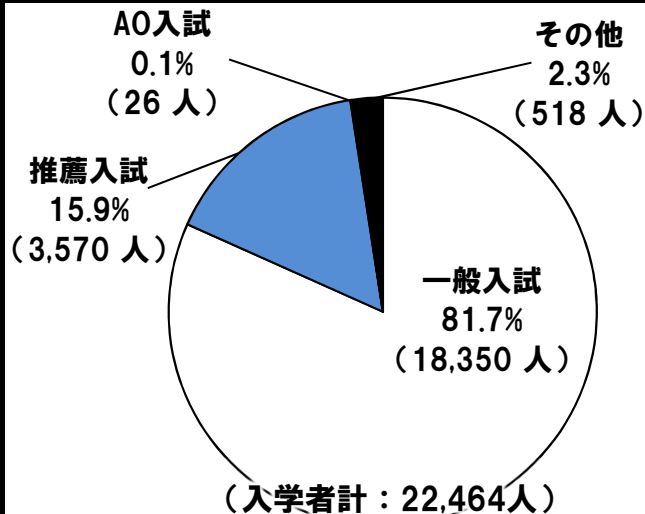
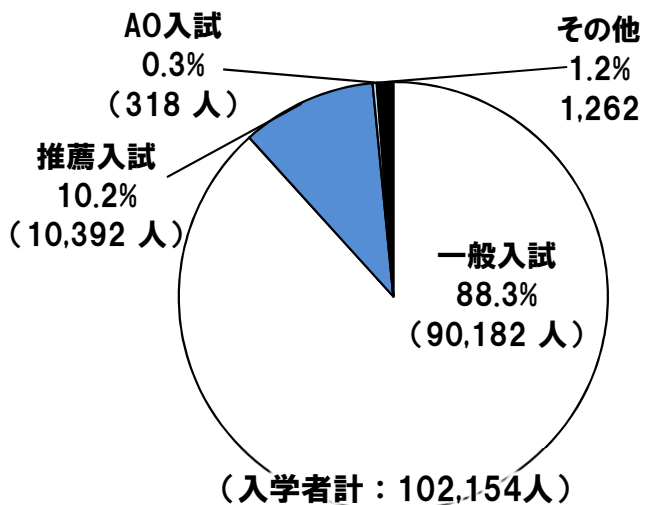
平成十二年度入学者数

平成三十年入学者数

【国立大学】

【公立大学】

【私立大学】



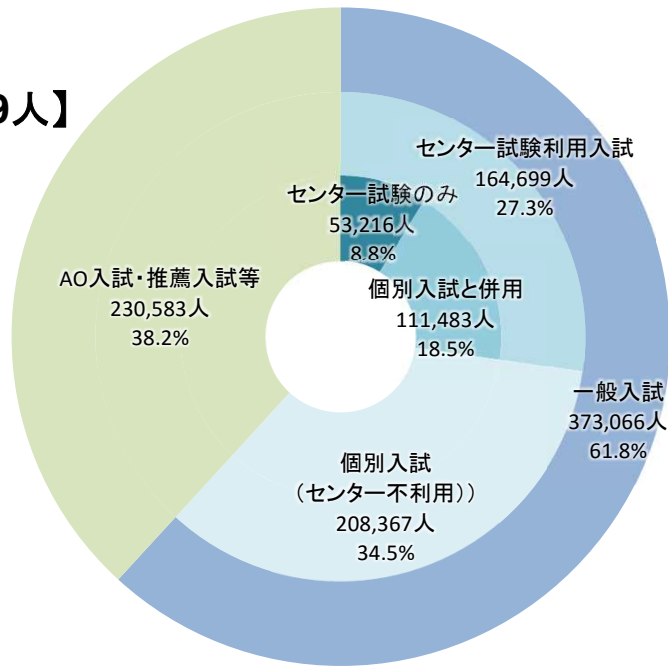
(注)「その他」：専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

文部科学省大学入試室調べ

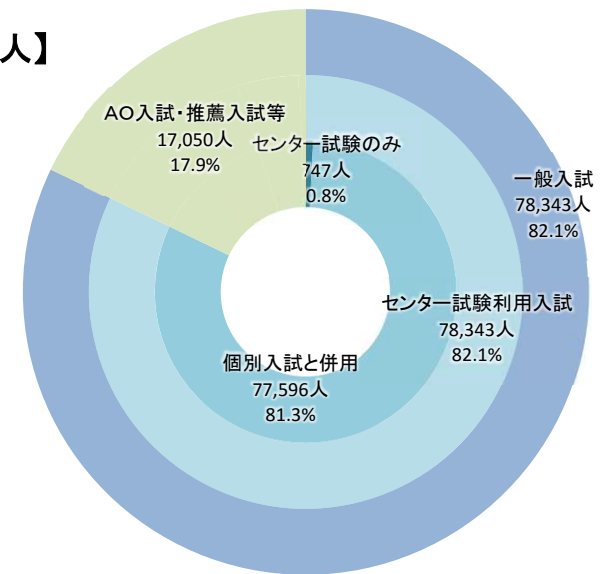
大学入試センター試験の利用状況（平成31年度入試）

国公立大学（全760大学）のうち、672大学（全大学の88.4%）がセンター試験利用入試を行い、うち、519大学（全大学の68.3%）がセンター試験のみで合否判定を行っているものの、募集人員は少ない。

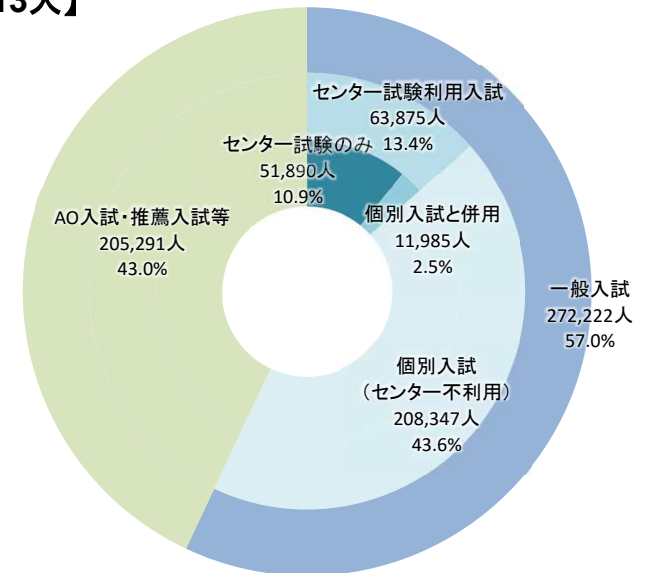
国公私計
【募集人員：603,649人】



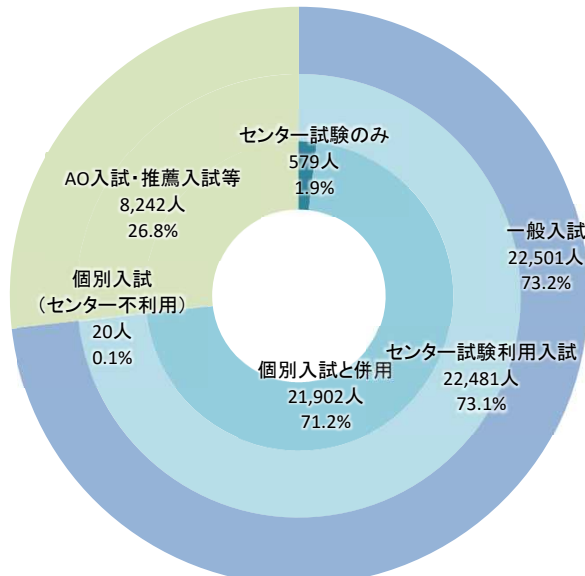
国立大学
【募集人員：95,393人】



私立大学
【募集人員：477,513人】



公立大学
【募集人員：30,743人】



注）平成31年度から公立化した公立千歳科学技術大学は、私立大学に含む。

令和2年度大学入試センター試験

【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学が共同して実施。

【試験期日】

- ・本試験：令和2年1月18日(土)、19日(日)
 - ・追(再)試験：令和2年1月25日(土)、26日(日)
- ※試験は1/13日以降の最初の土日に実施

【志願者数、利用大学数等】

- ・志願者数：557,698人
[対前年度▲19,132人]
- ・受験者数：527,072人
[対前年度▲19,126人]
- ・試験場数：689試験場
[対前年度▲4試験場]
- ・利用大学数：706大学
[対前年度+3大学]

(内訳)

国立 82大学
公立 91大学
私立 533大学

152短期大学

[対前年度+3短期大学]

(内訳)

公立 13短期大学
私立 139短期大学

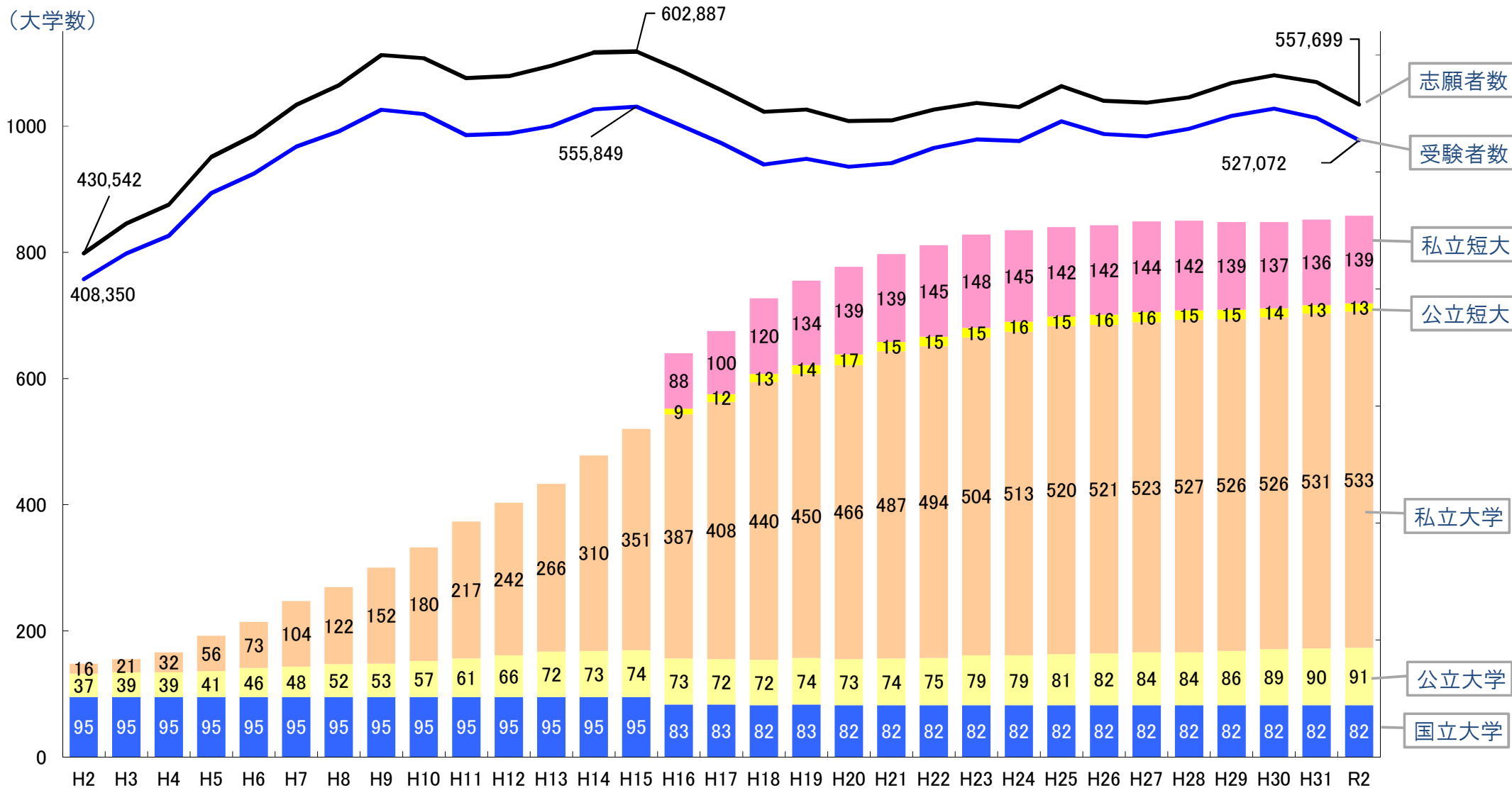
【令和2年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目(第1回(平成2年) 5教科18科目)

期 日	出題教科・科目		試験時間
令和2年 1月18日(土)	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理、政治・経済」	2科目受験 9:30～11:40 1科目受験 10:40～11:40
	国語	「国語」	13:00～14:20
	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」	【筆記】 15:10～16:30 ----- 【リスニング】 「英語」のみ 17:10～18:10
1月19日(日)	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30～10:30
	数学①	「数学I」「数学I・数学A」	11:20～12:20
	数学②	「数学II」「数学II・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」	13:40～14:40
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目受験 15:30～17:40 1科目受験 16:40～17:40

大学入試センター試験参加大学数及び志願者・受験者数の推移

- 平成2年度の第一回試験から令和2年度試験で31回の実施(平成18年度試験から英語リスニングを実施し、令和2年度試験で15回目の実施)。
- 参加大学については、第一回から年々増加しており、令和2年度試験参加大学数は国公私合計858大学(うち152短期大学)。
- 志願者数については、平成15年度試験の602,887人がピーク。令和2年度試験の志願者数は557,698人(対前年度19,132人減)。



※大学入試センター公表資料をもとに大学入試室において作成

令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数（本試験）

受験者数(本試験)526,901人

年 度		令和2年度		
		受 験 者 数 (人)	本試験受験者全体に占める割合 (%)	
教科・科目名				
国	語	498,200	94.55%	
地 理 歴 史	国 語			
	世 界 史 A	1,765	0.33%	
	世 界 史 B	91,609	17.39%	
	日 本 史 A	2,429	0.46%	
	日 本 史 B	160,425	30.45%	
	地 理 A	2,240	0.43%	
	地 理 B	143,036	27.15%	
公 民	現 代 社 会	73,276	13.91%	
	倫 理	21,202	4.02%	
	政 治 ・ 経 済	50,398	9.56%	
	倫 理 , 政 治 ・ 経 済	48,341	9.17%	
数 学	数 学 ①	数 学 I	5,584	1.06%
		数 学 I ・ 数 学 A	382,151	72.53%
	数 学 ②	数 学 II	5,094	0.97%
		数 学 II ・ 数 学 B	339,925	64.51%
		簿 記 ・ 会 計	1,434	0.27%
		情 報 関 係 基 礎	380	0.07%
理 科	理 科 ①	物 理 基 礎	20,437	3.88%
		化 学 基 礎	110,955	21.06%
		生 物 基 礎	137,469	26.09%
		地 学 基 礎	48,758	9.25%
	理 科 ②	物 理	153,140	29.06%
		化 学	193,476	36.72%
		生 物	64,623	12.26%
		地 学	1,684	0.32%
外 国 語	筆 記	英 語	518,401	98.39%
		ド イ ツ 語	116	0.02%
		フ ラ ン ス 語	121	0.02%
		中 国 語	667	0.13%
		韓 国 語	135	0.03%
	リスニング	英 語	512,007	97.17%

出典：独立行政法人大学入試センター「令和2年度大学入試センター試験実施結果の概要」を元に作成

大学入試センター試験受験者に対する受験科目数の割合

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
受 験 者 合 計	536,828人	547,892人	554,212人	546,198人	527,072人
平均受験科目数	5.59	5.55	5.52	5.53	5.54
8科目受験者	2.3%	1.9%	1.8%	1.6%	1.5%
7科目受験者	54.7%	54.2%	53.5%	54.0%	54.5%
6科目受験者	4.5%	4.4%	4.6%	4.6%	4.7%
5科目受験者	5.3%	5.3%	5.2%	5.2%	5.1%
4科目受験者	8.7%	8.5%	8.7%	8.3%	8.4%
3科目受験者	20.9%	22.2%	22.7%	22.6%	21.9%
2科目受験者	3.2%	3.1%	3.0%	3.1%	3.4%
1科目受験者	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%

(注1)受験率は、受験者合計に対する割合を示す。

(注2)理科①(基礎の付された科目)は、2科目で1科目と数えている。

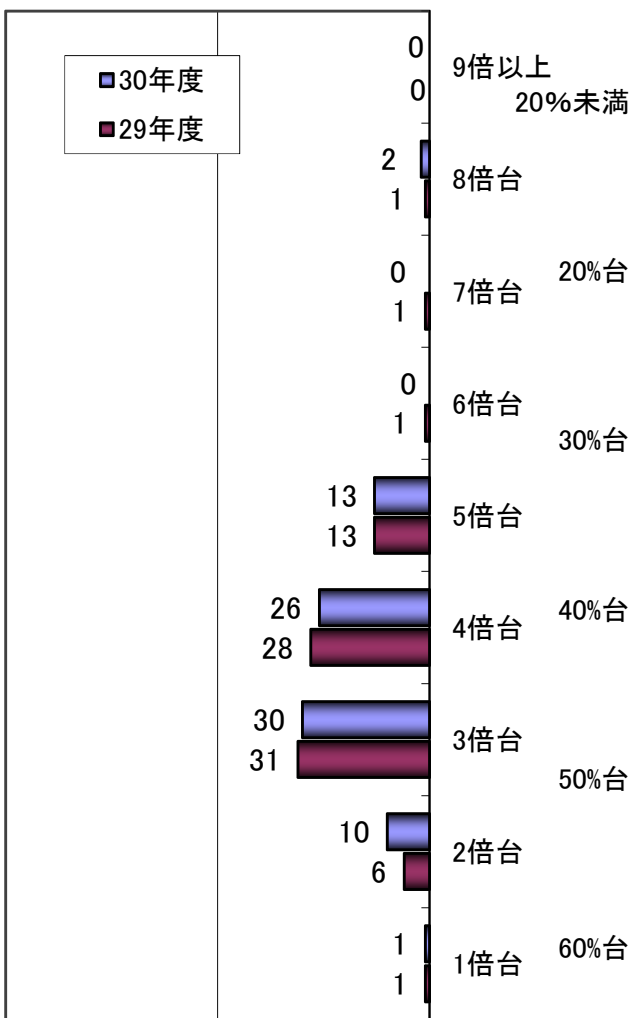
出典:独立行政法人大学入試センター「令和2年度大学入試センター試験実施結果の概要」を元に作成

志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布(国立大学)

○大学による差異が小さい

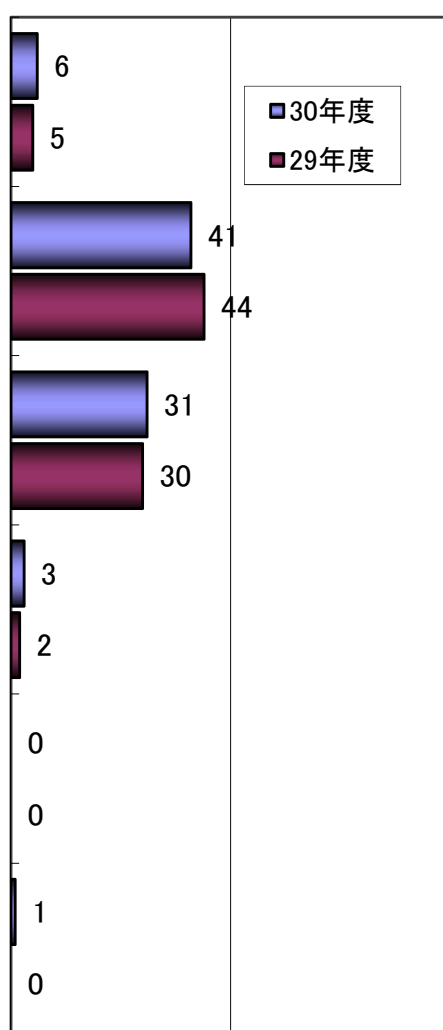
志願倍率の分布

志願者/募集人員



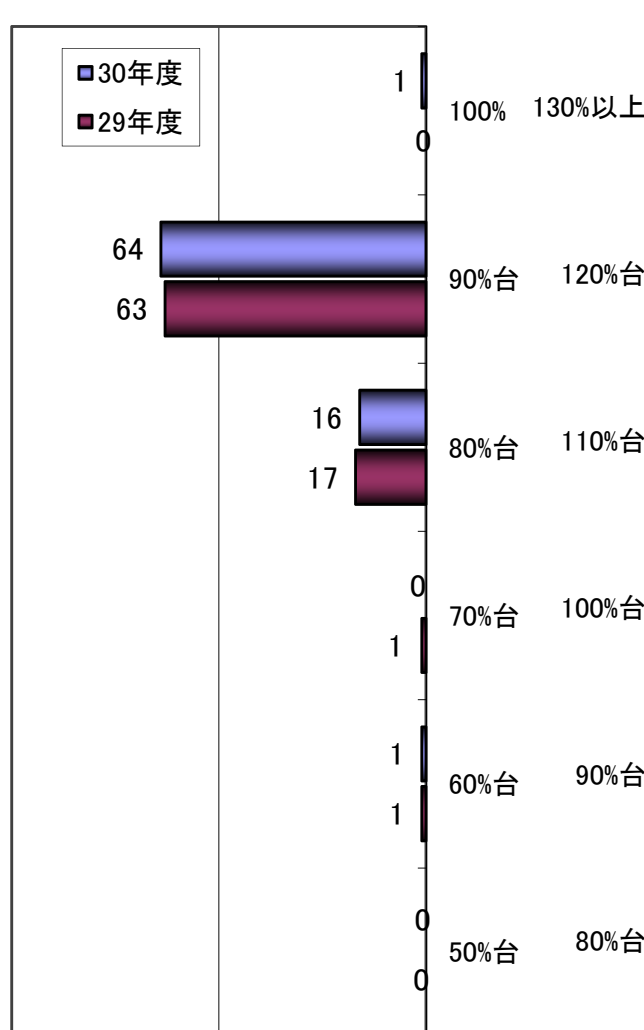
合格率の分布

合格者/志願者



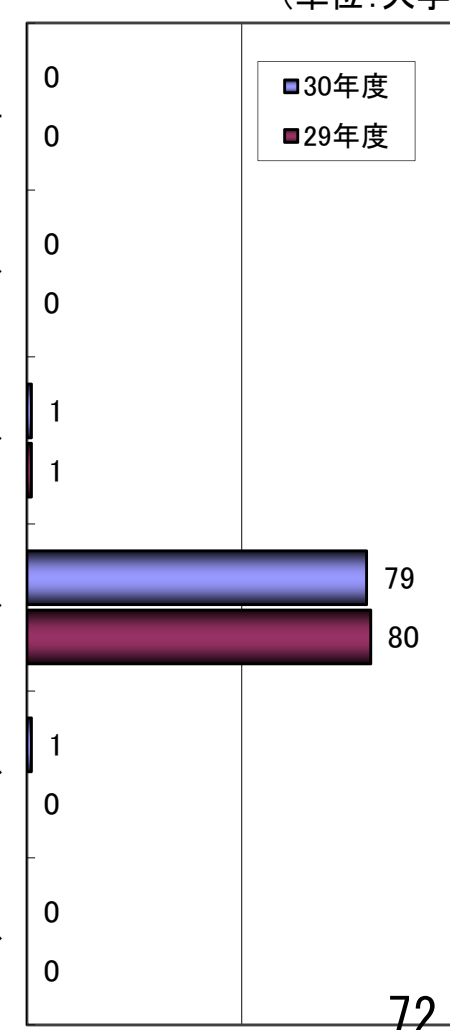
歩留率の分布

入学者/合格者



定員充足率の分布

入学者/募集人員



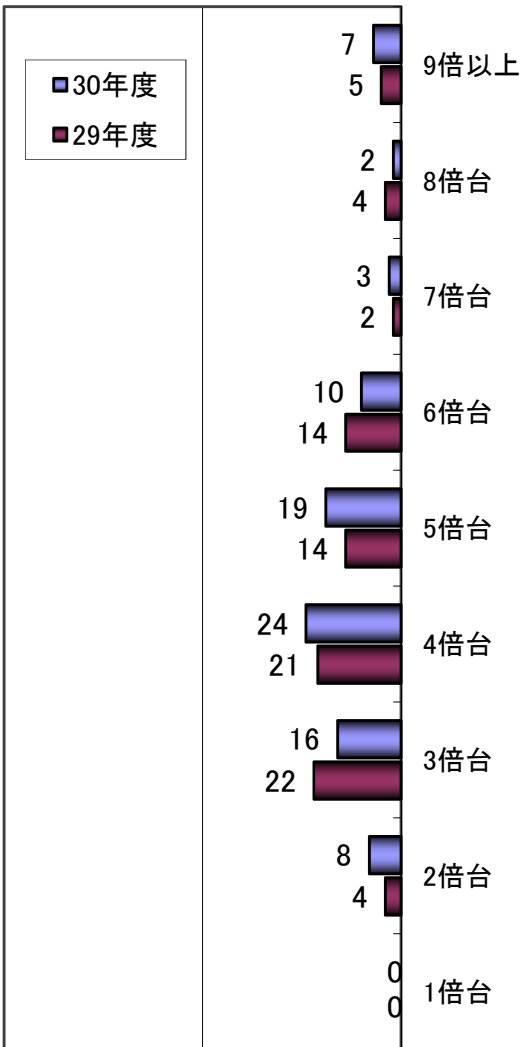
(単位:大学)

志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布(公立大学)

○国立大学と同様、大学による差異が小さい

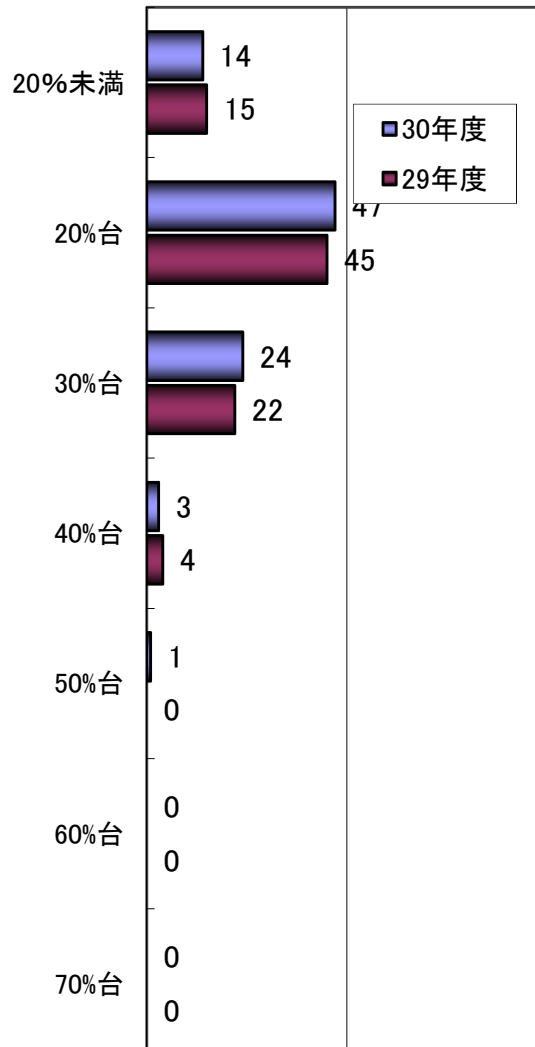
志願倍率の分布

志願者/募集人員



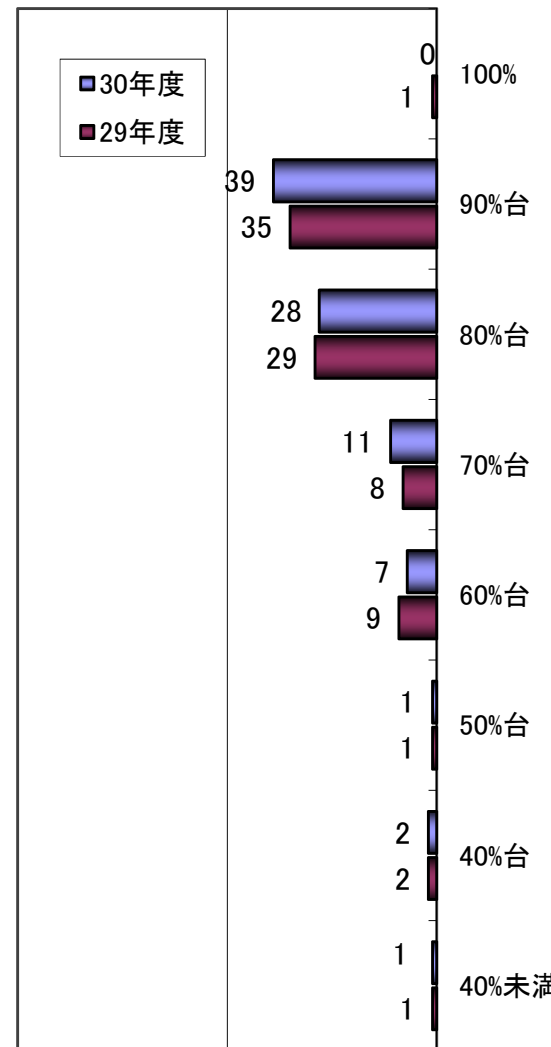
合格率の分布

合格者/志願者



歩留率の分布

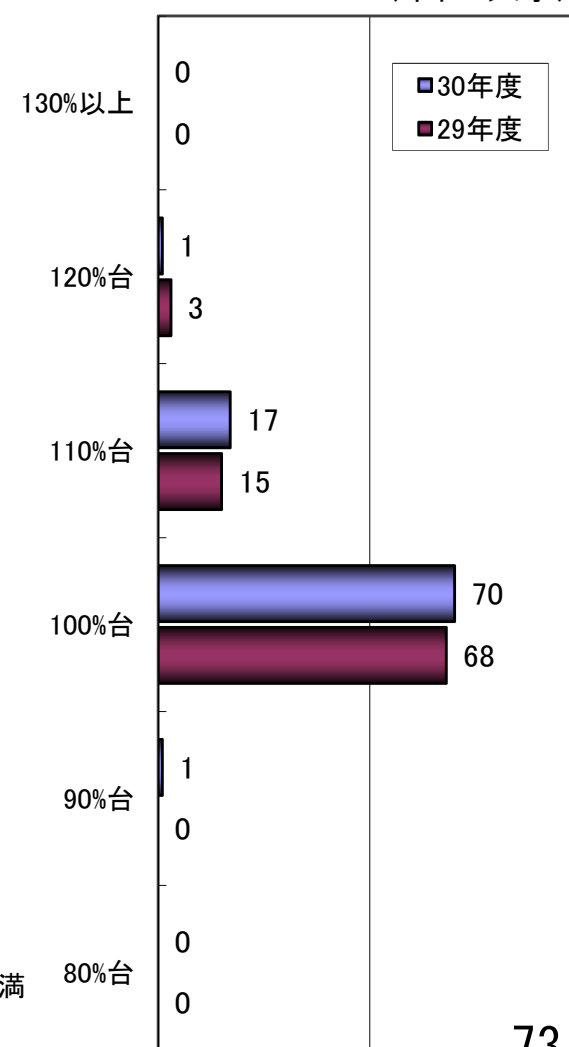
入学者/合格者



定員充足率の分布

入学者/募集人員

(単位:大学)

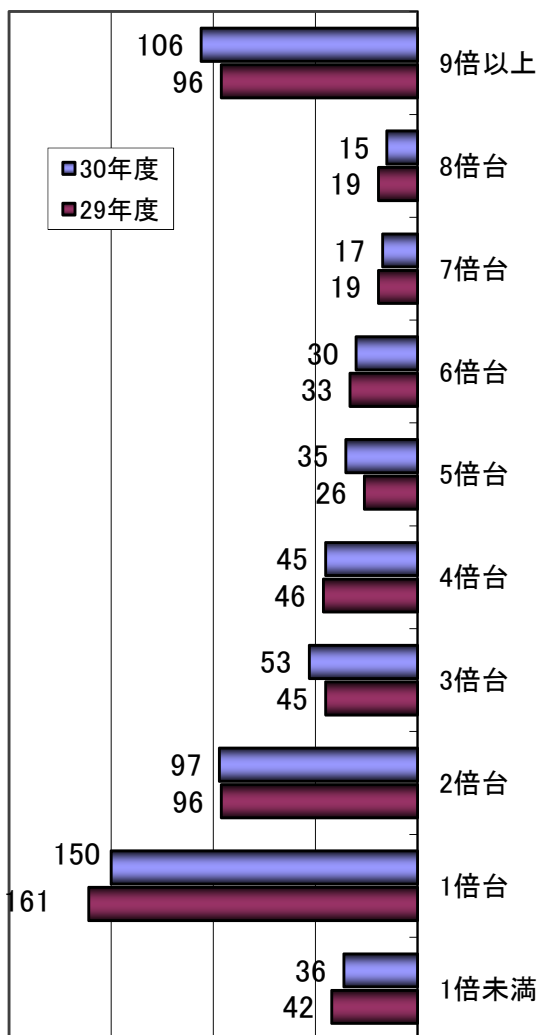


志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布(私立大学)

- 大学によって入試状況のバラツキが大きい
- 志願倍率は2極化

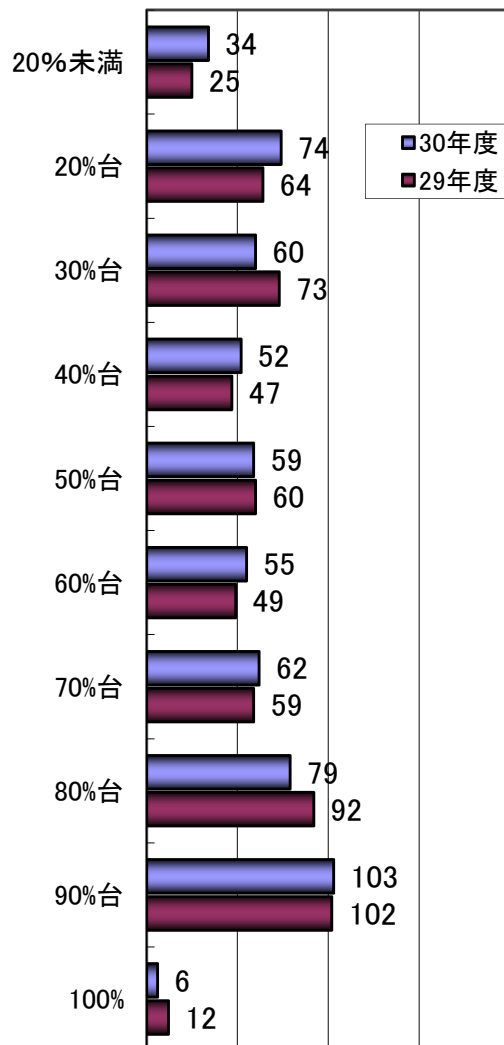
志願倍率の分布

志願者/募集人員



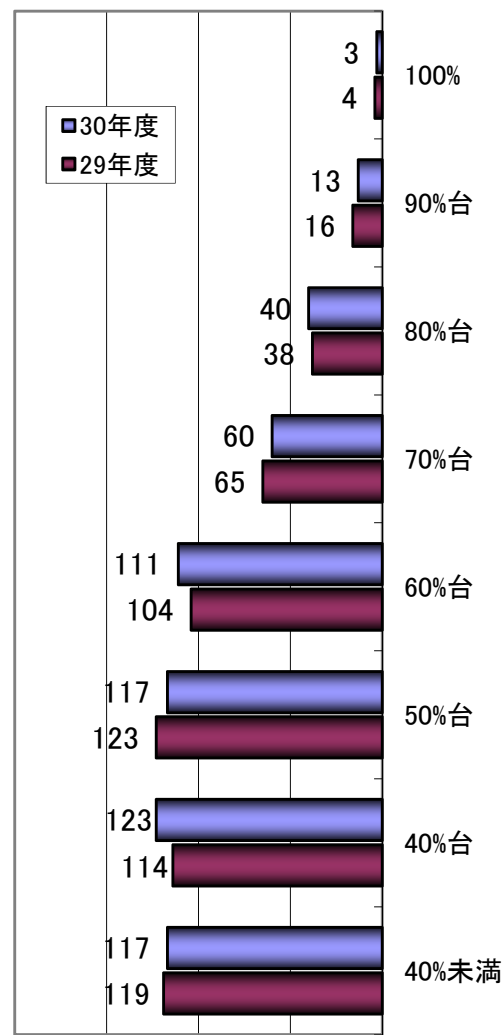
合格率の分布

合格者/志願者



歩留率の分布

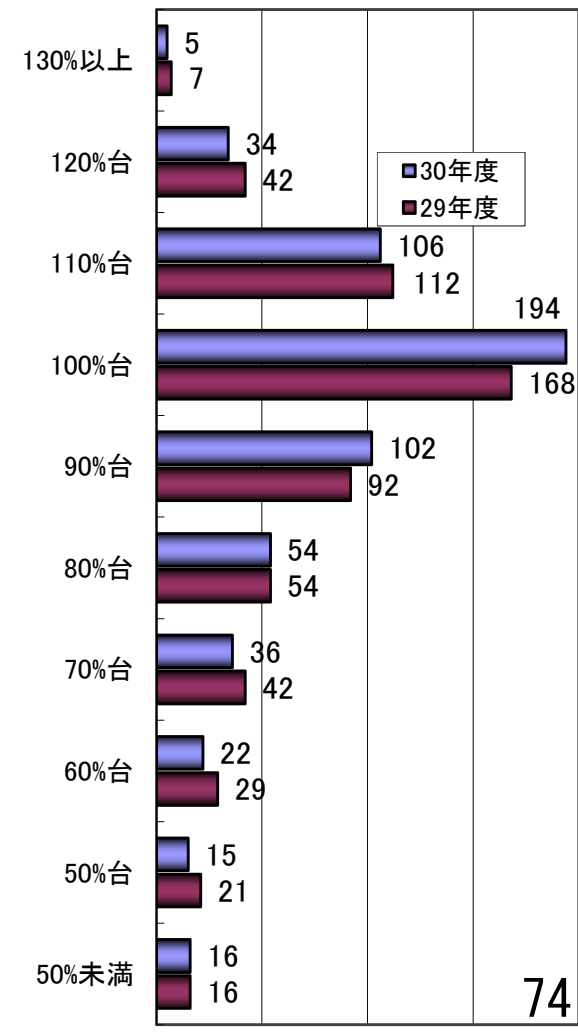
入学者/合格者



定員充足率の分布

入学者/募集人員

(単位:大学)



平成31年度大学入学者選抜（一般入試）の実施状況の例

○国立大学

	大学種別	合格者／ 募集定員	合格者 －募集定員
①	総合大学(関東)－規模D	102.0%	58
②	総合大学(関西)－規模D	108.0%	230
③	総合大学(中国)－規模D	114.3%	288
④	総合大学(東北)－規模E	120.1%	244
⑤	総合大学(四国)－規模E	107.5%	64
⑥	総合大学(九州)－規模E	111.8%	157
⑦	単科医科大学	100.0%	0
⑧	単科工業大学	112.0%	97
⑨	単科教育大学	107.1%	84
⑩	単科教育大学	116.9%	14

○私立大学

	大学種別	合格者／ 募集定員	合格者 －募集定員
①	総合大学(関東)－規模A	257.9%	8,548
②	総合大学(関東)－規模A	409.1%	16,653
③	総合大学(関西)－規模A	254.3%	10,061
④	総合大学(関西)－規模A	228.0%	7,294
⑤	総合大学(関西)－規模A	349.6%	19,553
⑥	総合大学(関東)－規模B	388.0%	12,662
⑦	総合大学(関東)－規模B	421.8%	13,653
⑧	総合大学(関東)－規模C	215.9%	4,355
⑨	総合大学(関東)－規模C	267.2%	5,091
⑩	総合大学(関東)－規模C	360.9%	8,110
⑪	総合大学(関西)－規模C	392.8%	11,104
⑫	総合大学(東北)－規模E	291.2%	2,757
⑬	総合大学(関東)－規模E	285.6%	2,441
⑭	総合大学(四国)－規模E	336.9%	1,997
⑮	単科医科大学	163.6%	77
⑯	単科工業大学	293.4%	2,862

※大学種別のABC等の規模の表記は、各大学の募集定員に基づいて以下のとおり区分けしている

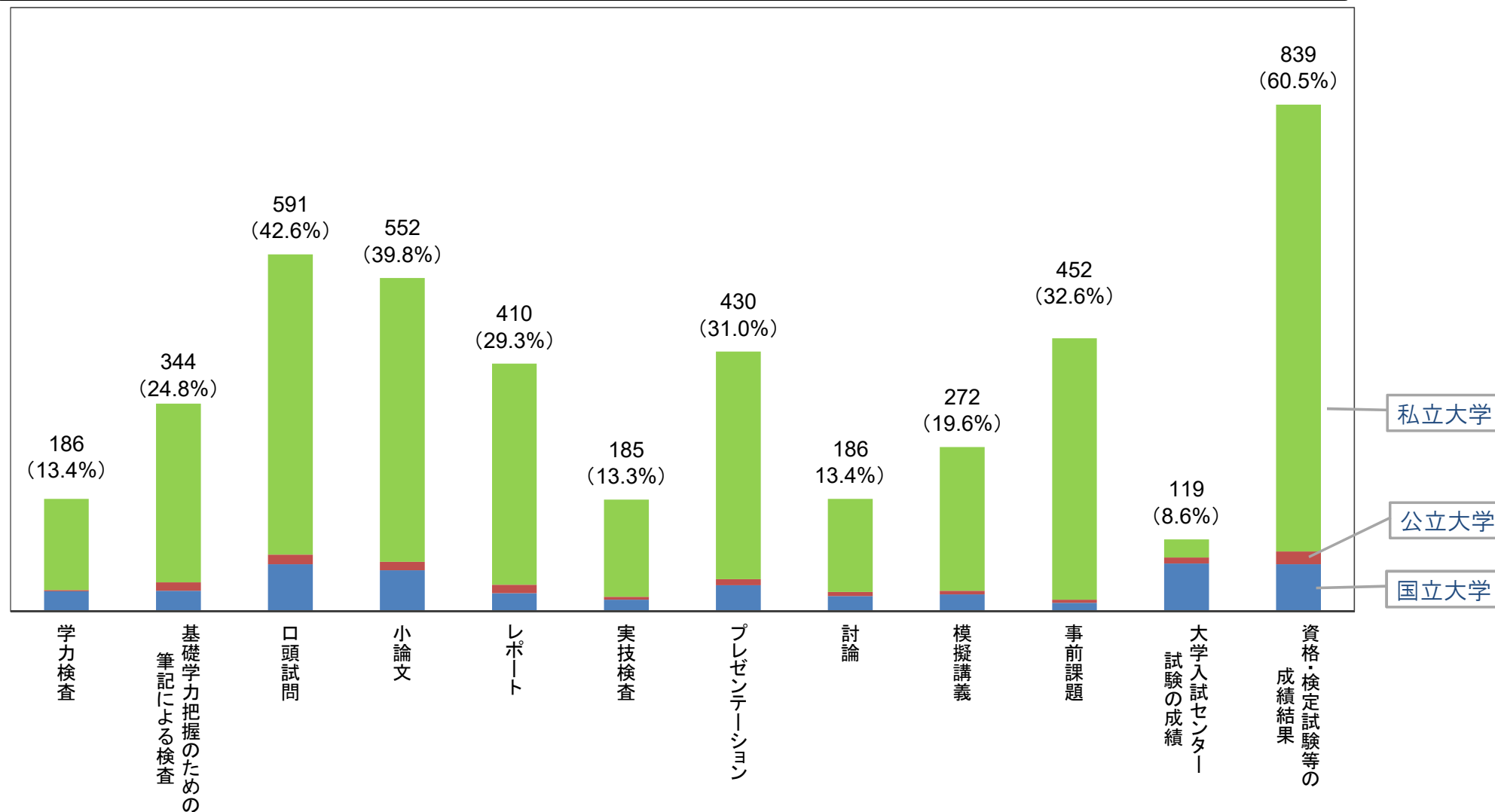
A:5,000人以上、B:4,000人以上5,000人未満、C:3,000人以上4,000人未満、
D:2,000人以上3,000人未満、E:2,000人未満

※各大学のホームページで公開されている合格者数及び募集定員に基づいて文部科学省で作成

※同一大学内で同時に複数学部等へ併願する者も含む

AO入試における学力把握措置（平成28年度）

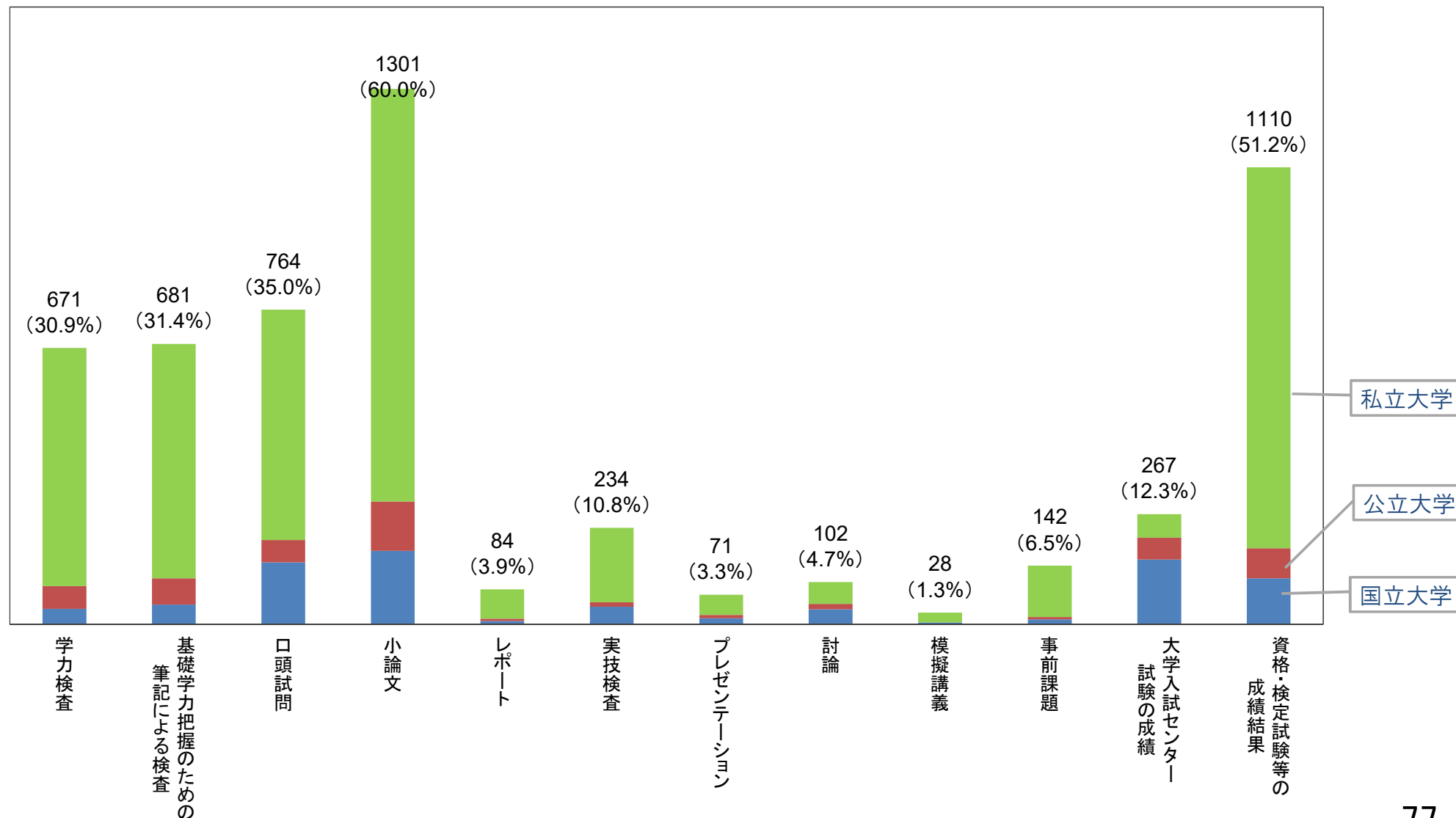
〇AO入試を実施する学部（1,387学部）（注）1,387学部の内訳：国立157学部、公立33学部、私立1,197学部



推薦入試における学力把握措置（平成28年度）

○推薦入試を実施する学部（2,170学部）

（注）2,170学部の内訳：国立289学部、公立170学部、私立1,711学部



一般入試において面接、小論文等を課す国公立大学(平成31年度入試)

区分	国立		公立		計	
募集人員	95,319人		31,371人		126,690人	
区分	大学	学部	大学	学部	大学	学部
入学者選抜の 実施大学・学部数	82	401	90	202	172	603
小論文	65	164	66	103	131	267
	79.3%	40.9%	73.3%	51.0%	76.2%	44.3%
総合問題	23	37	16	19	39	56
	28.0%	9.2%	17.8%	9.4%	22.7%	9.3%
面接	69	171	61	89	130	260
	84.1%	42.6%	67.8%	44.1%	75.6%	43.1%
実技検査	49	55	17	21	66	76
	59.8%	13.7%	18.9%	10.4%	38.4%	12.6%
リスニング	10	20	2	3	12	23
	12.2%	5.0%	2.2%	1.5%	7.0%	3.8%

- (注) 1. 平成30年7月末現在。(設置認可申請中等の予定のものを含む。)
 2. 学部内の募集単位により選抜方法が異なる場合には、それぞれの箇所に計上している。
 3. 下段は、入学者選抜実施大学・学部数に対する割合を示す
 4. 募集人員に外国人留学生を対象とする選抜分は含まない。
 5. 総合問題：複数教科を総合して学力を判断する総合的な問題
 6. 実技検査：主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）において、学力検査のほか、実技に関する検査を課すこと

個別入学者選抜改革の進展①

○教育再生実行会議第四次提言（H25.10）以降、各大学は積極的に入学者選抜改革に取り組んでいる。

お茶の水女子大学「新フンボルト入試」の導入

平成29年度入試から、**AO入試をより独創的で丁寧な選抜方法にブラッシュアップ**、受験生のポテンシャルを評価。

【新フンボルト入試】

プレゼミナール（第1次選考）
大学の授業＝学問の世界を実体験→レポート作成＋提出書類等で総合的に一次選考
高校2年生もセミナー受講可（高大接続）

◎募集人員を拡大

旧IAO定員10名→**20名**に倍増

◎実施状況

	出願数	プレゼミ受講者
H29	198 (9.9倍)	358
H30	192 (9.6倍)	382
R1	177 (8.9倍)	364

◎合格者に対する手厚い**入学前教育**を実施

11月合格者研修会
在学生をチューターとして配置

◎本学の特色ある教育システムにシームレスに接合

21世紀型文理融合リベラルアーツ
複数プログラム選択履修制度
グローバル教育（海外留学推進）

第2次選考（2日間）

図書館入試

資料を自由に使ってじっくりレポート作成＋グループ討論・個別面接

実験室入試

①実験・データ分析、②自主研究課題ポスター発表、など

東京外国語大学「英語スピーキングテスト」の導入

ブリティッシュ・カウンシルと共同開発した英語スピーキングテスト「**BCT-S**」を前期日程試験で利用

高等学校学習指導要領に準拠した「スピーキング」のみのテスト
他大学でも広く利用可能な汎用のテストフォーマット
CEFRスケールにおけるA1～B2程度を判定（採点は最短3日）

平成31年度入試 新設の「国際日本学部」で利用（受験者108名）
令和3年度入試 全学部で利用予定（受験者約1,800名を想定）

筆記試験（3技能）と組み合わせ、大学で英語4技能を独自に評価

京都大学「特色入試」の導入・拡大

平成28年度入試から、学部に応じ、**学力型の総合型選抜又は学校推薦型選抜等**により行う「**特色入試**」を導入。平成30年度入試からは全学部全学科に拡大し、継続的に**募集人員の増加**に努めている。

（平成28年度：108人→令和2年度：158人）

平成28年度に「**高大接続・入試センター**」を設置

大阪大学「AO・推薦入試」の導入・拡大

平成29年度入試から、**全学部**において「**AO入試**」又は「**推薦入試**」を導入。平成31年度入試にかけて募集人員（3,255人）の約10%（360人）まで段階的に規模を拡大。

個別入学者選抜改革の進展②

佐賀大学 ICTを活用した評価手法の導入

1 佐賀大学版CBT ペーパーテストでは評価できない学力の評価

● 3タイプのCBT

「佐賀大学版CBT」を平成30年度から、3学部(教育・理工・農)の特別入試において導入。

Type1

基礎学力・学習力テスト
試験時間内に即採点
再チャレンジ



Type2

動画を用いて思考力・
判断力等を問うテスト

Type3

英語4技能テスト
(スピーキング・リスニング)

2 電子書類採点システム Web出願と連動した書類審査の電子化

● 電子書類採点システム(J-Bridge System)



国際基督教大学「総合教養」科目の導入

平成27年度入試から一般入試において、「**総合教養(ATLAS)**」科目を導入。

- ・ リベラルアーツの基礎となる人文科学、社会科学、自然科学を統合した学力を判断する総合問題
- ・ 特定のテーマについての15分程度の講義を聴き、その内容及び関連する論述や資料に関する設問に回答
- ・ 広い領域への知的好奇心を持って、さまざまな課題に対応する能力(コンピテンシー)を評価

愛媛大学「活動報告書」と「調査書」の活用

一般選抜において

「調査書」単独で、あるいは面接等と合わせて点数化。

平成33年度入試から**全ての入試区分**において「**調査書等**」を**合格者の判定**に活用。

- ・ 総合型選抜及び学校推薦型選抜において「**活動報告書(四国5国立大学共通様式)**」を課し、「**調査書**」と併せて評価する。
- ・ 「活動報告書」は**四国5国立大学共通出願サイト**から**オンライン入力**。

早稲田大学 2021年度入試に向けた入試改革

一般選抜のWeb出願時に「**主体性**」「**多様性**」「**協働性**」に関する経験を記入させる。調査書に記載するのではなく、受験生本人が自身の経験を振り返り文章化(100字~500字)。**出願要件とするが、得点化はしない。**

政治経済学部、国際教養学部、スポーツ科学部の一般選抜において、**従来の3教科型入試を廃止し、大学入学共通テストおよび学部独自試験を課す方式に変更。**国際教養学部については、**英語外部検定試験の成績を得点化し、加点。**

商学部の一般選抜において、英語外部検定試験を利用できる方式を新規導入。文化構想学部・文学部も同方式を継続。これにより**一般選抜で英語外部検定試験を利用できる学部は13学部中4学部に拡大。**

個別入学者選抜改革の進展③

追手門学院大学「アサーティブ入試」の展開

平成26年度から、高校生の学ぶ意欲と姿勢、基礎学力を育てて大学受験ができるようにすることを目的として、受験前から「学ぶことについて考える」「アイデンティティの形成」「基礎学力向上」の機会となるアサーティブプログラムとその成果を発揮できるアサーティブ入試を導入した。導入後の分析結果を踏まえて、全学でカリキュラムマップの作成、検定テストと学生ポートフォリオ（オйнаビ）の導入、行動して学び、学びながら行動するWILプログラムの導入など教育改革につなげている。

アサーティブプログラム

- ガイダンス
- 個別面談
- インターネットを利用した学習プログラム
- 振り返りを促すアサーティブノート

アサーティブ入試

- 一次試験：グループディスカッション
基礎学力適性検査
- 二次試験：面接

入学前学習

平成31年度入試では、アサーティブプログラムを受講し入学した者が**全学の17.7%**だが、**3年後は3割**を目指す。

上智大学

「TEAP等英語4技能検定試験」利用入試の展開

平成27年度から、上智大学と日本英語検定協会が共同開発した「TEAP」を利用する入試を新設。⇒出願基準として、TEAPスコアを利用。一般入試（TEAP利用型）では、大学が実施する個別試験において英語科目は課さない。

令和3年度から、**一般選抜全方式にて、4技能検定試験結果を活用。**

- ①TEAPスコア利用型では、これまでのTEAPスコア活用法であった出願基準利用から**得点換算利用**に変更。
- ②学部学科試験・共通テスト併用型では、検定試験結果を任意で利用可能とし、CEFRレベルに応じて共通テストの英語の得点に**上限付きで加点**する。
- ③共通テスト利用型では、検定試験結果の提出は基本的に不要だが、CEFR B2以上の試験結果を提出した場合、共通テストの英語において、**みなし得点**として利用可能。

立命館アジア太平洋大学『自分の頭で考える』力を測る『世界を変える人材育成入試』

①高校での学び：「ロジカル・フラワー・チャート」を活用し自分なりの「問い」を立て自分なりの「方法」で自分なりの「答え（最適解）」を見つける「探究」型資質・能力を育成

《接続》

②大学入試：

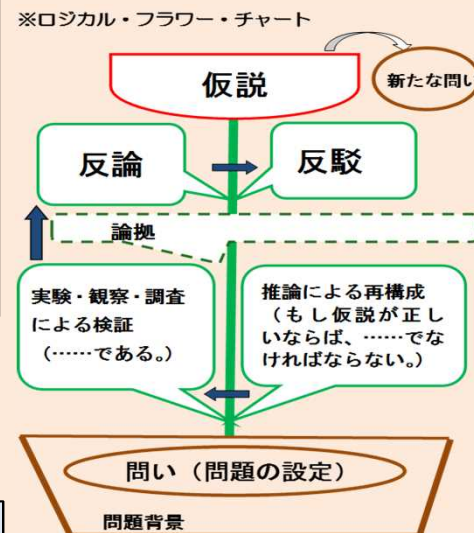
出願書類

「ロジカル・フラワー・チャート」を活用した入試で「探究」型の資質・能力等を判定

面接：多文化環境で学び成長できる可能性を判定

《接続》

③大学での学び：大学（初年次）教育へ



個別入学者選抜改革の進展④

首都大学東京「学力の3要素評価のための「調査書等」を活用した評価手法」の開発

入学後に活躍する人材の活動履歴の特徴を明らかにし、それを入試で評価できる仕組みを作る。

令和3年度入試から**全ての入試区分**において「調査書等」を合格者の判定に活用。

JAPAN e-Portfolio^(※)を用いたデータ収集とその分析を通じ、
・志願者、合格者、入学者それぞれの高等学校等段階での活動履歴の特徴を分析。
・「調査書等」における評価項目の選定並びに評価方法を開発中。

質の高い入学者選抜実施のためにデータを活用し検証を繰り返す。

入学者の高等学校等在籍時のデータ（ポートフォリオ等）

+

入学後のデータ

+

卒業後のデータ

追跡

データを基にしたPDCAサイクルを回し続ける。

※ 「文部科学省大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）」において、同事業で開発する「Japan e-Portfolio」（高校eポートフォリオと連動した大学出願ポータルサイト）を使った実証事業を平成30年度に実施

立正大学 高大接続Advance入試導入・主体性等分野実証事業^(※)への参画

平成31年度入試から「学力の3要素」をより多面的に評価することを主たる目的とした高大接続Advance入試として、**AO入学試験ゼミナール型入試**を新設。

問題解決能力・コミュニケーション能力の見極めに、より時間をかけた選抜方法を加え、募集人員を拡大。

【第1次選考】

- ・講義の受講
- ・受講後、当日課題の作成・提出
- ・書類審査（志望理由・調査書等）

【第1次選考合格者】

- ・与えられた課題について2次選考までに調べ学習を行い、第2次選考の際に持参する。

【第2次選考】

- ・ゼミナール形式にて、課題についてのプレゼンテーション、およびグループディスカッションを実施。

筑波大学「総合選抜」の導入

令和3年度入試から**一般選抜前期日程**に「総合選抜」を導入。全入学定員の約25%を募集。※体育専門学群を除く

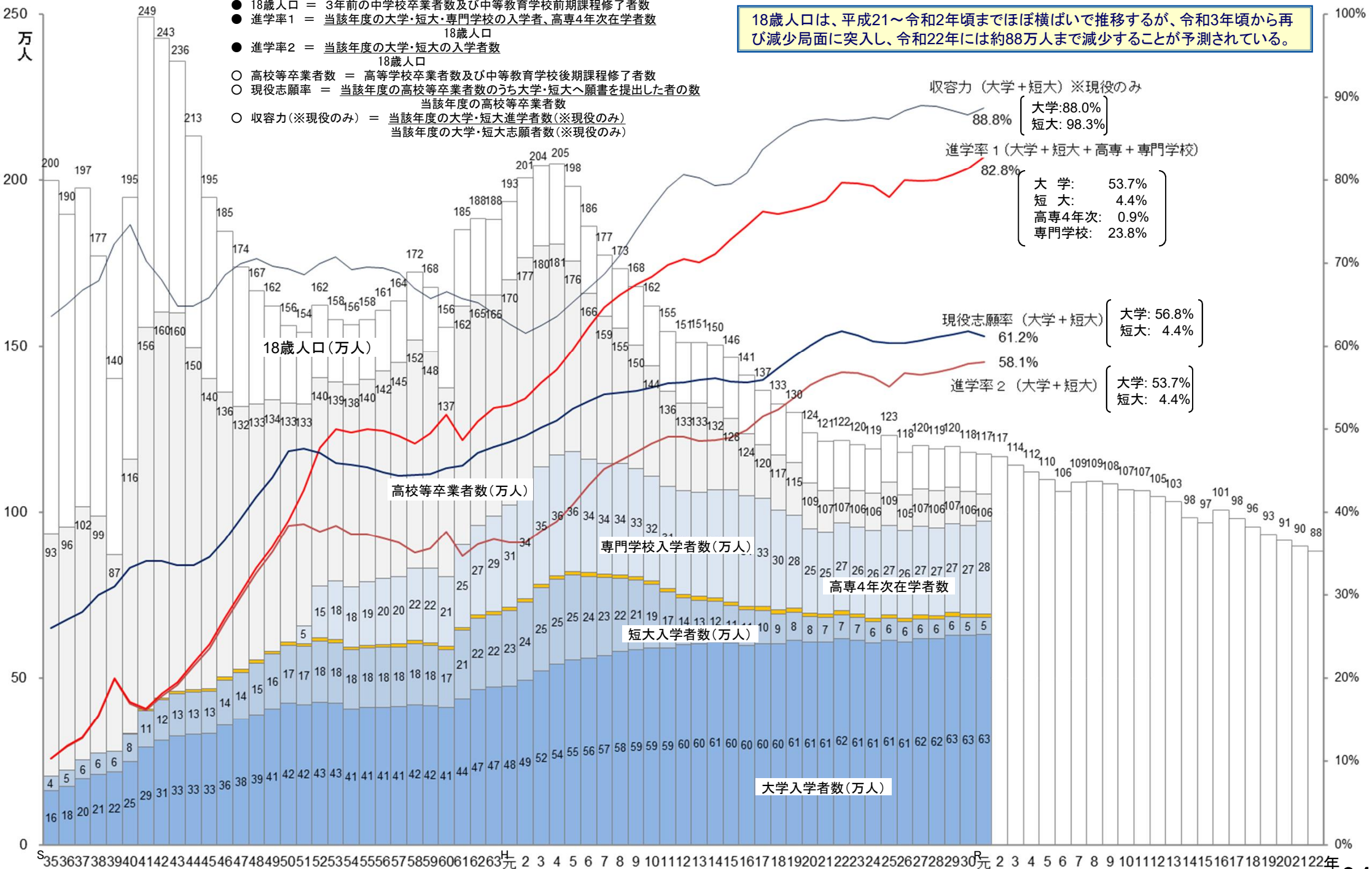
- ・学群・学類の枠に依らない「**文系**」「**理系Ⅰ**」「**理系Ⅱ**」「**理系Ⅲ**」の区分により選抜。
- ・1年間の主体的かつ幅広い分野の学修を経て、本人の志望と、入学後の成績や適性に基づき、2年次から所属する学群・学類を決定。
- ・入学後に**学問分野を俯瞰**しながら専門を定め、**自らのキャリアを主体的に切り拓きたい人**のための入試。
- ・前期日程(総合選抜)では「**調査書**」を**点数化**して主体性等を評価。

7. 大学入学者数等の推移

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～令和2年頃までほぼ横ばいで推移するが、令和3年頃から再び減少局面に突入し、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校への入学者、高専4年次在学者数 / 18歳人口
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数 / 18歳人口
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数 / 当該年度の高校等卒業生数
- 収容力(※現役のみ) = 当該年度の大学・短大進学者数(※現役のみ) / 当該年度の大学・短大志願者数(※現役のみ)



出典: 文部科学省「学校基本統計」令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

高等学校卒業生数・大学(学部)志願者数・大学(学部)入学定員の推移

年度	高等学校等 卒業生数	大学(学部) 入学志願者数	大学(学部)入学者数				大学(学部)入学定員				大学(学部) 進学率
	計	計	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 10	1,441,061	790,423	590,743	107,311	21,205	462,227	515,735	102,526	19,813	393,396	36.4%
11	1,362,682	756,422	589,559	105,240	22,629	461,690	524,807	99,899	21,011	403,897	38.2%
12	1,328,940	745,200	599,655	103,054	23,578	473,023	535,445	97,297	21,792	416,356	39.7%
13	1,327,109	750,331	603,953	103,013	24,125	476,815	539,370	97,337	22,289	419,744	39.9%
14	1,315,079	756,333	609,337	103,301	24,276	481,760	543,319	97,072	22,399	423,848	40.5%
15	1,281,656	742,934	604,785	103,762	25,153	475,870	543,818	97,187	22,916	423,715	41.3%
16	1,235,482	722,227	598,331	103,552	25,074	469,705	545,261	96,525	23,084	425,652	42.4%
17	1,203,251	699,732	603,760	104,130	26,050	473,580	551,775	96,485	24,063	431,227	44.2%
18	1,172,087	690,435	603,054	104,027	26,935	472,092	561,959	96,393	25,033	440,533	45.5%
19	1,148,108	689,673	613,613	102,455	26,967	484,191	567,123	96,278	25,235	445,610	47.2%
20	1,089,188	670,371	607,159	102,345	27,461	477,353	570,250	95,956	25,462	448,832	49.1%
21	1,065,412	668,590	608,731	101,847	28,414	478,470	573,223	96,272	26,532	450,419	50.2%
22	1,071,422	680,644	619,119	101,310	29,107	488,702	575,325	96,447	27,397	451,481	50.9%
23	1,064,074	674,696	612,858	101,917	29,657	481,284	578,427	96,458	27,742	454,227	51.0%
24	1,056,387	664,334	605,390	101,181	30,017	474,192	581,428	96,497	27,987	456,944	50.8%
25	1,091,614	679,199	614,183	100,940	30,044	483,199	583,618	96,512	28,395	458,711	49.9%
26	1,051,343	661,555	608,247	100,874	30,669	476,704	586,024	96,465	28,823	460,736	51.5%
27	1,068,989	666,327	617,507	100,631	30,940	485,936	588,962	96,277	28,843	463,842	51.5%
28	1,064,352	665,237	618,423	100,146	31,307	486,970	593,347	95,981	29,317	468,049	52.0%
29	1,074,655	679,004	629,733	99,462	31,979	498,292	606,835	95,693	29,858	481,284	52.6%
30	1,061,565	679,040	628,821	99,371	33,073	496,377	616,697	95,650	32,717	488,330	53.3%
31	1,055,807	673,844	631,267	99,136	33,712	498,419					53.7%

※高校学校等卒業生数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の前年度の卒業生数(現役のみ)

※大学(学部)入学志願者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生のうち、大学(学部)への入学志願者数(過年度卒業生を含む)

※大学(学部)入学志願者数については、同一人が2校(学部)以上を志願した場合も1名として計上される。

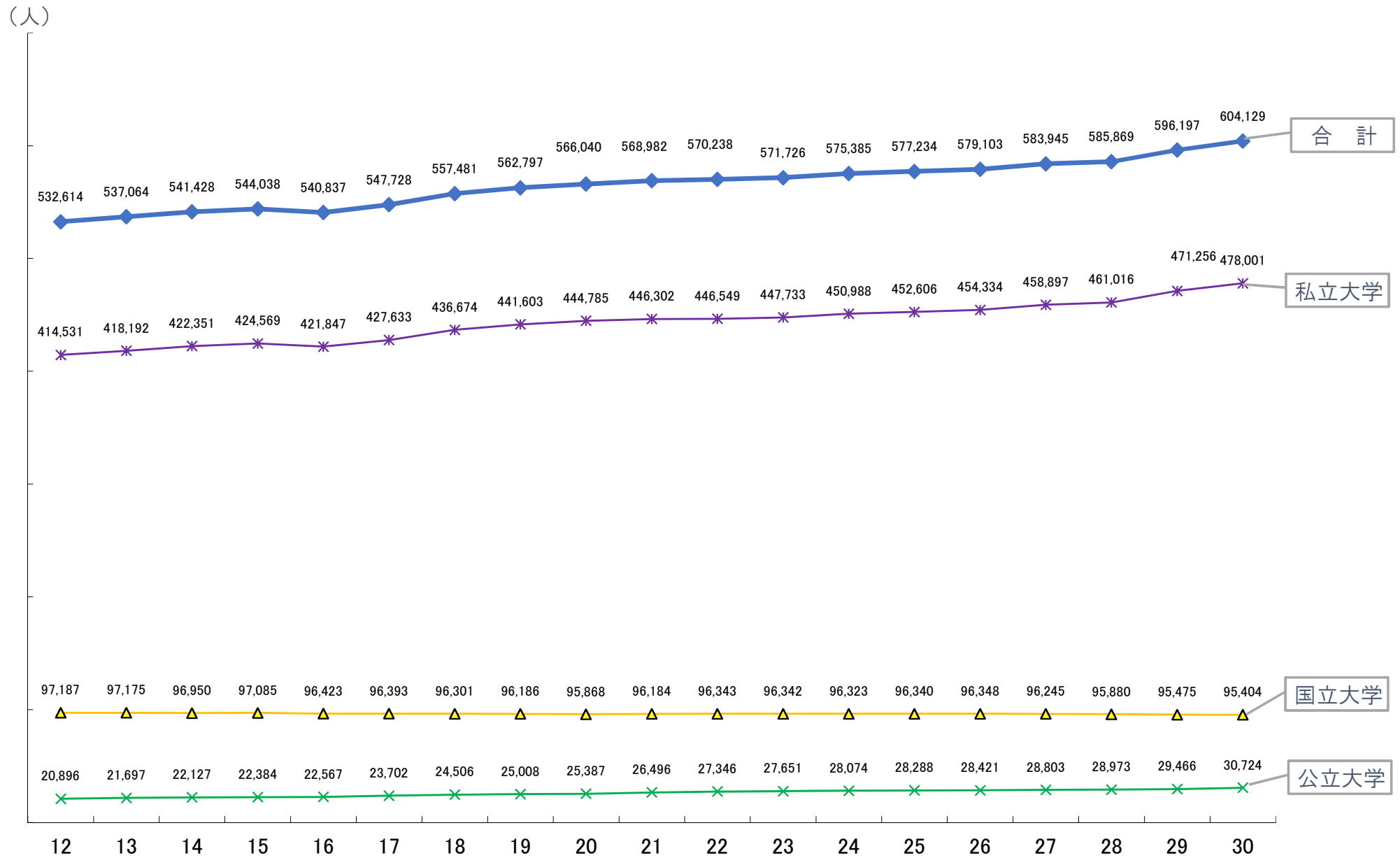
※大学(学部)入学者数・・・大学(学部)への入学者数(過年度卒業生を含む)

※大学(学部)進学率・・・大学(学部)入学者数/18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数)

出典:高等学校等卒業生数、大学(学部)入学志願者数、大学(学部)入学者数・・・文部科学省『学校基本統計』

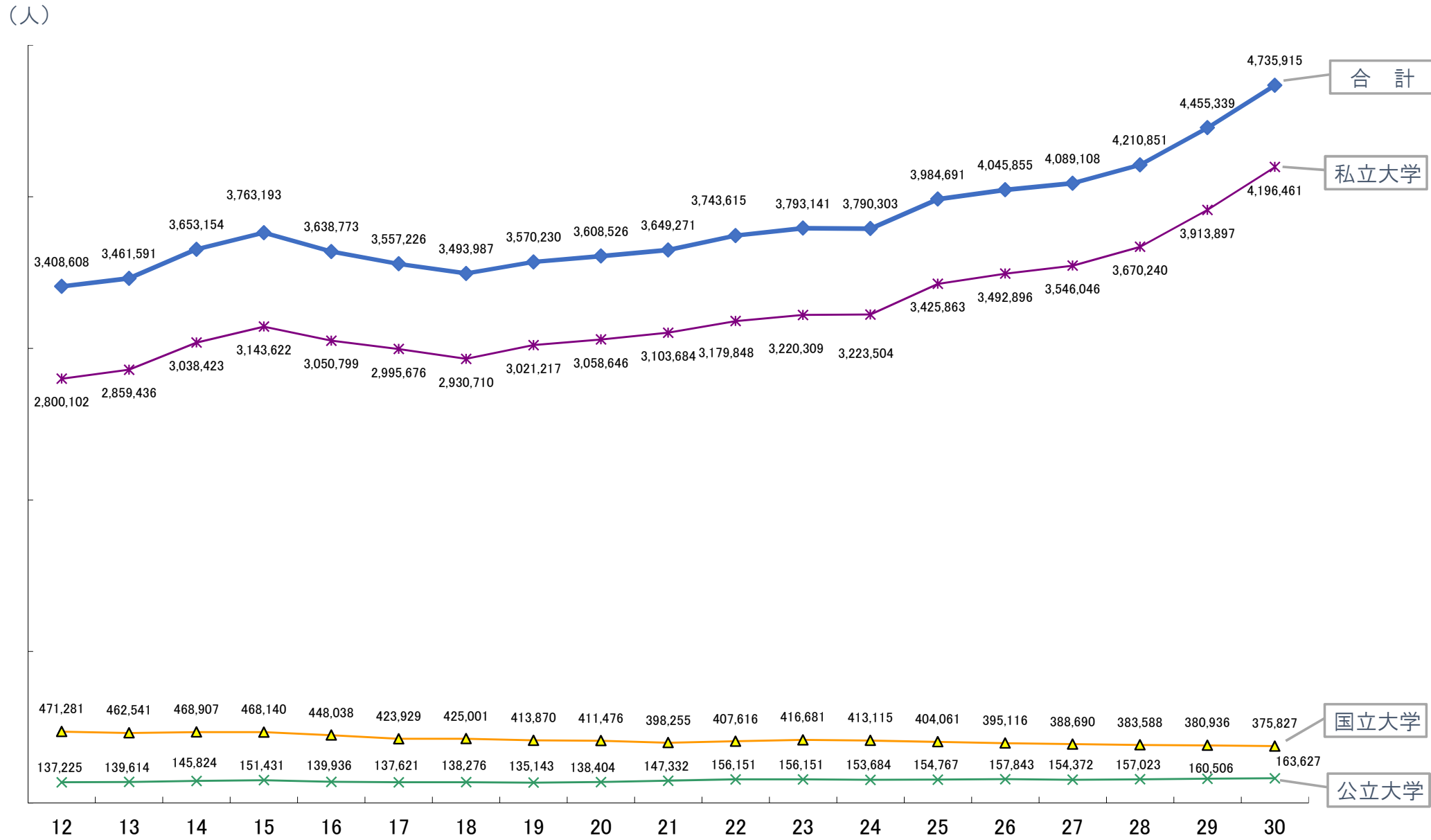
大学(学部)入学定員・・・全国大学一覧

入学定員(募集人員)の推移



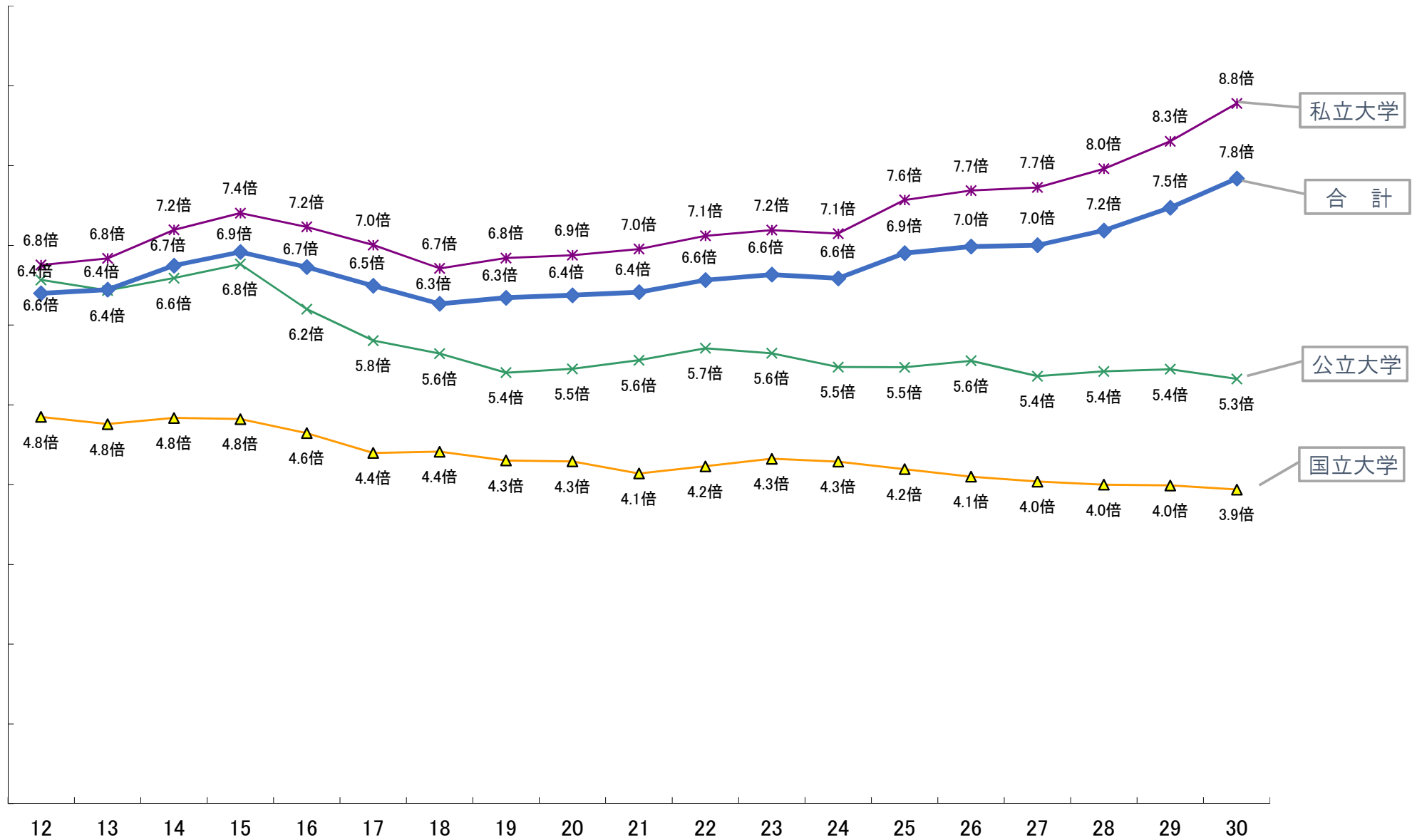
※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

入学志願者の推移(延べ数)



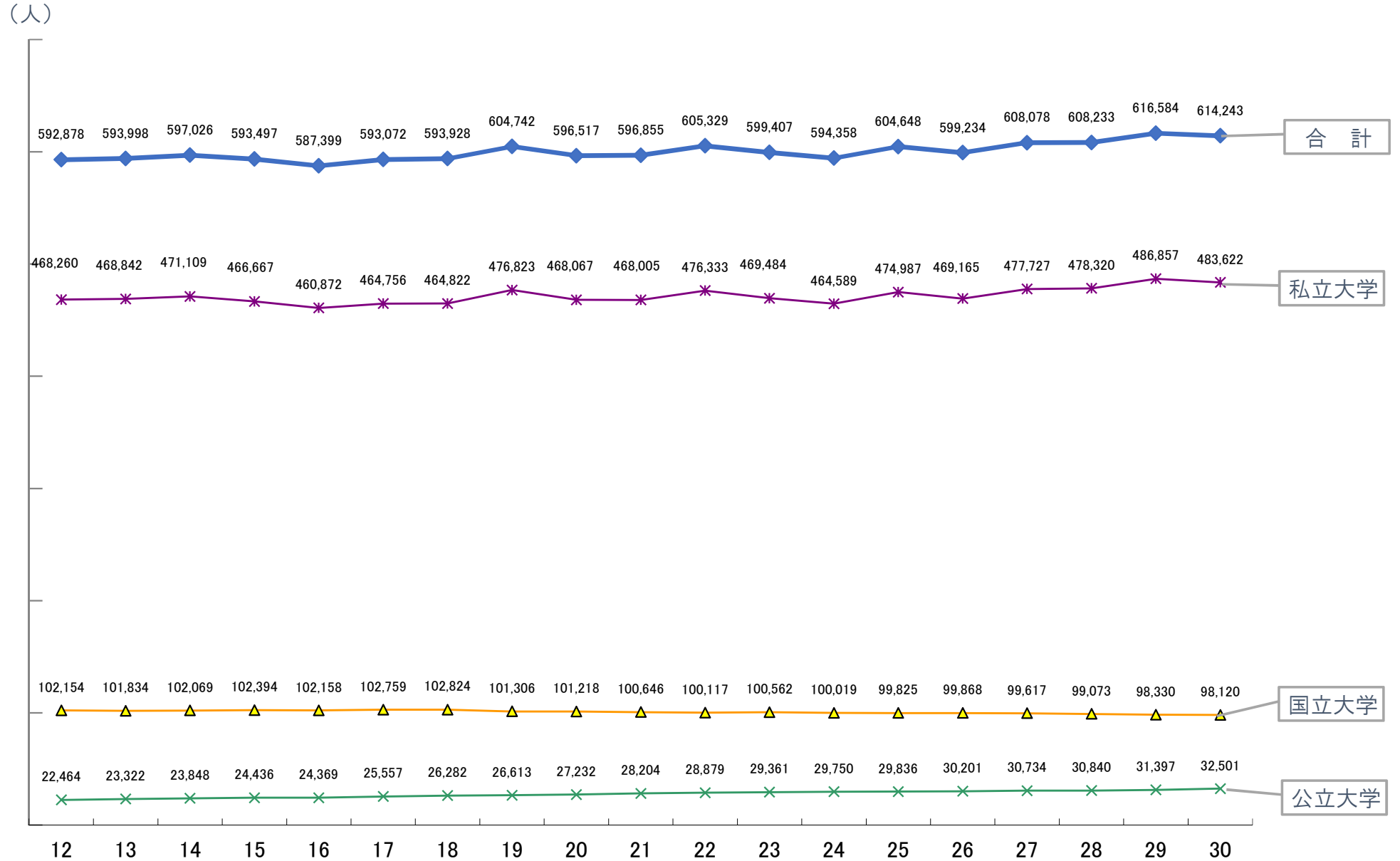
※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

志願倍率の推移



※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

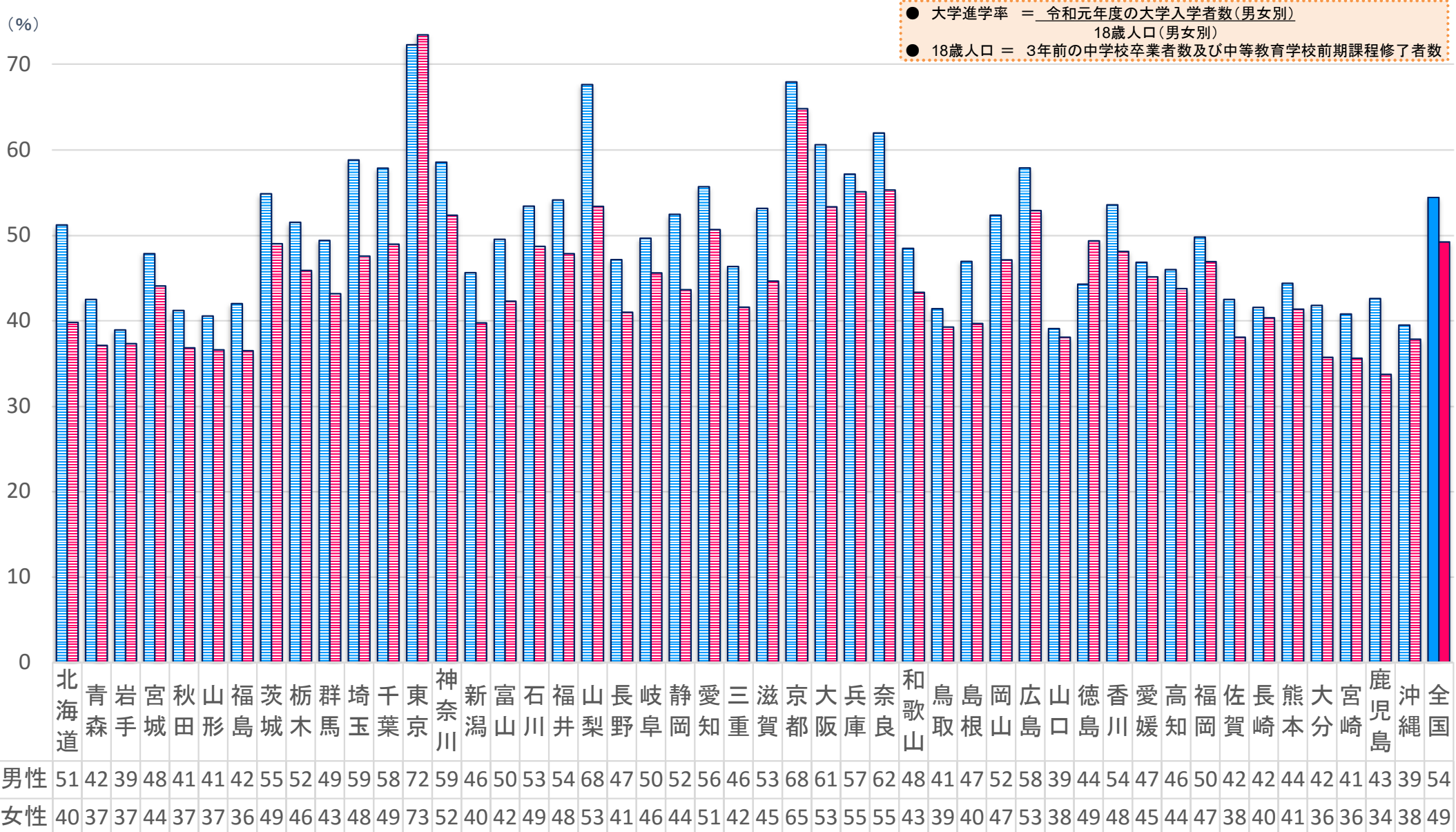
入学者数の推移



※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

都道府県別大学進学率(男女別)

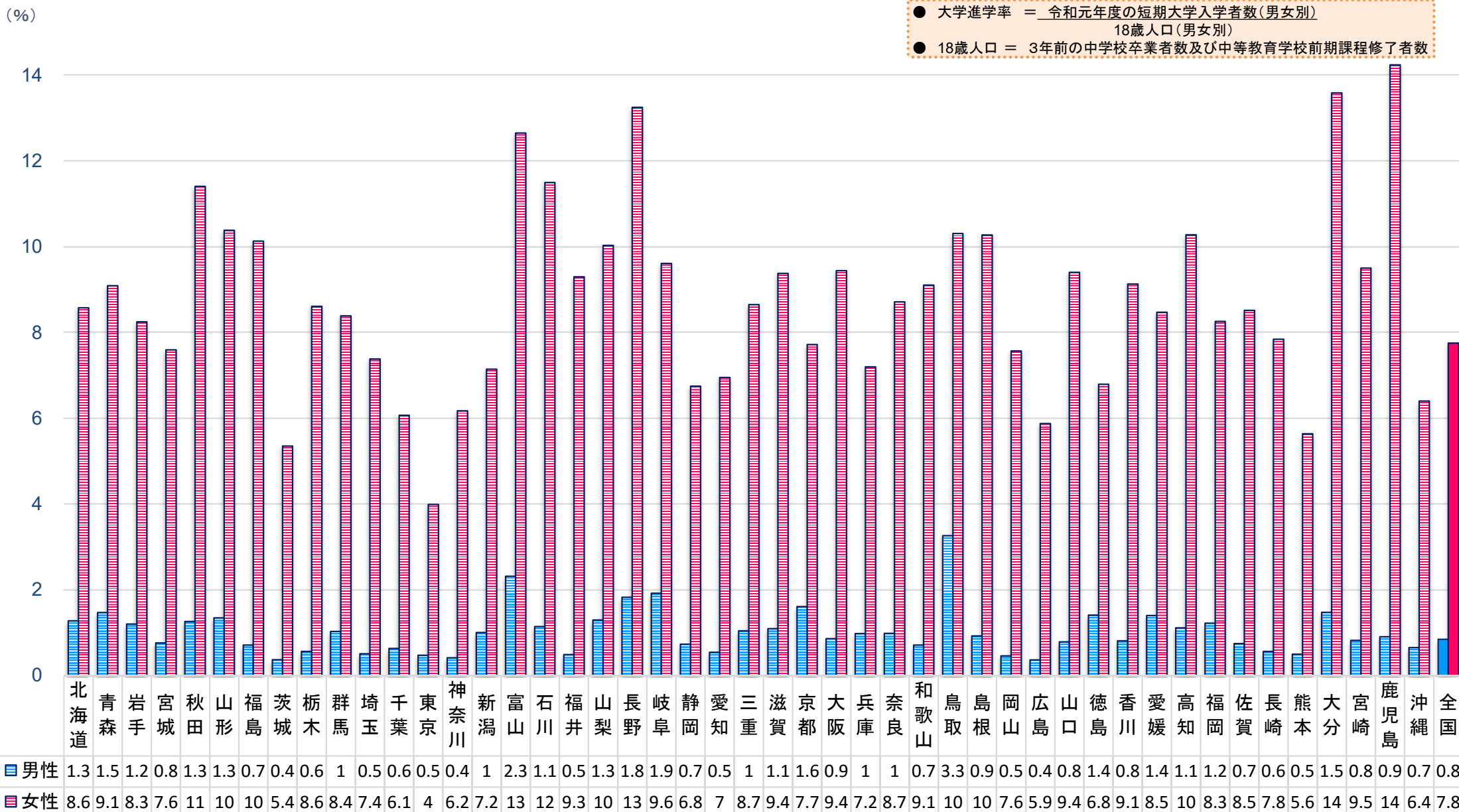
大学進学率を男女別にみると、東京都と徳島県を除く45道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は①山梨県(14.3ポイント)、②北海道(11.3ポイント)、③埼玉県(11.4ポイント)、④千葉県(8.9ポイント)の順に高い。



(出典) 文部科学省「令和元年度学校基本統計(速報値)」

都道府県別短期大学進学率(男女別)

短期大学進学率を男女別にみると、全都道府県で女性が男性を上回っており、全国的には女性が7.8%、男性が0.8%となっている。女性の短期大学進学率は、①鹿児島県（14.3%）、②大分県（13.6%）、③長野県（13.3%）の順に高くなっている。



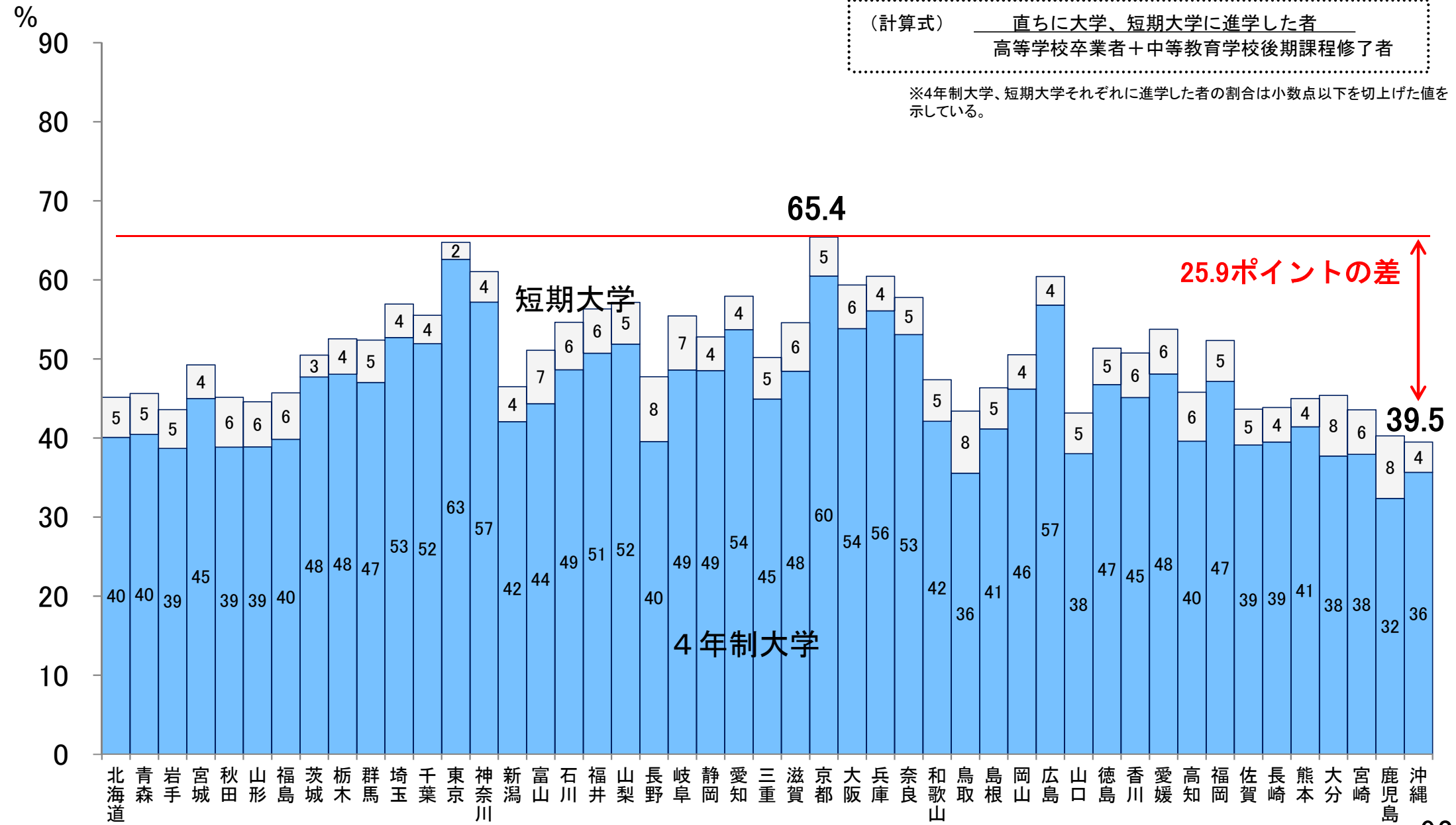
(出典)文部科学省「令和元年度学校基本統計(速報値)」

高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率(都道府県別)

平成30年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率は、京都(65.4%)が最も高く、沖縄(39.5%)が最も低い。

(計算式)
$$\frac{\text{直ちに大学、短期大学に進学した者}}{\text{高等学校卒業生} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$$

※4年制大学、短期大学それぞれに進学した者の割合は小数点以下を切上げた値を示している。



18歳人口と大学進学率等の推移(男女別)

- 昭和50年(1975年)と比べて、女性の大学入学者数は約19万人増加、進学率も約38ポイント増加。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

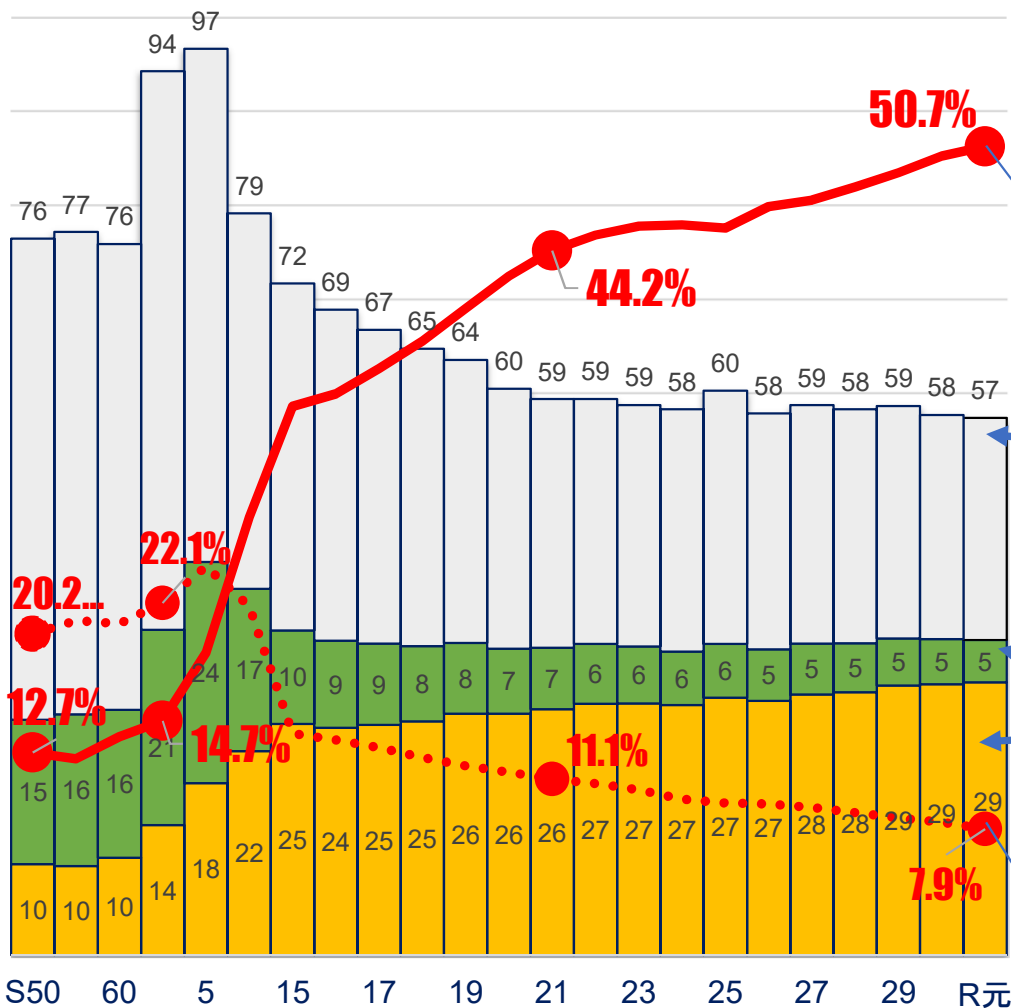
H21→R1

大学進学率: 約**6.5**ポイント増

大学入学者数: 約**3**万人増

女性

(万人)



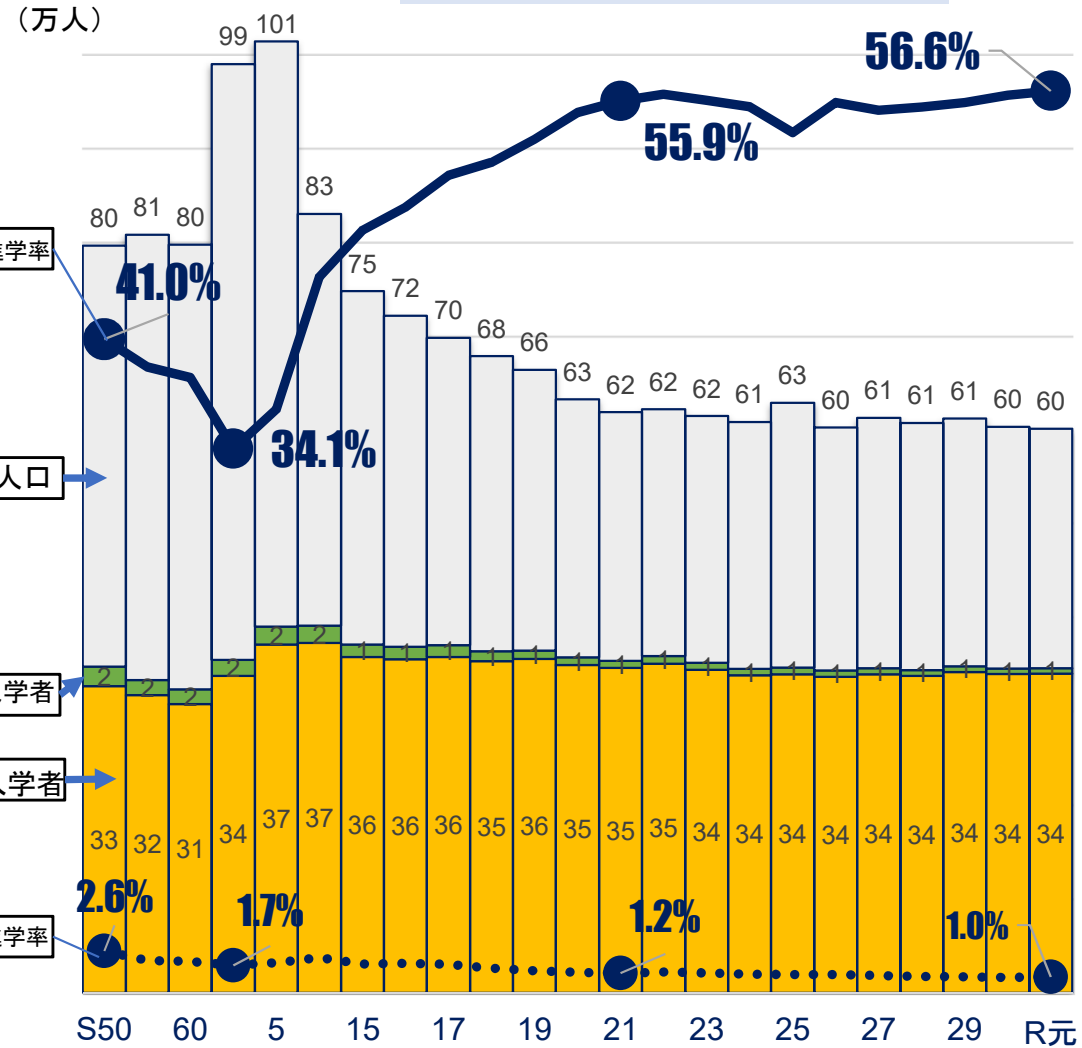
H21→R1

大学進学率: 約**0.7**ポイント増

大学入学者数: ほぼ横ばい

男性

(万人)



8. 障害等のある入学志願者への配慮の状況

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
- 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行 (※施行後3年を目途に見直し)の検討開始)
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**
(観点例) 安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生防止 等
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不适当。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。
(場面例) 入学前の相談・入試 / 授業(講義・実習・演習・実技・実験) / 研究室の選択
/ 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」(第一次まとめ)

- 障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁(「社会的障壁」)と相対することによって生ずるという「社会モデル」**の考え方を取り入れている。
→ **この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる。**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

障害者基本法 第4条

基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（私立学校など）

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)②

- 障害者基本法(第4条)の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- 障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定し、国・地方公共団体等(国公立大学)や事業者(私立大学)に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。**
- 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定(事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待)
- 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)(※2)	所掌する分野について策定義務(第11条1項)(※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針(※3)の対象

※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

→ 平成27年12月 9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知)

障害者差別解消法により、国公立大学 ⇒ 障害者に対する合理的配慮の提供は法的義務
私立大学 ⇒ 努力義務

合理的配慮

出典：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

基本的な考え方

- 事務・事業を行うに当たり、**個々の場面**において、
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、
- その実施に伴う**負担が過重でない**ときは、
- 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

※多様かつ個別性が高い

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる = 個々の障害者に対し、その状況に応じて**個別に実施**される

※代替措置の選択も検討

双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

※過重な負担

・個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断

- ①事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)、②実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況

・過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数(区分別)

(単位：人)

区 分	平成31年度試験決定者数 (志願者数に占める割合)	平成30年度試験決定者数 (志願者数に占める割合)
視覚障害	107	103
	(0.02%)	(0.02%)
聴覚障害	448	477
	(0.08%)	(0.08%)
肢体不自由	284	283
	(0.05%)	(0.05%)
病弱	520	142
	(0.09%)	(0.02%)
発達障害	335	310
	(0.06%)	(0.05%)
その他	1,236	1,558
	(0.21%)	(0.27%)
合 計	2,930	2,873
	(0.51%)	(0.49%)

※平成31年度志願者数：576,830人、平成30年度志願者数：582,671人

【備考】

- 複数の区分に該当する者は、主たる区分に計上。
- 平成30年度試験まで「消化器疾患」は「その他」区分に計上していたが、平成31年度試験から「病弱」区分に含めることとし、『受験上の配慮案内』において、例示として明記している。
なお、平成30年度試験の決定者数「その他」区分1,558人のうち、「消化器疾患」は388人、平成31年度試験の「病弱」区分520人のうち、「消化器疾患」は394人であった。

大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数(配慮事項別)

(単位：人)

区分	配慮内容	平成31年度試験 決定者数	平成30年度試験 決定者数	
視覚障害	点字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	9	12
		リスニング音止め方式	1	0
	文字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	34	42
		リスニング音止め方式	12	6
	文字解答（別室）	10	8	
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	46	45
		22ポイント	15	17
その他（拡大鏡等の持参使用，座席指定等）	137	83		
聴覚障害	リスニングの免除	216	223	
聴覚障害	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式等	167	195	
	手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達	62	61	
	注意事項等の文書による伝達	177	174	
	その他（補聴器又は人工内耳の装用，座席指定等）	640	654	
肢体不自由	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	32	28
		リスニング音止め方式	3	8
	チェック解答（別室）	24	19	
	代筆解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	2	2
		リスニング音止め方式	5	2
	代筆解答（別室）	1	2	
	別室の設定	35	36	
座席の指定	115	113		
その他（車イスの持参，試験場への乗用車での入構，杖の持参使用，付添者の同伴等）	910	900		
病弱	別室の設定	147	78	
	座席の指定	332	52	
	その他（車イスの持参，試験場への乗用車での入構，杖の持参使用，付添者の同伴等）	444	179	

(単位：人)

区分	配慮内容	平成31年度試験 決定者数	平成30年度試験 決定者数	
発達障害	マークシート解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	27	48
		リスニング音止め方式	4	11
	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	6	4
		リスニング音止め方式	6	1
	チェック解答（別室）	47	32	
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	37	24
		22ポイント	3	5
別室の設定	184	162		
その他（注意事項等の文書による伝達等）	227	112		
その他	別室の設定	857	924	
	座席の指定	248	519	
	その他（車イスの持参，試験場への乗用車での入構，杖の持参使用，付添者の同伴等）	361	671	
合 計		5,583	5,452	

※合計人数は、延べ人数

障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）

○特別措置を実施した学校数は459校。

○実施校数が多いのは「別室を設定」が最も多く(246校)、次いで「補聴器の持参使用」(198校)、「文書による伝達」(180校)、「試験時間の延長」(172校)と「トイレに近接する試験室に指定」(172校)。

○障害種別では「視覚・言語障害」についての実施が最も多い(265校)。

措置事項	特別措置を実施した学校数	別室を設定	補聴器の持参使用	文書による伝達	試験時間の延長	トイレに近接する試験室に指定	車椅子等の持参使用	試験場への車での入構許可	拡大文字問題の準備	介助者の付与	試験室を一階に設定	拡大解答用紙の準備	特製機の使用	拡大鏡等の持参使用	松葉杖の持参使用	チェック解答	手話通訳者の付与	パソコン等の持参使用	窓側の明るい席の指定	点字問題を点字で解答	照明器具の準備	マークシートに替えて文字で回答	音声で出題し音声で解答	その他
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
実施校数	459	246	198	180	172	172	167	166	88	84	80	74	74	68	66	44	32	24	18	17	14	12	0	317
視覚障害	108	59	0	4	67	3	1	8	69	10	2	44	13	56	1	17	0	7	8	17	10	9	0	47
聴覚・言語障害	265	41	198	157	14	5	3	14	0	6	4	0	0	1	0	0	32	3	2	0	0	0	0	179
肢体不自由	217	91	1	1	67	90	144	110	14	58	62	21	59	1	60	23	0	11	1	0	5	1	0	114
病弱・虚弱	160	88	2	1	22	61	20	43	3	8	20	4	9	3	6	5	0	2	2	0	0	0	0	114
重複	35	17	2	4	14	12	17	21	4	13	7	4	9	5	3	4	2	5	1	1	0	1	0	25
発達障害 (診断書有)	149	111	0	54	65	15	1	11	13	5	3	12	0	4	1	14	0	0	4	0	0	2	0	70
精神障害	146	87	1	8	10	52	2	12	0	3	7	2	1	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	94
その他の障害	143	55	0	1	6	69	5	22	2	3	5	3	3	2	1	2	0	2	0	0	1	0	0	110

※ 特別措置した校数は、大学(大学院、大学院大学及び専攻科を含む)、短期大学(大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科含む)、高等専門学校(専攻科を含む)

(平成30年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(日本学生支援機構)より作成)

9. 子供の貧困対策と大学入試

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ① 現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び② 議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ▶ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ▶ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ▶ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備

少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等

- **真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**

子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）

- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**

- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

III 子供の貧困に関する指標

- **生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率**
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育保の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- **大学等進学に対する教育機会の提供**
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

第4 指標の改善に向けた重点施策

（4）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の修学支援）

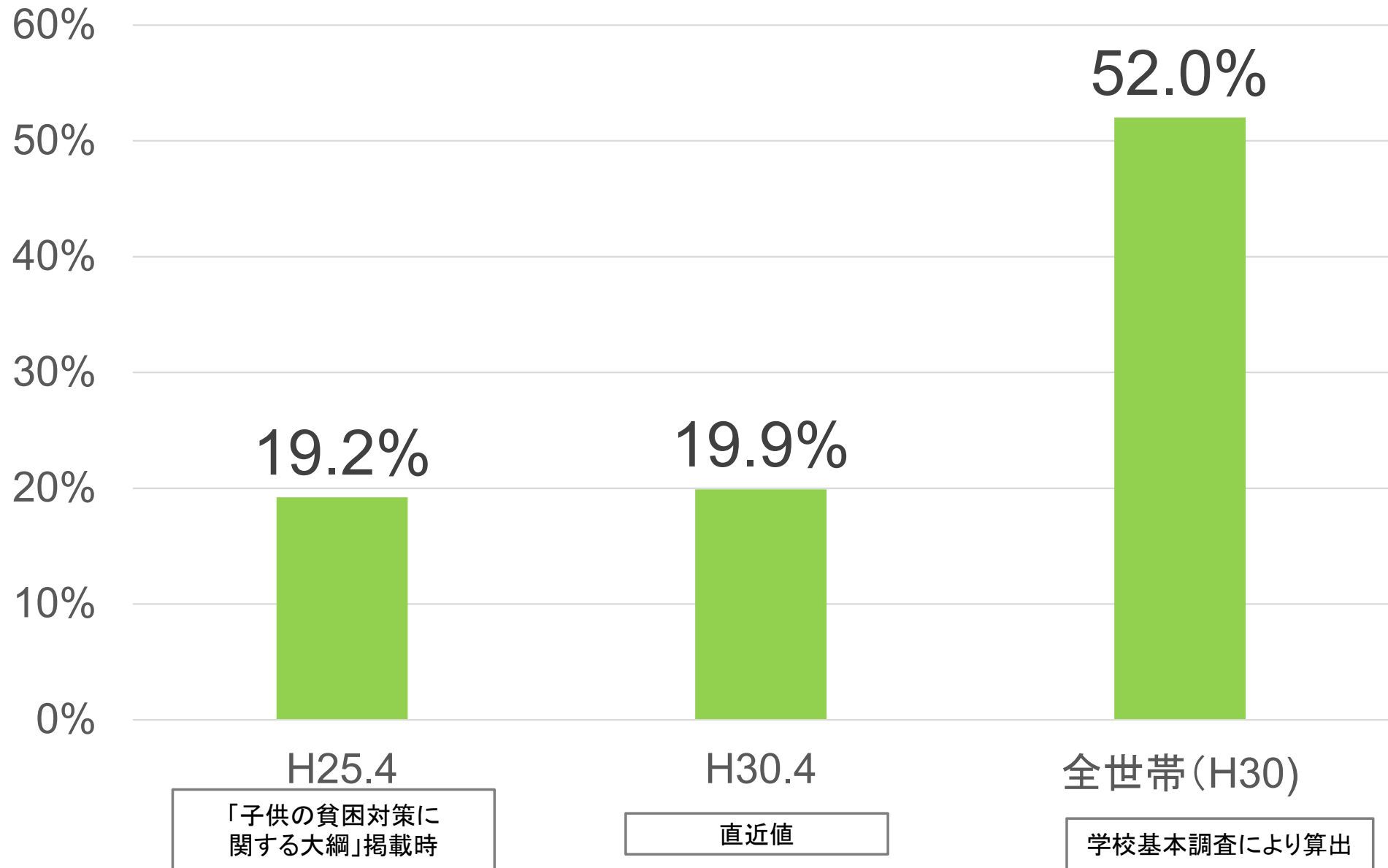
高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

生活保護世帯に属する子供の大学等進学率



※内閣府HP掲載資料より文部科学省にて作成
※「H25.4.」及び「H30.4.1」は厚生労働省社会・援護局保健課調べ
※「全世帯(H30)」は文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出(H30.5.1現在)